Quick Biz **WEB 相続税申告書** 取扱説明書

目次

E	次·····	1
框	続税申告書・ログイン後、データを作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	. 相続税の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	相続税申告書・早わかりガイド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	早わかり1.被相続人登録	8
	早わかり2.相続人登録	9
	早わかり3.税理士登録	0
	早わかり4.「財産評価データ」の作成	1
	早わかり5.「財産・債務データ」の作成	2
	早わかり6.「相続税申告書」の作成	9
	早わかり7.「相続税申告書」の印刷	0
	早わかり8. 「税務代理権限証書」の作成・印刷2	1
	早わかり9. 「遺産分割協議書」の作成・印刷2	2
	相続①第9表(生命保険)と相続②第10表(退職手当)を画面で確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	4
	相続③第11・11の2表の付表1、および別表1を作成します。2	5
	相続④第11表(課税財産)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	相続⑤第13表(債務および葬式費用)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

	相続⑥第14表(暦年課柷分の川昇贈与・公金法人等の明細)を作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	相続⑦第15表(相続財産の種類別価額表)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	相続⑧第2表(相続税の総額の計算書)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	相続⑨第1表(相続税の申告書)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	相続⑩第4表・第4表の付表(相続税額の加算金額の計算書)・第4表の2(暦年課税分の贈与税額控除額の計算	算書)
	を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	相続⑪第5表(配偶者の税額軽減額の計算書)を確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	相続⑫第6表(未成年者控除額・障害者控除額の計算書)を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	相続⑬第7表(相次相続控除額の計算書)を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	相続⑭第8表(外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書)を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2	2. 基本登録	43
	2-1. データ情報登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	2-2. 被相続人登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	2-3. 相続人登録	45
3	3. 財産入力	47
	3-1. 土地·····	47
	3-2. 家屋•構築物·····	48
	3-3. 事業用財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	3-4. 有価証券	49
	3-5. 現金•預貯金	50
	3-6. 家庭用財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	3-7. その他の財産(生命保険金等·退職手当金等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	3-8. その他の財産(立木・その他財産) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	3-9. その他の財産(定期金に関する権利・生命保険契約に関する権利・信託受益権・特許権、実用新案	
	意匠権、商標権等 • 営業権)····································	52
	3-10. 代償財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	3-11. 債務	
	3-12. 葬式費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
/	4. 相続税申告書······	
	+・ 台刺が中口音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2表 相続税の総額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3表 農業相続税人がいる場合の各人の算出税額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61

	第4表・第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
	第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	第5表 配偶者の税額軽減額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	第7表 相次相続控除額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	第8の2表の付表1・付表2・付表3・付表4	74
	第8の2表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	第8の3表の付表、第8の3表	84
	第8の4表の付表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	第8の4表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	納税猶予税額等入力(第8の2の2表・第8の5表・第8の6表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9 1
	第9表 生命保険金などの明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	第 10 表 退職手当金などの明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
	第 11表 相続税がかかる財産の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	第 11の2表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書	95
	第 11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
	第11・11の2表の付表1(別表1) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	第 12 表 特例農地等の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	第 13表 債務及び葬式費用の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·101
	第 14表 暦年課税分の加算贈与・公益法人等の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·103
	第 15表 相続財産の種類別価額表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·105
Ę	5. 相続税修正申告書	·107
	【令和5年以後】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	第1表 相続税の申告書(修正申告書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	第8表 2農地等納税猶予税額の計算書(修正申告書計算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·11C
	第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)(修正申告書用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·111
	【令和4年以前】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·113
	第1表 相続税の修正申告書(第8の8表 納税猶予税額の内訳書(印刷))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·113
	第3表・第8表2 農業相続人算出税額・農地等納税猶予税額の計算書(修正申告用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··115
	第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)(修正申告書用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117

第8の3表 山林納税猶予税額の計算書(修正申告書用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(修正申告書用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
【Microsoft Edge】Internet Explorer モードの設定、印刷設定方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
相続税申告書の印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
相続税申告書第1表の印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
6. 財産評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
6-1. 土地等の評価明細書の作成	131
6-2.財産評価明細書 配偶者居住権等の評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
6-3. 財産評価明細書 市街地農地等の評価明細書	147
6-4. 財産評価明細書 取引相場のない株式の評価明細書	151
第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
第2表 特定の評価会社の判定の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
第3表 一般の評価会社の株式の価額計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
第4表 類似業種比準価額等の計算明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
第7表 株式保有特定会社の株式価額の計算明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
第8表 株式保有特定会社の株式価額の計算明細書(続) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
6-5. 上場株式の評価明細書	· · · · · · · 170
6-6. 店頭銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書	173
6-7. 営業権の評価明細書	174
6-8. 定期金に関する権利の評価明細書	176
6-9. 定期預金等の評価明細書	·····180
6-10. 山林・森林の立木の評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	181
6-11. 財産 - 覧表····································	183
6-12. 財産一覧表から相続税への転記箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	185
7. その他	195
7-1. 税務代理権限証書	196
7-2. 税理士法第 33 条の2第1項	199
7-3. 税理士法第 33 条の2第2項	205
7-4. 遺産分割協議書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
7-5.相続税の申告チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213

8.	連続印刷	<u>2</u> 14
9.	オペレーター管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	<u>2</u> 16
10.	お問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	218

相続税申告書・ログイン後、データを作成します。

「事務所ID」「ログインID」「パスワード」を入力して、ログインします。

「WEB相続税トップメニュー」を表示しますので、「データ選択」を開きます。



「新規追加」ボタンをクリックします。

	ŕ	合和O年01月01日以降用相和	続税 対象データ選択	戻る
[データ識別名検索]		検索りリア		相続税 修正申告 贈与税
[表示順] 登録降川	<u> </u>			令和○年01月01日以降用相続税 ✔
新規追加	データ識別名	相続開始年月日 年 版	データメモ	
		令和5年5月10日		

データ情報画面を表示します。被相続人氏名の入力、対応税制年度の選択、相続開始年月日の入力をして、「登録」ボタンをクリックします。続けて「終了」ボタンをクリックします。



「相続税トップメニュー」を表示します。



1. 相続税の流れ

はじめに行う作業	
基本登録の入力	

①「被相続人登録」

②「相続人登録」

③「税理士登録」



財産評価データの作成 (※必要な場合に作成します)

④「財産評価データ」の作成



相続税申告書の作成

⑤「財産・債務データ」の作成

⑥「相続税申告書」の作成



相続税申告書の印刷

⑦「相続税申告書」の印刷



その他の帳票作成・印刷

⑧「税務代理権限証書」の作成・印刷

⑨「遺産分割協議書」の作成・印刷

相続税申告書・早わかりガイド

「相続税の流れ」の順番にそって、簡単に内容をご紹介します。

早わかり1. 被相続人登録

「基本登録」の「被相続人登録」を開き、被相続人の情報を入力します。





「基本登録」の「相続人登録」を開き、相続人の情報を入力します。





早わかり3. 税理士登録

「税理士登録」を開き、税理士の情報を入力します。





「評価明細書」を開き、データを入力します。





早わかり5.「財産・債務データ」の作成

- A) 「財産と債務データの入力」から行う方法と、B) 「財産評価から相続税へ転記」で作成する方法の2つがあります。
- A)「財産と債務データ入力」を開き、データを入力します。







「財産一覧表」を開き、入力したデータを確認します。





「第11表プレビュー」を開き、入力したデータを確認します。

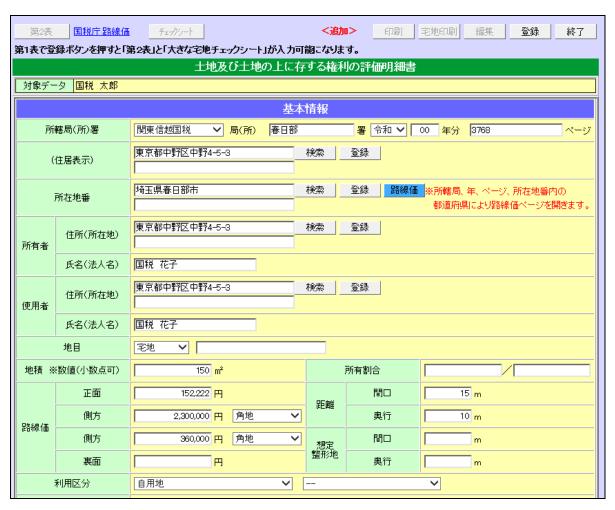




[※]令和6年1月分以降、第11表様式が変更となりましたが、従来様式での提出が可能であることから、 令和6年においては従来様式のままとなっております。ご承知おきいただきますようお願いします。

B) 「財産評価」で作成したデータを財産一覧表から相続税へ転記します。 財産評価でデータを入力します。





「財産一覧表」を開き、相続税へ転記したい財産にチェックをつけて「相続税へ連動」をクリックします。





「財産と債務データ入力」から「財産一覧表」を開き、転記したデータを確認します。





必要に応じて、「編集」ボタンから足りない箇所の入力を行います。



「第11表プレビュー」を開き、入力したデータを確認します。





※令和6年1月分以降、第11表様式が変更となりましたが、従来様式での提出が可能であることから、 令和6年においては従来様式のままとなっております。ご承知おきいただきますようお願いします。 早わかり 5.で入力した財産データ、債務データを元に申告書を作成します。 入力画面左側から簡単に表の切り替えが出来ます。



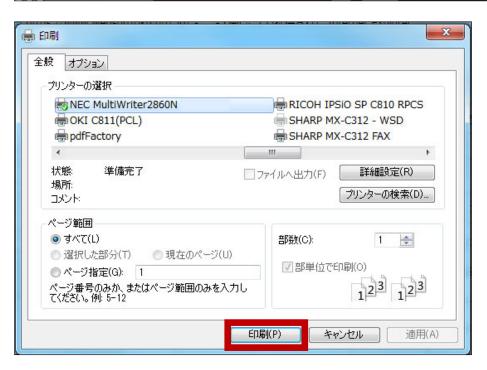
他表へのリンクボタンをクリックすると、表示が切り替わります。

早わかり6.で作成した相続税申告書を印刷します。

「印刷」ボタンをクリックすると印刷指定画面が出ますのでそちらからプリンタを指定して印刷します。





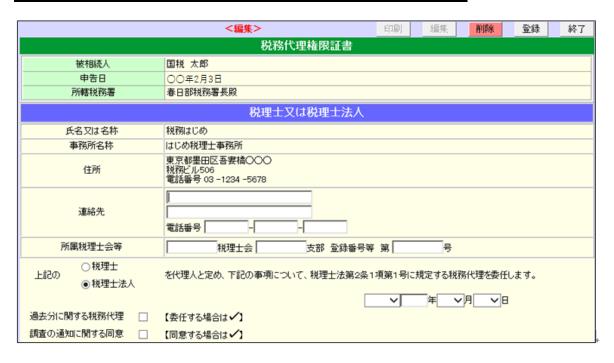


早わかり8.「税務代理権限証書」の作成・印刷

「その他」から「税務代理権限証書」を開いて入力します。 登録後、「印刷」ボタンから印刷します。







早わかり9.「遺産分割協議書」の作成・印刷

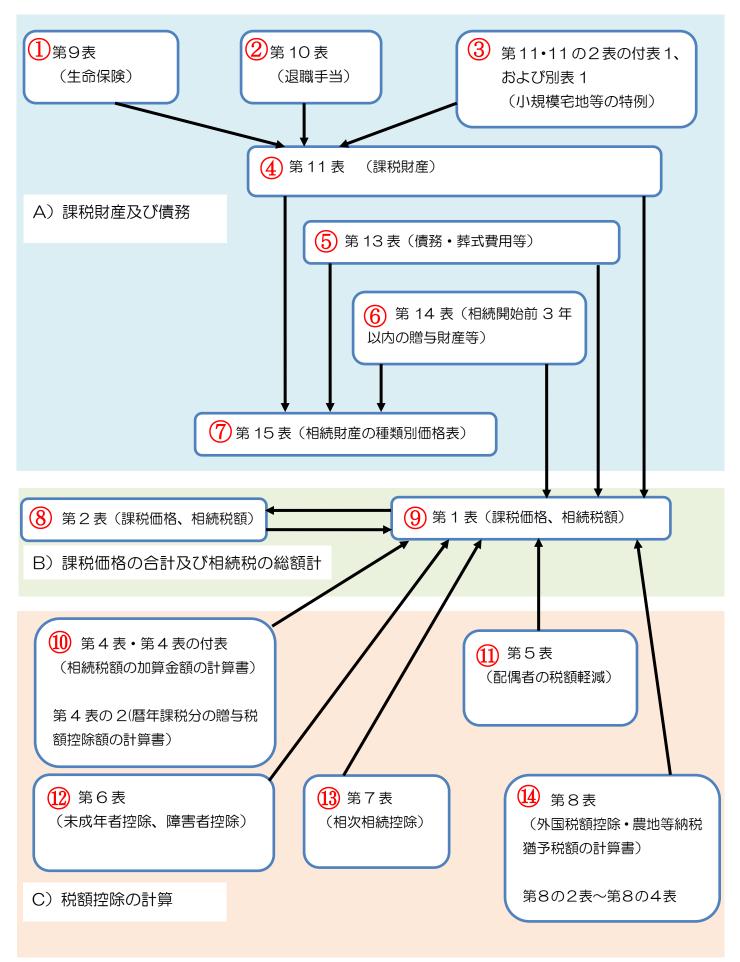
「その他」から「遺産分割協議書」を開いて協議書作成日を入力します。 登録後、「印刷」ボタンから印刷します。 ※ [出力] ボタンでCSV搬出してご利用いただけます。





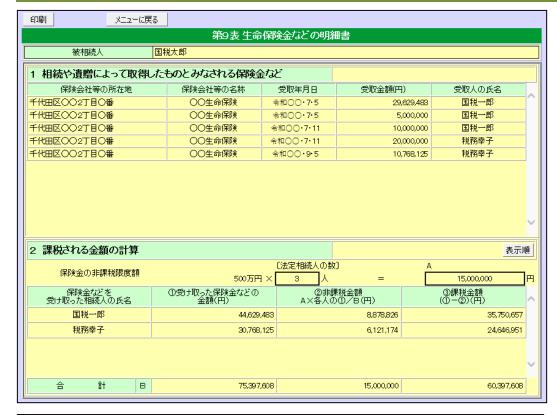


相続税申告書の記載順序

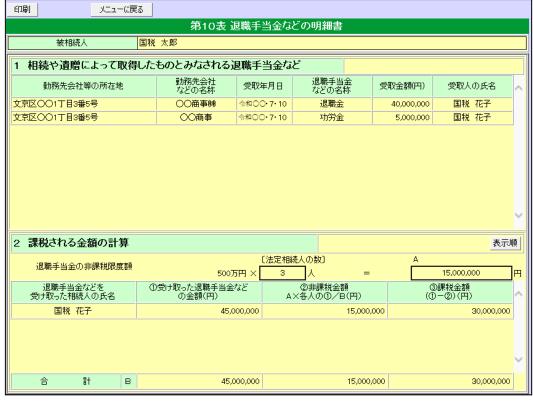


A) 税財産および債務

相続①第9表(生命保険)と相続②第10表(退職手当)を画面で確認



第9表(生命保険)



第10表(退職手当)

相続3第11・11の2表の付表1、および別表1を作成します。

- 小規模宅地の特例入力手順は、該当の宅地を1人で相続するか分割して相続するかで変わります。
 - A) 該当の宅地を1人で相続する(別表なし)
 - B) 該当の宅地を分割して相続する(別表あり)
- の2パターンに分けてご説明します。

A) 該当の宅地を1人で相続する(別表なし)

土地データ入力にて

- ●取得者名を選択
- ●小規模宅地の特例を有に設定
- ●付表1 (別1) を無に設定

第11・11の2表の付表1(2.小規模宅地の明細)

第 11・11 の 2 表の付表 1 (3.限度面積要件の判定)

B) 該当の宅地を分割して相続する(別表あり)

土地データ入力にて

- ●取得者名を取得分割にして、分割割合を入力
- ●小規模宅地の特例を有に設定
- ●付表1 (別1)を**有**に設定

第11・11の2表の付表1(別表1)

第11・11の2表の付表1(2.小規模宅地の明細)

第11・11の2表の付表1(3.限度面積要件の判定)

小規模宅地 A-1) 土地データを設定

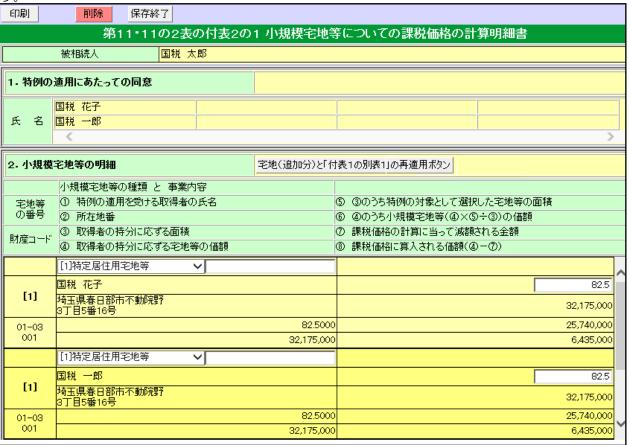
土地データ入力にて

- ●取得者名を選択
- ●小規模宅地の特例を有に設定
- ●付表1 (別1)を無に設定



小規模宅地 A-2) 第11・11の2表の付表1(2.小規模宅地の明細)を作成

その宅地の種類を選択し、必要であれば事業内容を入力します。また特例対象として選択した宅地の面積を入力します。



小規模宅地 A-3) 第 11・11 の 2 表の付表 1 (3.限度面積要件の判定) を作成

「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」および「限度面積要件の判定計算」ボタンをクリックします。 (限度面積要件の範囲外になった場合は、メッセージを表示しますので、面積を入力し直してください)

	「小規模宅	地等の明細の課税・減額計算」及び	「限度面積要件の判定計算」ボタン	
3 限度面	積要件の判定			
区分	被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
種類	[1]特定居住用宅地等	[2]特定事業用宅地等	[3]特定同族会社事業用宅地等	[4]貸付事業用宅地等
割合	80/100	80/100	80/100	50/100
⑤の 面積合計	165.00000000 m²	0.00000000 m²	0.00000000 m²	100.00000000 m²
		①限度面積		
イ				
		等	特定同族会社事業用宅地等) ×20	
	165.0000000	0 m² ×200/330 + 0.00000	000 m² ×200/400 + 100.0	0000000 m²
		= 200.0000000	0 m² ≦ 200m²	

B) 該当の宅地を分割して相続する(別表あり)

小規模宅地 B-1) 土地データを設定

土地データ入力にて

●取得分割に設定し、分割割合を入力●小規模宅地の特例を<mark>有</mark>に設定●付表1 (別 1)を有に設定

国税庁路線価	データ	<編集> 削除	保存終了 中止
細目	宅地	01-03-001	宅地
利用区分	自用宅地参照		
所在場所	埼玉県春日部市不動院野 3丁目5番16号	参照 登録	
地積 ※數値(小數点可)	165.00	単位	m² V
所有割合	/	所有割合分	未入力
単位面積価額	単価 調整率 ×		
固定資産税評価額	12,870,000	倍数	5 ×
権利割合		権利割合名	
価額	64,350,000 計算	_	
取得者名	取得分割 🗸 取得分割		
小規模宅地の特例	●有○無	付表1(別1)	●有○無

取得者名から取得分割を選択し、「取得分割」ボタンを押して分割割合を入力します。分割割合を入力し、「自動計算」を押する機能を表現します。



小規模宅地 B-2) まず第11・11の2表の付表1(別表1)を作成

画面を開くと、小規模宅地の特例適用にチェックをした宅地の一覧を表示します。 「編集」ボタンをクリックして内容を作成します。

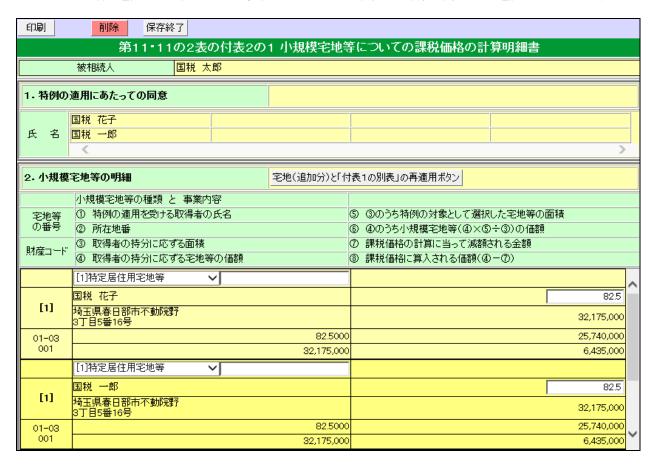


- 「1 一の宅地等の所在地、面積および評価額」に、面積を入力します。(面積から評価額を自動計算しますが、手入力での訂正も可能です)
- 「2 一の宅地等の取得者ごとの面積および評価額」に、面積を入力します。(面積から評価額を自動計算しますが、 手入力での訂正も可能です)



小規模宅地 B-3) 第 11・11 の 2 表の付表 1 (2.小規模宅地の明細)を作成

その宅地の種類を選択し、必要であれば事業内容を入力します。また特例対象として選択した宅地の面積を入力します。



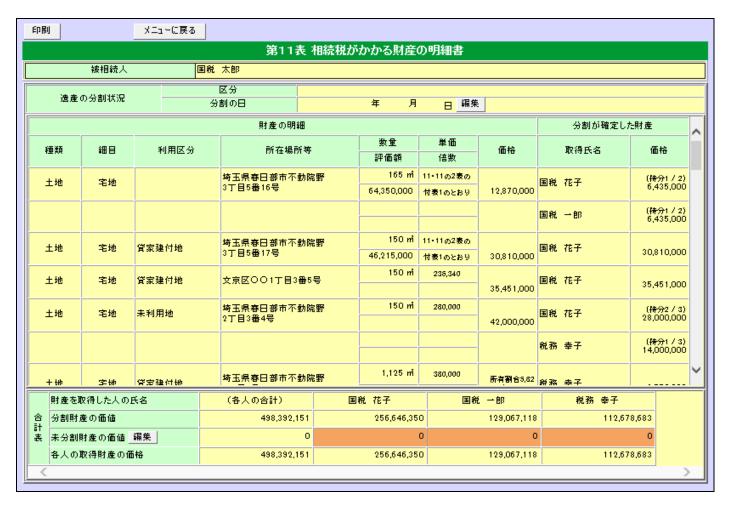
小規模宅地 B-4) 第 11・11 の 2 表の付表 1 (3.限度面積要件の判定)を作成

「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」および「限度面積要件の判定計算」ボタンをクリックします。 (限度面積要件の範囲外になった場合は、メッセージを表示しますので、面積を入力し直してください)

	「小規模宅」	地等の明細の課税・減額計算」及び	「限度面積要件の判定計算」ボタン	
3 限度面	積要件の判定			
区分	被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
種類	[1]特定居住用宅地等	[2]特定事業用宅地等	[3]特定同族会社事業用宅地等	[4]貸付事業用宅地等
割合	80/100	80/100	80/100	50/100
⑤の 面積合計	165.00000000 m²	0.00000000 m²	0.00000000 m²	100.00000000 m²
		①限度面積		
イ				
	[1]特定居住用宅地等 ×200/33	0+ ([2]特定事業用宅地等+[3] 等	特定同族会社事業用宅地等)×26 :	00/400+[4]貸付事業用宅地
	165.00000000	$0 \text{ m}^2 \times 200/330 + 0.00000$	0000 m² ×200/400 + 100.0	0000000 m²
		= 200.0000000	10 m² ≦ 200m²	

相続4第11表(課税財産)を画面で確認します。

これまでに入力してきた課税財産のリスト、第 11 表を画面で確認します。 遺産分割の年月日と、未分割財産の編集が出来ます。

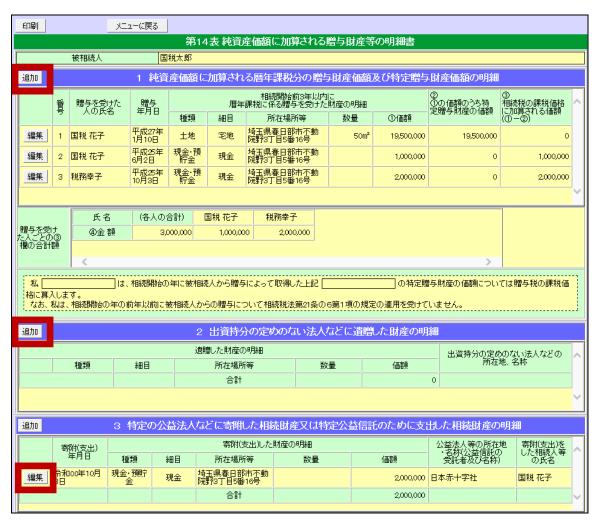


※令和6年1月分以降、第11表様式が変更となりましたが、従来様式での提出が可能であることから、 令和6年においては従来様式のままとなっております。ご承知おきいただきますようお願いします。 第13表(債務および葬式費用の明細書)を画面で確認します。

印刷		<u>ي</u> کتا	.一(2戻	<u> ১</u>	第	13表 債務及	び葬式	き	明細	<u>+</u>				
	被相級		B							<u>-</u>				
						1 億	務の明	開細						
						債務の明細							負担確定債務	
種	* 首	細目				債権者			発生		弁済期限		負担者の氏名	
1=	7.7.	11·111 LJ	氏行	多又は名	3称	住所又は	所在地		0.00	金	客頁		負担する金額	
公租	公課	31年分固定資産	春日音	将市役所	fi				令和 OO:1.	.1	345,900	国税	一郎 345,90	0
									令和 .		0.0,000	国税	一郎	
公租	公課	31年分固定資産	文京都	77税事務	所				00.1	.1	250,800	- In	250,80	0
が細	小運	31年分周定咨産		ት የውተወ					令和 OO.1.	.1		国税	一郎	~
7	7. E.W.	31 E 711 II I I I I	· × ×	ATTO DE		合	 }†				24,056,340			
						2 葬式		油料						
					葬:	式費用の明細	(1=L) 1	>)]-j-m				追	担確定葬式費用	
			₹	を払先				支払			 金額		負担者の氏名	
	E	(名又は名称			住河	所又は所在地		Z14			五五分片		負担する金額	
00	寺		i	春日部	#000	0番0番0号		令和 OO5.19	5		1,500,000	国税	花子 1,500,000	0
00	タクシ	_	i	春日部	1 000	○丁目○番○号		令和 OO5.15	5		150,600	国税	花子 150,600	0
00	商店		i	春日部	1 000	○丁目○番○号		令和 OO5.19	5		100,900	国税	花子 100,90	<u> </u>
								슴計	†		3,359,600			
						3 債務及び	葬式費	用の合	計額					
		債務承継者の氏名	<u> </u>		(各	人の合計)	王	税 花子			国税一郎		税務幸子	
		負担確定債務		1		24,056,340			0		24,056,3	40		0
债 務	負	担未確定債務 編	集	2		0			0			0		0
.,,		計(1+2)		3		24,056,340			0		24,056,3	40		0
葬		負担確定葬式費用	Ħ	4		3,359,600		3,359	9,600			0		0
葬式費用	負担	未確定葬式費用	編集	5		0			0			0		0
用		計(4+5)		6		3,359,600		3,359	9,600			0		0
		合計(3+6)		7		27,415,940		3,359	9,600		24,056,3	40		0
					<									>

負担未確定債務、負担未確定葬式費用の編集が出来ます。

第 14 表(暦年課税分の加算贈与・公益法人等の明細書)を作成します。 「追加」ボタンから明細データを入力します。





第15表(相続財産の種類別価格表)を開いて確認します。

티	·刷 <u>火二</u> ュ	一(こ房		長 相続財産の種類	创研婚表	
	被相続人		国税 太郎	(10 () (A) / E V / 1 E X	977111111119442	
	相続人		各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
	Ħ	1	0	0	0	0
	畑	2	0	0	0	0
	宅地	3	129,681,000	100,696,000	6,435,000	22,550,000
	山林	4	3,617,100	0	3,617,100	0
土地	その他の土地	5	0	0	0	0
-	<u></u>	6	133,298,100	100,696,000	10,052,100	22,550,000
	3のうち配偶者居住権に 基づく敷地利用権	7	0	0	0	0
	6のうち 通常価額 特例農 農業投資価格 ル等 による価額	8	0	0	0	0
	一世	9	0	0	0	0
	家屋等	10	24,275,950	12,231,050	0	12,044,900
	10のうち配偶者居住権	11	0	0	0	0
	機械、器具、農耕具、 その他の滅価償却資産	12	0	0	0	0
事	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	13	0	0	0	0
事業用財産	売掛金	14	0	0	0	0
財産	その他の財産	15	0	0	0	0
	<u>= = = = = = = = = = = = = = = = = = = </u>	16	0	0	0	0
	特定同 配当還元方式 族会社 によったもの	17	50,000	50,000	0	0
	で	18	690,000,000	69,000,000	0	0
有	出資 によっ/こも()) 15及び16以外の株式及び出資	19	31,085,000	7,830,000	9,155,000	14,100,000
有価証券	公債及び社債	20	6,590,700	0	0,100,000	6,590,700
97°	証券投資信託、貸付信託	21	6,902,700	0	5,240,700	1,662,000
	の受益証券 計	22	113,628,400	76,880,000	14,395,700	22,352,700
	· 預金、預貯金等	23	99,463,343	26,588,600	41,790,611	31,084,132
	家庭用財産	24	2,500,000	2500,000	0	0,,,,,,,,
	生命保険金等	25	60,397,608	0	35,750,657	24,646,951
	退職手当金等	26	30,000,000	30,000,000	0	2.,010,001
その他の財産	立木	27	2,578,050	0	2,578,050	0
他の	代償財産		2,578,000	0	2,570,000	0
財産	その他	28	32.250,700	7,750,700	24,500,000	0
	計	29	125,226,358	37,750,700	62,828,707	24,646,951
۵		30	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683
_	。 (6+9+ 4+20+2 +22+2/) 売時精算課税適用財産価額		496,392,151 24,626,035	250,040,350		1 12,0 78,083
THAV	元号相具味税適用別度1回領 不動産等の価額				24,626,035	
	(6+9+10+15+16+25)	32	229,202,100	181,977,050	12,630,150	34,594,900
债	债 務	33	24,056,340	0	24,056,340	0
債務等	葬 式 費 用	34	3,359,600	3,359,600	0	0
	合計(35+36)	35	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0
	引純資産価額(28+29-37)	36	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683
	純資産価額に加算される 年課税分の贈与財産価額	37	000,000,8	1,000,000	0	2,000,000
	課税価格(38+39)	38	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000
			<			

B) 課税価格の合計及び相続税の総額計算

相続8第2表(相続税の総額の計算書)を画面で確認します。

第2表(相続税の総額の計算書)を開いて確認します。



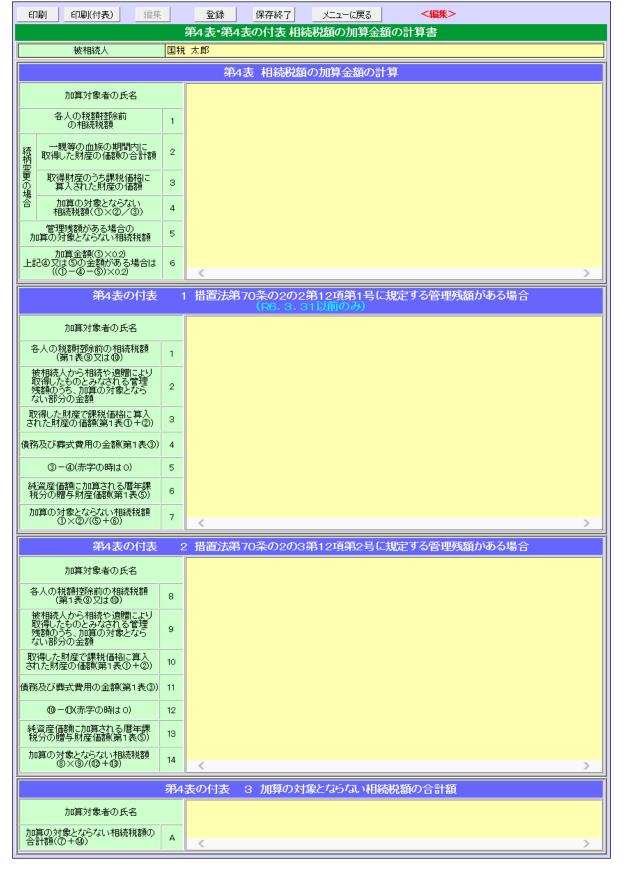
第1表(相続税の申告書)を開いて確認します。 「編集」ボタンから按分割合、算出税額の編集が出来ます。

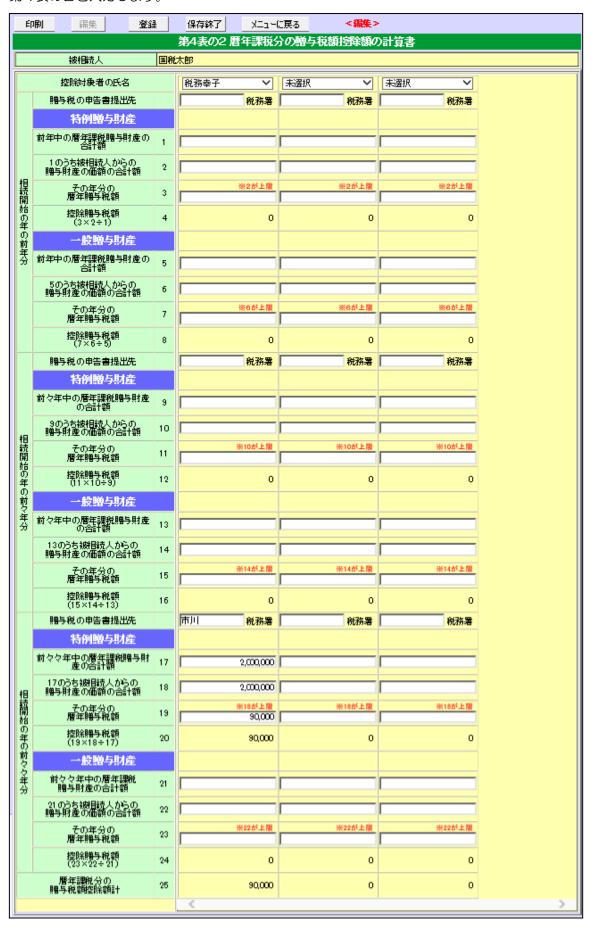
EΓ	刷	印刷	川第80%表)		火ニ	ı ー(E戻る			
第1表 相続税の申告書									
被相続人 国税 太郎									
	相続人				各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子	
課税価格の計算		取得財産の価額			498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683	
	相	相続時適用財産の価額			24,626,035	0	24,626,035	0	
	債務及び葬式費用の金額			3	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0	
	純資産価額			4	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683	
	ħo;	加算曆年贈与財産価額			3,000,000	1,000,000	0	2,000,000	
	課税価格			6	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000	
答	遺産に係る基礎控除額			3人 48,000,000					
		相続税の総額		7	130,505,000				
算出税額	— ∮	一般の場合	按分割合	8	1.00	0.51000	0.26000	0.23000	
祝額	編集		算出税額	9	130,505,000	66,557,550	33,931,300	30,016,150	
		納税猶予	算出税額	10					
	2割加算の場合の金額		11	0	0	0	0		
	暦年贈与税控除額		12	90,000	0	0	90,000		
各人の納付・還付税額の計算	税 額 控 [12][13]以外の 除 税額控除額		13	65,252,500	65,252,500	0	0		
	腔除			14	425,000	217,204	111,169	96,627	
		dž		15	65,767,500	65,469,704	111,169	186,627	
		差引税額		16	64,737,500	1,087,846	33,820,131	29,829,523	
	精算	精算課税贈与税額控除額		17	0	0	0	0	
税額	医療	医療法人持分税額控除額		18	0	0	0	0	
節計		小計		19	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500	
算		納税猶予税額		20	0	0	0	0	
	納税	税 還付される税額(△)		21	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500	
	額			22	0	0	0	0	
修正申告書の場合	修	作 小計 小計 納税猶予税額 の 中生納税額		23					
	- 新			24					
	0)	4 0 MUNUAR		25					
)場(小計の増加額		26					
<u></u>	納付税額又は還付税額			27					
					<				>

C) 税額控除の計算

相続⑩第4表・第4表の付表(相続税の加算金額の計算書) 第4表の2(暦年課税分の贈与税額控除額の計算書)を作成します。

第4表(相続税の加算金額・暦年課税分の贈与税額控除額の計算書)を作成します。

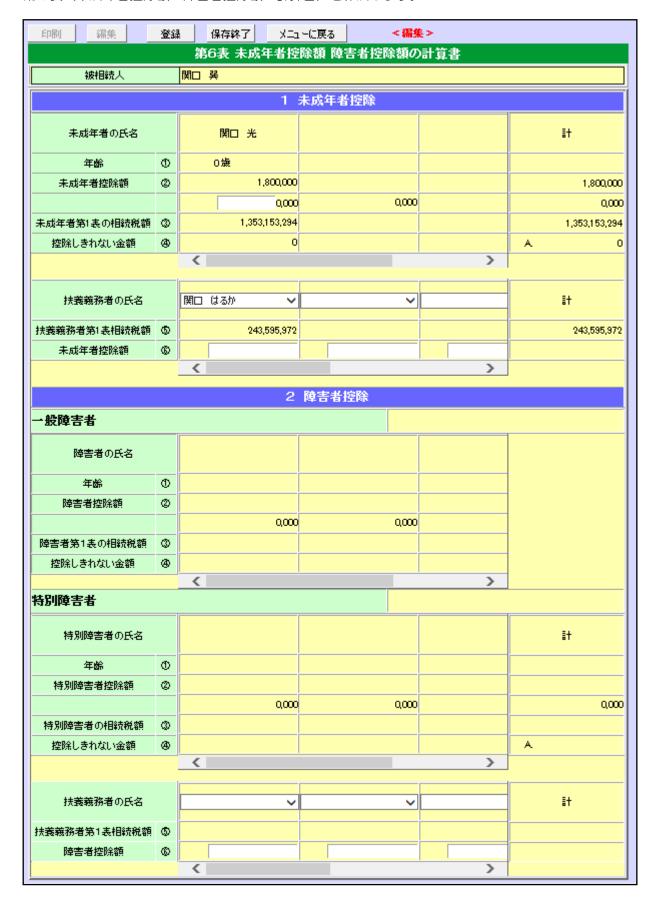




第5表(配偶者の軽減税額の計算書)を開いて確認します。

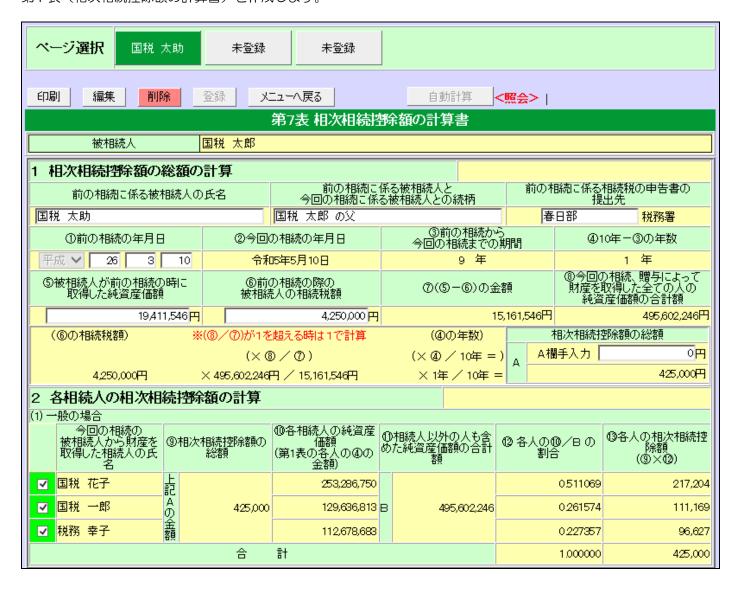
印刷	×=	ューに戻る					
	+180+ I)税額軽減額の計算	書		
7)	被相続人	 3	税 太郎				
				・般の場合			
課税価格の合 選者の法定期	計額のうち配 競分相当額	(第1表	そのAの金額) 配偶者の法 統分	定相	イ	(16,000万円と	の多い方の金額)
四伯 (7) 広ル16	3#)(2) TB==#8		498,600,0000円 ×1/2	= 249,300,0	00円		249,300,000 [F
	①	+ E	分割財産の価額から控除す				⑤純資産価額[加
配偶者の税 額軽減額を 計算する場	分割財産の価 (11表配偶者(②債務及び葬式費用の金額 (1表配偶者②)	②未分割財産の価額 (11表配偶者②)	@ (@-@)の; (@>@=0)		算される暦年課税 分の贈与財産価額
かける 合の課税価 格	256	,646,350₽	円 3,359,600円	岬		3,359,600円	1,000,000[
	©(O-⊕+¢	(1)の金額	(1,000円未満切捨て)				254,286,000 F
②相続税の総 (第1表②の金			イの金額と®の金額のいずれない金額	かの課税価格の合計額 (第1表Aの金額)		⑩配偶者税額 額(⑦×®÷(軽減の基となる金 別)
	130,505,	,000PJ	249,300,00	0円 48	98,600,000円		65,252,500 円
記偶者の税額	軽減の限定額		(第1表配偶者の②又は@) 66,557,550円	(第1表配偶者 -	野の優) ○円	П	66,557,550 [2
記偶者の税額	軽減額	0	の金額と口の金額のいずれた)少ない方の金額		л	65,252,500
(注) ハの金額	を第1表の配偶	者の「配	偶者の税額軽減額の」欄口移	記します。			
			2 配偶者以外の人	が農業相続人である	場合		
課税価格の合計額のうち配 (第3表のAの金額) 配偶者の法定相 ニ (16,000万円との多い方の金額) 議分 個者の法定相続分相当額			の多い方の金額)				
			分割財産の価額から控除す				
記偶者の税 額軽減額を	© 分割財産の価 (11表配偶者の)		②債務及び葬式費用の金	②未分割財産の価額 (11ま配偶者の)	დ (დ-დ)თვ (დ>დ=0)	金額	ゆ純資産価額に加 算される暦年課税分 の贈与財産価額
計算する場 合の課税価 格		P		円		円	Р
	®(O−0+0	(1)の金額	(1,000円未満切捨て)				F
			二の金額と ® の金額のいずね 少ない金額	n の課税価格の合計額 (第3表Aの金額)		②配偶者税額 額(①×®÷0	軽減の基となる金
円		円		円	円		F
配偶者の税額軽減の限定額			(第1表配偶者の⑩)	(第1表配偶者	≝の⑫) 円	ホ	F
記偶者の税額	HEEDER OVER ALIEN		円				
2偶者の税額 2偶者の税額			の金額とホの金額のいずれた)少ない方の金額		^	F

第6表(未成年者控除額・障害者控除額の計算書)を作成します。



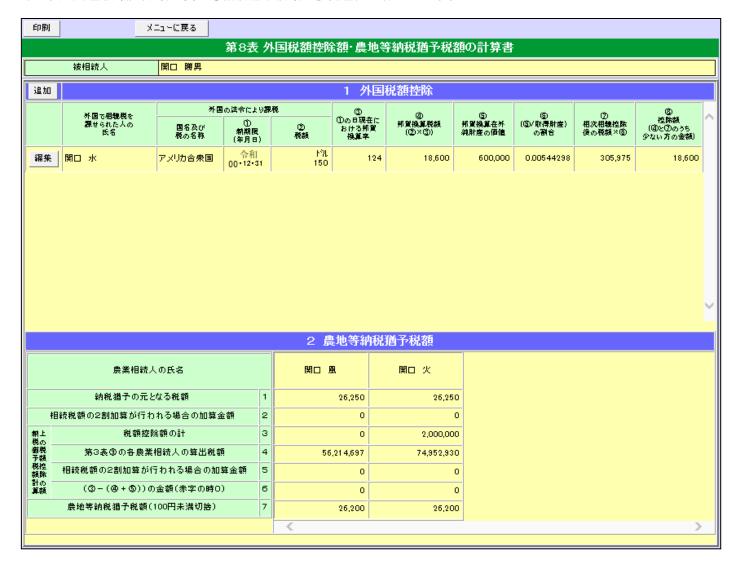
相続13第7表(相次相続控除額の計算書)を作成します。

第7表(相次相続控除額の計算書)を作成します。



相続49第8表(外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書)
を作成します。

第8表(外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書)を作成します。



2. 基本登録

2-1.データ情報登録



- ①データ式別名(被相続人)を入力します。
- ②対応相続税指定(年版)
- ③相続開始年月日を入力します。
- (メモ欄はご自由にお使いください。)
- ④「登録」ボタンをクリックします。
- ⑤「終了」ボタンをクリックし、トップメニューに戻ります。

2-2.被相続人登録



項目	説明
相続開始日	元号を選択し、年月日を入力します。(和暦)
被相続人名	被相続人氏名を入力します。
フリガナ	被相続人氏名のフリガナを全角カタカナで入力します。
申告種類	確定か修正のどちらかを選択します。
生年月日	元号を選択し、被相続人の生年月日を入力します。(和暦)
年齢	被相続人の年齢を計算して自動入力します。
郵便番号	被相続人の郵便番号を入力します。
住所	被相続人の住所を入力します。
電話番号	被相続人の電話番号を入力します。
職業	被相続人の職業を入力します。
管轄税務署	管轄税務署を入力します。
あん分割合桁数	あん分割合を何桁まで計算するか選択します。(2桁~10桁)
算出税額端数処理	税額の端数処理方法を切捨て、自動按分から選択します。
第11・11の2表	全相続人を印字するか、選択した財産取得者のみを印字するか選択します。
付表 1:同意欄	
依頼日	後日確認するためのメモ入力欄です。申告には関係しませんので任意で入力してください。
申告日	後日確認するためのメモ入力欄です。申告には関係しませんので任意で入力してください。
税理士法 30 条	税理士法30条の書面を提出しているかどうか、有・無どちらかを選択します。
税理士法33条2	税理士法33条2の書面を提出しているかどうか、有・無どちらかを選択します。

- ①各項目の入力を行います。
- ②入力が終わったら、画面右上の「登録」ボタンをクリックします。
- ③データを登録しました、と表示します。「OK」をクリックします。
- ④「終了」ボタンをクリックして、トップメニューに戻ります。

2-3.相続人登録



項目	説明
相続人 No.	自動表示します。
相続人名	相続人氏名を入力します。
フリガナ	相続人氏名のフリガナを全角カタカナで入力します。
続柄	被相続人との続柄を選択します。
生年月日	相続人の生年月日を和暦で入力します。
年齢	相続人の年齢を入力します。
郵便番号	相続人の郵便番号を入力します。
住所	相続人の住所を入力します。
電話番号	相続人の電話番号を入力します。
職業	相続人の職業を入力します。
配偶者	被相続人の配偶者に該当するか、該当しないか選択します。
相続の開始を知った日	相続の開始を知った日を和暦で入力します。
相続時精算課税適用区分	非適用者、適用者、適用者(相続開始前死亡)の中から選択します。
取得原因	相続、贈与のどちらかを選択します。
法定相続人	該当または非該当のどちらかを選択します。
法定相続分	相続人の合計が 1 になるように入力します。
民法上の相続割合	未分割財産の按分割合を入力します。
相続放棄	該当または非該当のどちらかを選択します。
養子制限	該当または非該当のどちらかを選択します。

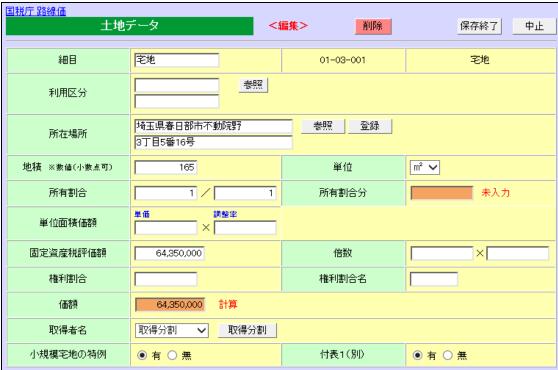
農業相続人	該当または非該当のどちらかを選択します。
障害者控除	なし、一般、特別の中から選択します。
2割加算	該当または非該当のどちらかを選択します。
制限納税義務者	居住無制限納税義務者、制限納税義務者、非居住無制限納税義務者の中から
	選択します。
参考記載	該当または非該当のどちらかを選択します。(第 1 表印刷「参考」欄)
代理人	法定代理人、特別代理人、親権者、後見人の中から選択します。
代理人氏名	代理人の氏名を入力します。

①各項目の入力を行います。

- ②入力が終わったら、画面右上の「保存終了」ボタンをクリックします。
- ③データを登録しました、と表示します。「OK」をクリックします。
- ④「終了」ボタンをクリックして、トップメニューに戻ります。

3-1.土地





項目	説明
細目	田、畑、宅地、山林、その他(原野)、その他(牧場)、その他(沼地)、その他(鉱
	泉地)、その他(雑種地)、手入力から選択。選択した細目を画面に表示します。
利用区分	細目に応じた利用区分を入力します。
	「検索」ボタンから呼び出して選択入力も出来ます。田(自用地、貸付地、賃借権、耕
	作権、永小作権)、畑(自用地、貸付地、賃借権、耕作権、永小作権)、宅地(自用宅
	地、貸宅地、貸家建付地、自用借地権)、山林(普通山林、保安林)
所在場所	土地の所在場所を入力します。
地積	地積を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。
所有割合	所有割合を分数で入力します。
所有割合分	地積と所有割合から自動計算して表示します。

単位面積価額	路線価地区の土地の場合に、単位面積当たりの価額を入力します。
固定資産税評価額	倍率地区の土地の場合に入力します。
倍数	倍率地区の土地の場合に入力します。
権利割合	財産が権利付きである場合に、権利割合を入力します。
権利割合名	財産が権利付きである場合に、権利割合名を入力します。
価額	価額を自動計算します。手入力も可能です。
	■路線価地区の土地の価額計算■
	「単位面積価額」×「倍数」× 地積の「所有割合分」
	(所有割合分がない場合は「単位面積価額」×「倍数」×「地積」×「権利割合」)
	■倍率地区の土地の価額計算■
	「固定資産税評価額」×「倍数」×「所有割合」×「権利割合」
取得者名	相続人の一覧から選択します。
小規模宅地の特例	特例適用の有無を選択します。
付表 1 (別 1)	第 11・11 の 2 の付表 1(別表)を書面で提出するかどうか、有・無を選択します。

- ①各項目の入力を行います。
- ②入力が終わったら、画面右上の「保存終了」ボタンをクリックします。
- ③データを登録しました、と表示します。「OK」をクリックします。
- ④「終了」ボタンをクリックして、トップメニューに戻ります。

3-2.家屋•構築物

家屋•構築物	タデータ <編集>	削除	保存終了
細目	家屋(鉄口2·居宅)	02-01-001	家屋
利用区分	自用家屋参照		
所在場所	埼玉県春日部市不動院野3丁目5番16号	参照	
面積等 ※数値(小数点可)	120	単位	m² V
所有割合	1 / 1		
単位面積価額	単価 調整率	固定資産税評価額	3,874,960
倍数	1 X		
権利割合		権利割合名	
(西客頁	3,874,960 計算		
取得者名	国税 花子 🗸 取得分割		

項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分	利用区分を入力します。「検索」ボタンから選択することも出来ます。
所在場所	家屋・構築物の所在場所を入力します。
面積等	面積を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。
所有割合	所有割合を分数で入力します。
単位面積価額	単位面積当たりの価額を入力します。調整率を入力する場合は、×の右側の
	調整率欄を使用します。
固定資産税評価額	評価額を入力します。
倍数	評価倍率を入力します。
権利割合	財産が権利付きである場合に、権利割合を入力します。
権利割合名	財産が権利付きである場合に、権利割合名を入力します。
価額	価額を自動計算します。手入力も可能です。
	「単位面積価額」×「倍数」×「面積等」×「所有割合」×「権利割合」
	を計算します。
	※「単位面積価額」に入力のない場合、「固定資産税評価額」×「倍数」×
	「所有割合」×「権利割合」で計算します。
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-3.事業用財産



項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	利用区分を入力します。「検索」ボタンから選択することも出来ます。
所在場所	財産の所在場所を入力します。
数量	数量を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。
単価	単価を入力します。調整率を入力する場合は、×の右側の欄を使用します。
倍数	単価に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算過程
	の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-4.有価証券



項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
銘柄等	利用区分を入力します。「検索」ボタンから選択することも出来ます。
所在場所、金融機関名称等	財産の所在場所を入力します。
株式数等	株式数を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。(初期値は株)
1 株当りの単価	1株あたりの価額を入力します。
倍数	1株あたりの価額に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算)
	過程の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-5.現金 • 預貯金



項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
預貯金の種類	預貯金の種類を入力します。
所在場所、金融機関名称等	預入先の所在場所、金融機関名称等を入力します。
□座番号等	口座番号を入力します。
価額	金額を入力します。
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-6.家庭用財産



項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分	利用区分を入力します。
所在場所	財産の所在場所を入力します。
数量	数量を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。
単価	単価を入力します。調整率を入力する場合は、×の右側の欄を使用します。
倍数	単価に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算過程
	の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-7.その他の財産(生命保険金等・退職手当金等)



項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	利用区分銘柄を入力します。
保険会社等の所在場所	保険会社または勤務会社の所在場所を入力します。
もしくは勤務会社等の所在	
地	
保険会社等の名称	保険会社または勤務会社の所在場所を入力します。
もしくは勤務会社等の名称	
受取年月日	生命保険金または退職金を受け取った年月日を入力します。
受取金額	金額を入力します。
退職手当等の名称	細目が「退職手当金等」の場合に、その名称を入力します。
受取人の氏名	相続人の一覧から選択します。

3-8.その他の財産(立木・その他財産)



項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	利用区分銘柄を入力します。
所在場所	財産の所在場所を入力します。
面積等	数量を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。 (初期値は株)
単位面積価額	単位面積価額を入力します。調整率を入力する場合は、×の右側の欄を使用します。
倍数	単価に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算過程
	の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-9.その他の財産(定期金に関する権利・生命保険契約に関する権利・ 信託受益権・特許権、実用新案権、意匠権、商標権等・営業権)



項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	細目が「定期金に関する権利」「生命保険契約に関する権利」「信託受益権」の
所在場所等	場合に、その銘柄を入力します。また、所在場所も入力します。
価額	価額を入力します。
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-10.代償財産



項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	利用区分銘柄を入力します。
所在場所等	財産の所在場所を入力します。
数量	数量を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。
単価	単価を入力します。
倍数	単価に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算過程
	の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

代償分割の入力

代償分割を行う場合、まず「財産と債務データ入力」にて「代償財産」の入力を行います。



第11表の代償財産を確認します。

代償財産の計がOになっていることを確認します。

	第11表 相続税がかかる財産の明細書										
	被相続人		国税力	息							
遺産の分割状況 区分 分割の日				1.全部分割 令和 〇	〇年 5 月	1 日 編9	ŧ.				
その他財産	代償財産	現金							120,000	国税 花子	120,000
その他財産	代償財産	現金							△120,000	国税一郎	∆120,000
	(小計)								0		
((言十))									0		

第15表「その他の財産」の「その他」欄を確認します。

	生命保険金等	25	60,397,608	0	35,750,657	24,646,951
₹	退職手当金等	26	30,000,000	30,000,000	0	0
の 他	立 木	27	2,578,050	0	2,578,050	0
の財産	代償財産		0	120,000	-120,000	0
産	その他	20	32, <i>2</i> 50,700	7,750,700	24,500,000	0
	計	29	125,226,358	37,870,700	62,708,707	24,646,951

第15表の印刷

代償財産がある場合は、[28]その他が2段で印刷され、上段に代償財産を印刷します。



3-11.債務



項目	説明
種類	選択した債務の種類を表示します。
細目	債務の細目を入力します。
債権者の氏名または名称	債権者の氏名または名称を入力します。また、債権者の住所または所在地も入力
債権者の住所または所在地	します。
発生年月日	年月日を入力します。
弁済期限	年月日を入力します。
価額	金額を入力します。
負担する人の氏名	相続人の一覧から選択します。

3-12.葬式費用



項目	説明
細目名	選択した細目を表示します。
支払先の氏名または名称	支払先の氏名または名称を入力します。また、支払先の住所または所在地も入力
支払先の住所または所在地	します。
支払年月日	年月日を入力します。
金額	金額を入力します。
負担する人の氏名	相続人の一覧から選択します。

4. 相続税申告書

相続税申告書の作成

「基本登録」「財産と債務データ入力」で入力した財産データをもとにして相続税申告書を作成します。

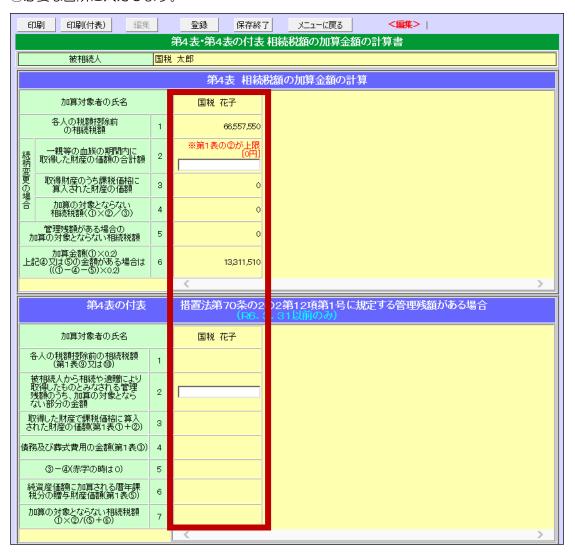
- ①相続税トップメニュー画面を開きます。
- ②「相続税申告書」をクリックします。



③作成したい表をクリックします。



④必要な箇所に入力します。



⑤入力が終了したら「保存終了」ボタンをクリックして終了します。



⑥他の表へ移動する時や財産入力に戻る時は、各表の入力画面から「他表へのリンク」ボタンをクリックして簡単に移動できます。

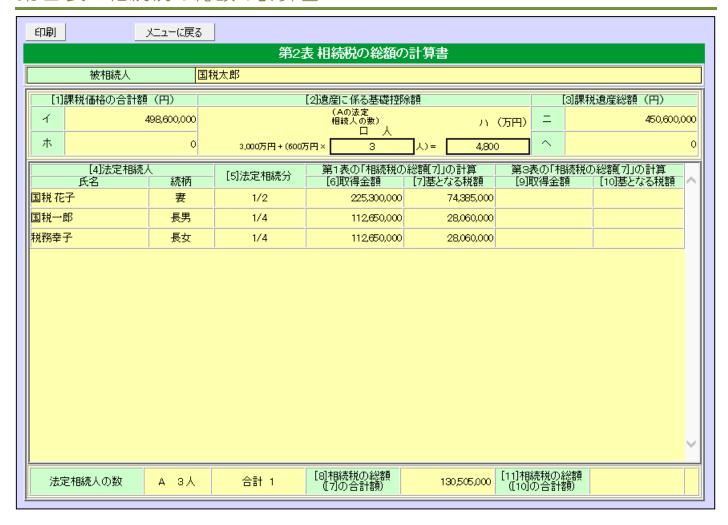
他表へのリンク			印刷	削(第80%表)		<u> </u>	ューに戻る
第1表(第8表の8印刷)	第1表 相続税の申						
第2表	Ī		被相緣	 売人		国税 太郎	
第3表	Ī						
第4表·第4表付表			相続。	λ.		各人の合計	国税 花子
第4表の2			取得財産(17.7.本安百	1	498,392,151	256,646,350
第5表		≡ ₽ ±ı	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		-		230,040,330
第6表		税法			2	24,626,035	v
第7表		1曲 1負3	務及び葬式す		3	27,415,940	3,359,600
第8表		課税価格の計算	純資産1		4	495,602,246	253,286,750
第8の2表付表1,2,3,4		算 カ	0算暦年贈与		5	3,000,000	1,000,000
第8の2表			課税価		6	498,600,000	254,286,000
第8の3表・付表		į	健産に係る基	碰控除額		3人 48,000,000	
第8の4表付表		Andre .	相続税の)総容真	7	130,505,000	
第8の4表		算 出 税 額	般の場合	按分割合	8	1.00	0.51000
納税猶予(8の2の2等)		額	編集	算出税額	9	130,505,000	66,557,550
第9表		農	地納税猶予	算出税額	10		
第10表		2	割加算の場	合の金額	11	0	0
第10款			暦年贈与	税控除額	12	90,000	0
第11の2表		税数	配偶者科	密轉堅減額	13	65,252,500	65,252,500
第1102級		税額控除	[12][13 税額	引以外の 控除額	14	425,000	217,204
第11・11の2付1(別1)		各人の納付	1	<u></u> †	15	65,767,500	65,469,704
第12表		符	差引税額			64,737,500	1,087,846
第13表		澤精	精算課税贈与税額控除額			0	0
第14表		還付税額の計算	医療法人持分税額控除額			0	0
第15表		翻 の	小計			64,737,400	1,087,800
351.015		計 算	納税猶予税額			0	0
財産債務入力へ		納税	納付す	べき税額	21	64,737,400	1,087,800

ΕD	刷	ÉD届	削第808表)			1-に戻る		
					9	第1表 相続税の申	告書 	
		被相紛	売人		国税 太郎			
		相続。	A.		各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
	取得財産の価額		1	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683	
課	相級	時適用財	産の価額	2	24,626,085	0	24,626,035	0
価	債務	及び葬式責	費用の金額	3	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0
課税価格の計算		純資産	(西客頁	4	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683
算	加貨	暦年贈与	財産価額	5	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000
		課税価	储	6	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000
	遗迹	割こ係る基	碰控除額		3人 48,000,000			
		相続税の	総額	7	130,505,000			
算出税額		切場合	按分割合	8	1.00	0.51000	0.26000	0.23000
親	_	編集	算出税額	9	130,505,000	66,557,550	33,931,300	30,016,150
	農地	納税猶予	算出税額	10				
	2割加算の場合の金額		11	0	0	0	0	
		暦年贈与	税控除額	12	90,000	0	0	90,000
	税額		镕輕減額	13	65,252,500	65,252,500	0	0
各人の納付	税額控除	[12][13 税額	引以外の 控除額	14	425,000	217,204	111,169	96,627
の納		計		15	65,767,500	65,469,704	111,169	186,627
符		差引税額		16	64,737,500	1,087,846	33,820,131	29,829,523
還付	精算	課税贈与	税額持空除額	17	0	0	0	0
税	医療	法人持分科	税額控除額	18	0	0	0	0
税額の計算		小計	t	19	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500
計		納税猶予	税額	20	0	0	0	0
	納税額	納付す	べき税額	21	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500
	額	還付され	る税額(△)	22	0	0	0	0
修	修	小	計	23				
串	修正前の	納税猶	予税額	24				
書	の	申告紹	納税額	25				
修正申告書の場合		小計の増	护」喀 真	26				
合	納作	†税額又は	還付税額	27				
					<			

第13	表相	続税の申告書	
-	①取	得財産の価額	第 11 表③
課	2相	続時適用財産の価額	第11の2表1⑧
脱の	3債	務及び葬式費用の金額	第13表3⑦
西計		資産価額	①+②-③ 計算結果がマイナスの場合は 0
格 算	⑤加	算暦年贈与財産価額	第 14 表 1 ④
		税価格	④+⑤(1,000 円未満切捨て)
	遺産	に係る基礎控除額	第2表 ◎欄の人数と、◎欄の額を表示します。
	⑦相	続税の総額	第2表⑧
	8按	分割合	按分割合を表示します。
算			※「編集」ボタンから変更できます。小数点以下 2 桁まで有効です。
出			・手入力で計算した場合は背景がピンクになります。
税			・自動計算に戻す場合は「クリア」を押してからそのまま「登録」を
額	_		クリックすると白背景の自動計算に戻ります。
LIX.		出税額	算出税額を表示します。※「編集」ボタンから変更できます。
		地等納税猶予適用・算出	被相続人に農業相続人がいる場合は、⑧及び⑨欄の記入を行わず、この
	税額		欄に第3表の⑬欄の税額を表示します。
	(1)2	割加算の場合の金額	第4表⑥
1_	税	12暦年贈与税控除額	第4表の25
各	額	13配偶者税額軽減額	第5表の 🕜 又は 🛇
人	控除	14/12/13以外の税額控除額	第8の8表1⑤
の		15計	①~④の合計
納		引税額	9+⑪-⑮又は⑩+⑪-⑯ (赤字の時は O)
付		算時課税贈与税控除額	第11の2表1⑨
還		療法人持分税額控除額	第8の4表2B
付	19月1	計	(16-17-18) (黒字の時は 100 円未満切捨て、赤字の時は 0)
			※⑯-⑪がマイナスの場合、⑱は計算に含まず、⑯-⑰のマイナス
税	@&#</th><th>· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</th><th>金額を表示します。</th></tr><tr><th>額</th><th>心利</th><th>税猶予税額</th><th>第8の8表28</th></tr><tr><th>の</th><th>T)/</th><th>②納付すべき税額</th><th>19-20の金額がプラスの場合に表示します。(100円未満切捨て)</th></tr><tr><th>計</th><th>税</th><th>● 温付 ナね フ エント ☆ こ</th><th>※9-②が0以下、及び9がマイナスの場合は0を表示します。</th></tr><tr><th>算</th><th>額</th><th>②還付される税額</th><th> ⑪がマイナスの場合に、⑪-「第 11 の 2 表 1 の⑩外国税額控除額」の ☆窓をままします。 (計算は思がスノナスの場合は 0)</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th>金額を表示します。(計算結果がマイナスの場合は 0)</th></tr></tbody></table>		

第8の8表 税額控除額及び納税猶予税額の内訳書(印刷)						
1 税額控除額						
①未成年者控除額	第6表1②、③又は⑥					
②障害者控除額	第6表2②、③又は⑥					
③相次相続控除額	第7表32は8					
④外国税額控除額	第8表1⑧					
⑤合計	1+2+3+4					
2納税猶予税額						
①農地等納税猶予税額	第8表2⑦					
②株式等納税猶予税額	第8の2表2A					
③特例株式等納税猶予税額	「納税猶予税額入力」の第8表の2の2表分の金額					
④山林納税猶予税額	第8の3表2⑧					
⑤医療法人持分納税猶予税額	第8の4表2A					
⑥美術品納税猶予税額	「納税猶予税額入力」の第8の5表分の金額					
⑦事業用資産納税猶予税額	「納税猶予税額入力」の第8の6表分の金額					
⑧合計	1+2+3+4+5+6+7					

第2表 相続税の総額の計算書



第2表 相続税の総額の計算書	
①課税価格の合計額	···第 1 表⑥A
	⑪ ···第3表⑥A
②遺産に係る基礎控除額	◎…「相続人情報の登録」で入力した「法定相続人の数」を表示します。
	(○···3,000 万円+(600 万円×(□))
③課税遺産総額	$\bigcirc \cdots \bigcirc - \bigcirc$
	◇…⑪ー◐を表示します。
④法定相続人	「基本情報登録」で入力した法定相続人氏名、続柄を表示します。
⑤法定相続分	「基本情報登録」で入力した法定相続分を表示します。
⑥法定相続分に応ずる取得金 額	○×⑤ (1,000 円未満切捨て)
⑦相続税総額の基となる税額	⑥をもととして、税率テーブルの速算表により計算した税額を表示しま す。
8相続税の総額	⑦の合計額(100 円未満切捨て)
⑨法定相続分に応ずる取得金額	○×⑤ (1,000 円未満切捨て)
⑩相続税総額の基となる税額	⑨をもととして、税率テーブルの速算表により計算した税額を表示しま す。
⑪相続税の総額	⑩の合計額(100 円未満切捨て)

第3表 農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

「相続人登録」で「農業相続人」該当者がいる場合に使用します。



第3表 農業相続人がいる場合の各	·人の算出税額の計算書
相続税の納税猶予の適用を受ける	「相続人登録」で「農業相続人」該当を選択した相続人名を表示します。
農業相続人の氏名	
1)農業相続人	農業相続人は第12表⑤
②その他の人	その他の人は第1表の①「取得財産の価額」+②「相続時精算課税適用財産
	の価額」
③債務•葬式費用	第1表③
④純資産価額	①一③ 又は ②一③ (赤字の時はO)
⑤暦年課税分贈与財産	第1表⑤
⑥課税価格	④+⑤(1,000円未満切捨て)
⑦相続税の総額	第2表⑪
⑧按分割合	各人の⑥÷@ (@は⑥の合計)
	※按分割合は「編集」ボタンから変更できます。小数点以下 2 桁まで有効。
	手入力で計算した場合は背景がピンクになります。
	・自動計算に戻す場合は「クリア」をクリックしてから「登録」すると白背景
	の自動計算に戻ります。
⑨ 算出税額	⑦×各人の®
⑩相続税の総額の差額	第 1 表の⑦一この表の⑦ ※計算内容は「計算式を表示」ボタンをクリック
	することで確認できます。
⑪農業投資価格超過額	第12表③
⑫各人への按分額	⑩×各人の⑪÷®
③各人の算出税額	9+12

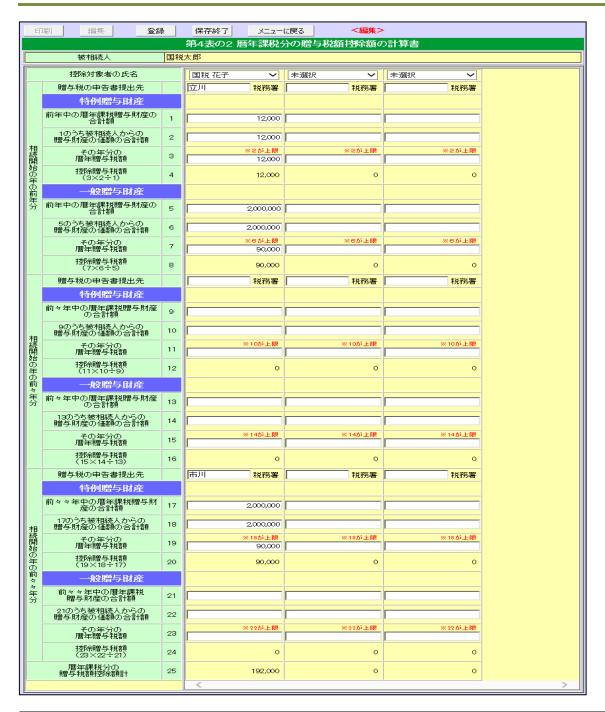
第4表・第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書



第43	第4表 相続税額の加算金額の計算書				
((「相続人登録」で2割加算「該当」に設定した場合に使用)				
加算対象者の氏名 「相続人登録」で「2割加算」該当を選択した相続人氏名を表示します					
①各,	人の税額控除前の相続税額	第 1 表の算出税額⑨又は第 1 表の算出税額⑩			
2~	少は相続時精算課税適用財産	至を取得した相続人で、相続の開始までに被相続人との続柄に変更があった場合			
に入れ	カ※相続時精算課税適用者で	でない人は必要ありません。			
続柄変更があ	②一親等の血族の期間内 に取得した財産の価額	被相続人の一親等の血族であった期間内(2割加算の対象にならない期間) に、被相続人から取得した相続時精算課税適用財産の価額を入力します。第1 表②「相続時精算課税適用財産の価額」の範囲内で入力してください。			
史があった場:	③取得財産のうち相続税 の課税価格に算入された 財産の価額	加算対象者の第 1 表①+第 1 表②+第 1 表⑤ (②が未入力の場合は空欄)			
場合	④加算の対象とならない 相続税額	①×②÷③ (円未満切り上げ) (②が未入力の場合は空欄)			
⑤管理残額がある場合の加算の 対象とならない相続税額		第4表の付表 A			
		①×0.2 (円未満切捨て) 上記④~⑤の金額がある場合は (①-④-⑤) ×0.2 となります。			

第4表の付表		- 措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額がある場合
勿 なの小弦		信息広寿70米の2の2第12項第1号に規定する管理機関がある場合 (R6.3.31以前のみ)
加算対象者の氏名		
各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は⑩)	1	
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額	2	
取得した財産で課税価格に算入 された財産の価額(第1表①+②)	3	
債務及び葬式費用の金額(第1表③)	4	
③ - ④(赤字の時は 0)	5	
純資産価額こ加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	6	
加算の対象とならない相続税額 ①×②/(⑤+⑥)	7	< >
第4表の付表	2	
加算対象者の氏名		
各人の税額控除前の相続税額 (第1表®又は®)	8	
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額	9	
取得した財産で課税価格に算入 された財産の価額(第1表①+②)	10	
債務及び葬式費用の金額(第1表③)	11	
⑩−⑪(赤字の時は0)	12	
純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	13	
加算の対象とならない相続税額 ③×③/(②+③)	14	< >
	第4	表の付表 3 加算の対象とならない相続脱額の合計額
加算対象者の氏名		
加算の対象とならない相続税額の 合計額(⑦+@)	А	

第4表の付表 1 措置法第70条の2の2第12項第1号((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の				
	型残額がある場合 (R6.3.31 以前のみ)			
加算の対象となる人の氏名	加算の対象となる相続人の氏名を表示します。			
①各人の税額控除前の相続税額	第1表⑨又は第1表⑩			
②被相続人から相続や遺贈により取得したものとみ	管理残額を入力します。			
なされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分				
の金額				
③被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈	第1表①+第1表②			
与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入				
された財産の価額	Mr. 4 + @			
④債務及び葬式費用の金額	第1表③			
53-4	③一④(赤字の時は0)			
⑥純資産価額に加算される暦年課税分の	第1表⑤			
贈与財産価額				
⑦加算の対象とならない相続税額	① ×(②÷(⑤+⑥))(①を超える場合には①を上限)			
第4表の付表 2 措置法第70条の2の3第12項第2号((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた				
場合の贈与税の非課税))に規定	する管理残額がある場合			
加算の対象となる人の氏名	加算の対象となる相続人の氏名を表示します。			
⑧各人の税額控除前の相続税額	第1表9又は第1表⑩			
⑨被相続人から相続や遺贈により取得したものとみ	管理残額を入力します。			
なされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分				
の金額				
⑩被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈	第 1 表①+第 1 表②			
与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入				
された財産の価額				
⑪債務及び葬式費用の金額	第 1 表③			
12 10-11	⑩一⑪(赤字の時は0)			
⑬純資産価額に加算される暦年課税分の	第 1 表⑤			
贈与財産価額				
4)加算の対象とならない相続税額	8×(9÷(2+3))(8を超える場合には8を上限)			
A 加算の対象とならない相続税額の合計額	7+4			



第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書				
被相続人	被相続人氏名を表示します。			
控除対象者の氏名	相続人氏名を表示します。			
相続開始の年の前年分				
贈与税の申告書提出先	税務署名を入力します。			
特例贈与財産				
①前年中の暦年課税贈与財産の合計額	前年中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。			
②①のうち被相続人からの贈与財産の合計額	①の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。			
③その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(②の額を上限)			
④控除贈与税額	③×②÷① (円未満切捨て)			
一般贈与財産				
⑤前年中の暦年課税贈与財産の合計額	前年中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。			
⑥⑤のうち被相続人からの贈与財産の合計額	⑤の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。			
⑦その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(⑥の額を上限)			
⑧控除贈与税額	⑦×⑥÷⑤ (円未満切捨て)			

相続開始の年の前々年分	
贈与税の申告書提出先	税務署名を入力します。
特例贈与財産	
⑨前々年中の暦年課税贈与財産の合計額	前々年中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。
⑩⑨のうち被相続人からの贈与財産の合計額	⑨の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。
⑪その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(⑩の額を上限)
⑫控除贈与税額	⑪×⑩÷⑨ (円未満切捨て)
一般贈与財産	
③前々年中の暦年課税贈与財産の合計額	前々中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。
14個のうち被相続人からの贈与財産の合計額	⑬の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。
15その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(他の額を上限)
16控除贈与税額	⑤×⑭÷⑬ ((円未満切捨て)
相続開始の年の前々々年分	
贈与税の申告書提出先	税務署名を入力します。
特例贈与財産	
⑪前々々年中の暦年課税贈与財産の合計額	前々々年中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。
1807のうち被相続人からの贈与財産の合計額	⑪の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。
⑲その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(⑱の額を上限)
②控除贈与税額	19×18÷17 ((円未満切捨て)
一般贈与財産	
②前々々年中の暦年課税贈与財産の合計額	前々々年の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。
②②のうち被相続人からの贈与財産の合計額	②の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。
②その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(②の額を上限)
@控除贈与税額	③×②÷② (円未満切捨て)
②暦年課税分の贈与税額控除額計	4+8+(2+(6+20+24)

印刷	<u> </u>	更る						
			第5表 配偶者の)髙	額軽減額の計算	書		
神	皮相続人	国税	太郎					
			1 =	郍	の場合			
課税価格の合配偶者の法別	合計額のうち 定相続分相当		4の金額) 配偶者の注 相続分		!	イ ((16,000万円と	の多い方の金額)
The state of the s			B,600,000円 × 1 / 2		249,300,00	•		249,300,000円
配偶者の税 額軽減額を	① 分割財産の価額 (第11表配偶者①)	② 金	*割財産の価額から控除 が債務及び葬式費用の ・額 第1表配偶者③)		- / \ mulli-t m / mm=	金額 ④ (②-③)の (③>②=0		⑤純資産価額こ加 算される暦年課税 分の贈与財産価額
額軽減額を 計算する場 合の課税価 格	256,646,35	50円	3,359,600円		0円	3,359,600		1,000,000円
	\$(O-@+\$)O	金額(⑤)>⑥=⑤)(1,000円未)	茜切)捨て)			254,286,000円
⑦相続税の約 (第1表⑦の会	総客真 全客真)	® イの か少な	金額と⑥の金額のいず はい金額	ħ	⑨課税価格の合計額 (第1表Aの金額)		<mark>⑩配偶者の税</mark> 金額(⑦×®・	溶腫経滅の基となる ÷③)
	130,505,000円		249,300,00	OFF)	49	8,600,000円		65,252,500円
配偶者の税額	腫乳の限度額	(第1	表配偶者の⑨又は⑩) 66,557,550円	-	(第1表配偶者 -	句(18) 四	П	66,557,550円
配偶者の税額	原整滅額	® の≨	注頼と口の金額のいずれ ;	かり	少ない方の金額		λ	65,252,500円
(注)ハの金客	煙を第1表の配偶者の	「配偶	者の税額軽減額の週間に	転	記します。			
2 配偶者以外の人が農業相続人である場合								
課税価格の合 配偶者の法別 類	合計額のうち 定相続分相当 (第)	3表の4	4の金額) 配偶者の法		相		(16,000万円と	の多い方の金額)
			11 // /	= +7	/#	円		<u> </u>
配偶者の税を軽減額を	の 分割財産の価額 (第11表配偶者の)	©	割財産の価額から控除 債務及び葬式費用の 額 第1表配偶者③)	3#	一分割財産の価額	亜部 個 (個一個)の (個>個=0	全額	り純資産価額に加 算される暦年課税 分の贈与財産価額
額軽減額を 計算する場 合の課税価 格		円	円		円		円	Ħ
	®(①−⑭+⑮)の金額(⑮>⑯=⑮)(1,∞∞円未満切捨て) 円							
の相続税の約 (第3表のの金	公客頁 企客頁)	® 二の か少な)金額と®の金額のいず れい金額	ħ	⑬課税価格の合計額 (第3表Aの金額)		②配偶者の 税 金額(の×®・	擦腫を減の基となる ÷ ®)
А			円		円		н	
配偶者の税額	腫乳の限度額	(第1表配偶者の⑩) 円	(第1表配偶者 -	(第1表配偶者の⑫) ホ 円		ホ 円	
配偶者の税額	東聖派教育	∅ の£	全額とホの金額のいずれ	かり	かない方の金額		^	Ħ
(注)への金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額ほ」欄に転記します。								

第5表						
	はの場合					
②課税価格の合計額のうち配偶者の法 第1表 ②×配偶者の法定相続分(16,000 万円に満たない場合						
定相続	· ·分相当額	16,000 万円になります)				
πn = 1	①分割財産の価額	第 11 表配偶者の①				
配計	②債務及び葬式費用の金額	第 1 表配偶者の③				
者す	③未分割財産の価額	第 11 表配偶者の②				
のる ^秘 提	④ (2-3) の金額	②一③ (マイナスのときは 0)				
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価	⑤純資産価額に加算される暦年 課税分の贈与財産価額	第 1 表配偶者⑤				
額税を価格	⑥ (①-④+⑤) の金額	①-④+⑤ (1,000 円未満切捨て) ※⑤の金額より小さいときは⑤の金額				
7相続	 説税の総額	第1表⑦				
_	の金額と⑥の金額のいずれか少な	分の金額と⑥の金額のいずれか少ない金額				
い金額	•					
9 課 桁	絶価格の合計額	第1表 🔘				
10配偶	者税額軽減の基となる金額	⑦×8÷9 (円未満切捨て)				
	男者の税額軽減の限度額 アスティ	(第 1 表配偶者の⑨又は⑩)-(第 1 表配偶者の⑫)				
◯配偶者の税額軽減額		⑩の金額と 〇の金額のいずれか少ない金額				
2 配偶	者以外の人が農業相続人である場合					
○課税価格の合計額のうち配偶者の法		第3表 🔘×配偶者の法定相続分(16,000 万円に満たない場合は				
定相続分相当額		16,000 万円になります)				
元2 章 1 -	⑪分割財産の価額	第11表配偶者の①				
陽 算	⑫債務及び葬式費用の金額	第1表配偶者の③				
者すり	③未分割財産の価額	第 11 表配偶者の②				
が場	(4)(12-13)の金額	⑫一⑬ (マイナスのときは0)				
配偶者の脱額軽減額計算する場合の課税	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1表配偶者の⑤				
額 祝を 価格	16 (11)-(4)+(5) の金額	⑪ー⑭+⑮(1,000 円未満切捨て) ※⑯の金額より小さいときは⑮の金額				
17相続	説の総額	第3表⑦				
®○の金額と⑩の金額のいずれか少な い金額		○の金額と®の金額のいずれか少ない金額				
	、 始価格の合計額	第3表 🙆				
20配偶		①×18÷19 (円未満切捨て)				
	男者の税額軽減の限度額	(第 1 表配偶者の⑩) - (第 1 表配偶者の⑪)				
◇配信	禺者の税額軽減額	②の金額と ①の金額のいずれか少ない金額				

第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書



第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書				
1 未成年者控除				
未成年者の氏名	「相続人登録」で年齢が 18 歳未満(相続開始日が令和4年3月31日以前は			
	20 歳未満)かつ第 1 表⑥「課税価格」が0ではない相続人氏名を表示します。			
① 年齢	年齢を表示します。(1年未満切捨て)			
②未成年者控除額	10万円×(18歳(相続開始日が令和4年3月31日以前は20歳) - ①歳)			
③未成年者の第1表の相続税	未成年者の第 1 表 (⑨+⑪-⑫-⑬) 又は (⑩+⑪-⑫-⑬) の相続税額			
額				
④控除しきれない金額	2-3			
8	④の合計			
扶養義務者の氏名	◎を扶養義務者の税額から控除する場合は、相続人の中から扶養義務者を選択し			
	ます。			
⑤扶養義務者第1表相続税額	扶養義務者の第 1 表 (⑨+⑪-⑫-⑬) 又は (⑩+⑪-⑫-⑬) の相続税額			
⑥未成年者控除額	未成年者控除額を手入力してください。			
2 障害者控除				
一般障害者				
障害者の氏名	一般障害者の氏名を表示します。			
①年齢	年齢を表示します。(1年未満切捨て)			
②障害者控除額	10万円×(85歳-①歳)			
③障害者第1表の相続税額	一般障害者の第 1 表(⑨+⑪-⑫-⑬)-第8の8表 1①			
	又は 第1表 (⑩+⑪-⑫-⑬) -第8の8表1① の相続税額			
④控除しきれない金額	2-3			
扶養義務者の氏名	◎を扶養義務者の税額から控除する場合は、相続人の中から扶養義務者を選択し			
	ます。			
⑤扶養義務者第1表相続税額	扶養義務者の第1表(⑨+⑪ー⑫ー⑬)ー第8の8表1①			
	又は 第1表 (⑩+⑪-⑫-⑬) -第8の8表 1① の相続税額			
6 障害者控除額	障害者控除額を手入力してください。			
特別障害者				
特別障害者の氏名	特別障害者の氏名を表示します。			
①年齢	年齢を表示します。(1年未満切捨て)			
②特別障害者控除額	20 万円×(85 歳一①歳)			
③特別障害者第1表の相続税	特別障害者の第 1 表 (⑨+⑪-⑫-⑬) -第8の8表 1①			
額	又は 第1表 (⑩+⑪-⑫-⑬) -第8の8表 1① の相続税額			
④控除しきれない金額	2-3			
扶養義務者の氏名	◎を扶養義務者の税額から控除する場合は、相続人の中から扶養義務者を選択し			
	ます。			
⑤扶養義務者第1表相続税額	扶養義務者の第 1 表 (⑨+⑪-⑫-⑬) -第8の8表 1①			
	又は 第1表 (⑩+⑪-⑫-⑬) -第8の8表1① の相続税額			
⑥障害者控除額	障害者控除額を手入力してください。			
8	一般障害者 @と特別障害者 @の合計			

第7表 相次相続控除額の計算書

3回分の計算書を作成できます。

	1						
ページ選択 国税 太助	未登録	未登録					
			<u>'</u>				
印刷編集削除	印刷 編集 削除 登録 メニューへ戻る 自動計算 <照会>						
	第	7表 相次相続控	除額の計算	書			
被相続人	国税 太郎						
1 相次相続控除額の総額の)計算						
前の相続に係る被相続人の)氏名	前の相続に係 今回の相続に係る	系る被相続人。 る被相続人と(と D続柄	前の相	1続に係る 提	相続税の申告書の 出先
国税 太助	E	税 太郎 の父				日部	税務署
①前の相続の年月日	②今回の相	間続の年月日	3i 今回の	fの相続かれ 相続までの	期間	@ 1	0年-③の年数
平成 🗸 26 3 10	令和5年	₹5月10日		9 年		1 年	
⑤被相続人が前の相続の時に 取得した純資産価額	⑥前の相 被相続人(の相続の際の 売人の相続税額 ⑦(⑤-⑥)の:)一⑥)の金	金額 財産を調		D相続、贈与によって 取得した全ての人の i産価額の合計額
19,411,546		4,250,000円			5,161,546円		495,602,246円
(⑥の相続税額) ※	<(⑧/⑦)が1を超え	超える時は1で計算 (④の年数)				空余額の総額	
	(× ® /	/⑦)			' A	手入力	0 <mark>円</mark>
	× 495,602,246円 /	/ 15,161,546円	× 1年	/ 10年 =	=		425,000円
2 各相続人の相次相続控約	額の計算						
(1) 一般の場合	470-	-Ø +00± /n 0±1/∞ ±±					
今回の相続の 被相続人から財産を 取得した相続人の氏 名	休服売拝部余額の	各相続人の純資産 価額 第1表の各人の④の ⁽ 金額)	の相続人以夕 めた純資産価 額	Mの人も含 額の合計	12 各人の10/Bの 割合		⑬各人の相次相続控 除額 (⑨×⑫)
■ 国税 花子 計		253,286,750				0.511069	217,204
✓ 国税 花子 点 ✓ 国税 一郎 A のの金額 ✓ 税務 幸子 額	425,000	129,636,813	3 4	95,602,246	0.261574		111,169
₩ 稅務 幸子 額		112,678,683				0.227357	96,627
	승 計	t				1.000000	425,000

第7表 相次相続控除額の計算書	
1 相次相続控除額の総額の計算	
前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人の氏名を入力します。
前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る	前の相続に係る被相続人と被相続人との続柄を入力します。
被相続人との続柄	
前の相続に係る相続税の申告書の提出先	税務署名を入力します。
①前の相続の年月日	和暦で入力します。
②今回の相続の年月日	「データ情報」で登録した相続開始年月日を和暦で表示します。
③前の相続から今回の相続までの期間	今回の相続の年月日一前の相続の年月日を自動計算
	(1年未満切捨て)
④10年-③の年数	10年一③の年数を自動計算
⑤被相続人が前の相続の時に取得した純資産	被相続人が前の相続時に取得した純資産価額を入力します。
価額	
⑥前の相続の際の被相続人の相続税額	前の相続時の被相続人の相続税額を入力します。
⑦前の相続における取得した純資産価額から	5-6
相続税額を控除した金額	
⑧今回の相続等によって財産を取得した全て	第1表④の合計金額
の人の純資産価額の合計額	
△相次相続控除額の総額	⑥の相続税額×(⑧÷⑦(※1を超える場合は1))
	× (④÷10年) (円未満切り捨て)
	※手入力で変更も出来ます。

2 各相続人の相次相続控除額の計算					
(1) 一般の場合					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相	該当する相続人にチェックをつけて選択します。				
続人の氏名					
③相次相続控除額の総額	「1 相次相続控除額の総額の計算」の 🙆				
⑩各相続人の純資産価額	第1表の各人の④				
⑪相続人以外の人も含めた純資産価額の合計	第 1 表④の各人の合計額				
額圖					
⑫各人の⑪/❸の割合	各人の⑪÷ ⑤				
⑬各人の相次相続控除額	⑨×各人の⑫				
(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相	該当する相続人にチェックをつけて選択します。				
続人の氏名					
14個個人は 14個の 14個の 14個の 14個の 14個の 14個の 14個の 14個の	「1 相次相続控除額の総額の計算」の 🔘				
15各相続人の純資産価額	第3表の各人の④				
⑯相続人以外の人も含めた純資産価額の合計	第3表④の各人の合計額				
額〇					
①各人の⑮/〇の割合	各人の⑮÷⑥				
⑱各人の相次相続控除額	④×各人の①				

第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書

「追加」(入力済データは「編集」)ボタンをクリックして外国税額控除入力画面を開き、データを入力します。



			<追加>	削除	保存終了	中止		
外国税額控除								
g	小国で相続税を課せられた人	~						
	国名							
	税の名称							
1	納期限	令和 🗸 🔭 年 🗸 月	∨ B					
2	税額		単位					
з	邦貨換算率		·					
4	邦貨換算税額(②×③)							
5	在外純財産の価額							
6	⑤の金額/取得財産価額		※ 1					
7	相次相続税控除後の税額×⑥		※ 2					
8	控除額	0						
	※1 「取得財産価額」第1表[4]+第14表1[3](贈与年月日が相続開始日の年と同年の分の合計)変更可能 ※2「相次相続税/摺除後の税額」第1表[9又は10+11-12-13]-第8の8表1[1+2+3]変更可能							

第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書		
1 外国税額控除		
外国で相続税に相当する税を課せら	相続人氏名から選択します。	
れた人の氏名		
国名	国名を入力します。(全角 16 字)	
税の名称	税の名称を入力します。(全角 16 字)	
①納期限	納期限を和暦で入力します。	
②税額	税額を入力します。	
単位	単位を入力します。	
③邦貨換算率	①の日付時点での邦貨換算率を入力します。(整数9桁、小数2桁)	
④邦貨換算税額	2×3	
⑤在外純財産の価額	在外財産の価額から、その財産についての債務の金額を控除した価額を入	
	カします(11 桁)	
⑥⑤の金額/取得財産価額	⑤の金額÷取得財産価額(※1)	
※1 取得財産価額	第1表④+第14表1③(贈与年月日が相続開始日の年と同年分の合計)	
⑦相次相続税控除後の税額×⑥	相次相続税控除後の税額(※2)×⑥	
※2 相次相続税控除後の税額	第1表((9又は⑩)+⑪-⑫-⑬) -第8の8表1(①+②+③)	
⑧控除額	④と⑦のうちいずれか少ない方を表示します。	

	2 農地等納稅猶予稅額		
	農業相続人の氏名		望月 花子
	納税猎子の元となる税額	1	0
	目続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	2	0
糖税猶予税額 注の税額控除	税額控除額の計	3	51,584,927
遊視 予額	第3表のの各農業相続人の算出税額	4	51,714,700
税控 額除	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	5	0
計の 算額	(③-(④+⑤))の金額(赤字の時0)	6	0
	農地等納稅猶予稅額(100円未満切捨)	7	0
			<

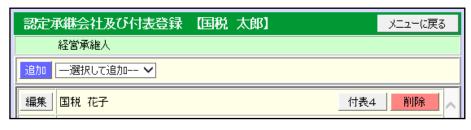
2 農地等納税猶予税額	
農業相続人の氏名	「相続人登録」で「農業相続人」該当を選択した相続人名を表示します。
①納税猶予の元となる税額	第3表の各農業相続人の⑫
②相続税額の2割加算が行	第4表⑥×(①÷第3表の各農業相続人の③)
われる場合の加算金額	
③税額控除額の計	第1表の各農業相続人の⑮+⑪
④第3表9の各農業相続人	第3表⑨
の算出税額	
⑤相続税額の2割加算が行	第4表⑥×(④÷第3表の各農業相続人の③)
われる場合の加算金額	
⑥ (③- (④+⑤)) の金	(③- (④+⑤)) (赤字の時はO)
額	
⑦農地等納税猶予税額	①+②-⑥(100円未満切捨て)(赤字の時はO)

第8の2表の付表1・付表2・付表3・付表4

まず認定承継会社登録を行い、次に付表の作成をします。

「経営承継相続人等」を一覧から選択して、「追加」ボタンをクリックすると「認定承継会社登録」画面を表示します。 ※経営承継相続人をすでに登録している場合は「編集」ボタンをクリックします。

入力が終わったら「登録」ボタンをクリックします。



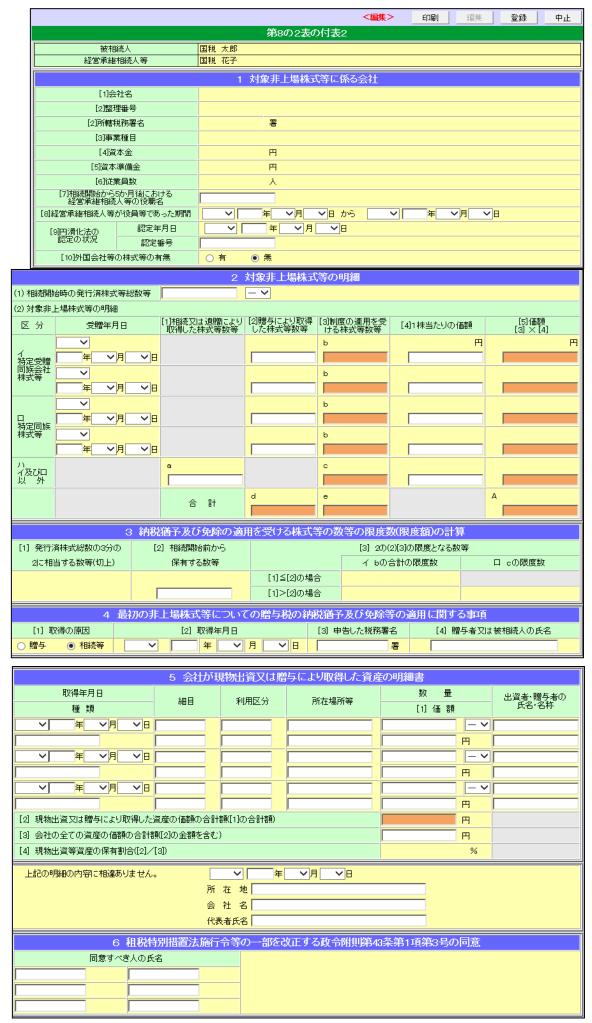


認定承継会社登録	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
経営承継相続人等	経営承継相続人等の氏名を表示します。
会社名	会社名を入力します。
整理番号	整理番号を入力します。
所轄税務署名	所轄税務署名を入力します。
事業種目	事業種目を入力します。
資本金	資本金を入力します。
資本準備金	資本準備金を入力します。
従業員数	従業員数を入力します。
付表区分	付表1、付表2、付表3から選択します。

「認定承継会社登録」が終わったら「付表区分」で選択した付表を入力できます。 左上の「付表1」「付表2」「付表3」ボタンをクリックして入力画面を開きます。 「付表4」は経営承継人より画面を開きます。

				<編	€> ○ 60刷	編集	登録 中止
			第8の	2表の付表1			
被相		国税 太郎					
経営承継	相続人等	国税 花	<u> </u>				
			1 対象非上地	場株式等に係る会社	- -		
[1]会	社名						
[2]整理	番号						
[2]所轄科	税務署名		署				
[3]事業	美種目 一						
[4]資	本金		円				
[5]資本	準備金		円				
[6]従業			人				
[7]相続開始から5 経営承継相続	か月後における 人等の役職名						
[8]円滑化法の	認定年月日	~	年	✓月 ✓日			
認定の状況	認定番号						
[9]外国会社等の		○有	● 無				
				-担州士学の999			
[4] +D6±884Ant = 2	20= Fa1 ±s	(本元) 土 (本) 数) — (と場株式等の明細			[c] /m \$8
[1] 相続開始時の多 済株式等の総数		続又は遺贈によ した株式等の数:		うち制度の適用を 	4] 1株当たりの価額		[5] 価 額 [3] × [4]
海休式寺り総第	以等 収待	した休式寺の鉄	寺 文げ	の休式寺の奴寺			[3] X [4]
	🗸				H	A	m
	3 納税從	予及び免除の	の適用を受け	る株式等の数等の	限度数(限度額)σ	計算	
[1] 発行済株式等の			開始前から	[3] [1]-[と4.21の数等のうち
	3分の2に相当する数等(切上) 保有する数等 (赤字の場合はの) いずれか少ない方						
	Г						
	<u>'</u>						
	1 最初の非上	場株式等に	ついての贈与	税の納税猶予及び	免除等の適用に	関する事	項
[1] 取得の原因		[2] 取得年		[3] 申告した利			は被相続人の氏名
○ 贈与 ● 相続等	§ V	年	✓ 月		署		
		,					
		5 会协規	物出貧又は	善与により取得した)			
取得年月		細目	利用区分	所在場所等	数量		出資者・贈与者の 氏名・名称
種類					[1] 価 額		N-2-4W
年	マ月 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T						
						円	
年	✓月 ✓日					- 🗸	
						円	
年	▼月 ▼日					_ ~	
						円	
[2] 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合		:計 期 (11)の会計:	類)		円		
LA SHWILLAXIONE	与により取得した	角産の価額の合	10102/01/2010				
[3] 会社の全ての資						円	
	産の価額の合計	類([2]の金額を含				円 %	
[3] 会社の全ての資 [4] 現物出資等資産	産の価額の合計 の保有割合([2]/	顔([2]の金額を含 [3])	it)				
[3] 会社の全ての資	産の価額の合計 の保有割合([2]/	類([2]の金額を含 [3]) 。	rt) V 4	: <mark>▽∄▽</mark> ∄			
[3] 会社の全ての資 [4] 現物出資等資産	産の価額の合計 の保有割合([2]/	頭[[2]の金額を含 [3]) 。 所	t) マ 在 地	: VA VB			
[3] 会社の全ての資 [4] 現物出資等資産	産の価額の合計 の保有割合([2]/	頭([2]の金額を含 ([3]) 。 所 会	rt) V 4	: <mark> </mark>			

第8の2表の付表1	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
経営承継相続人等	経営承継相続人等の氏名を表示します。
1 対象非上場株式等に係る会社	に古外で行が八寸の八寸と次かしなり。
①会社名	
②整理番号	
②所轄税務署名	
③事業種目 ③事業種目	 認定承継会社登録より表示します。
(4) 資本金	
⑤資本準備金	
9711111	
⑥従業員数	小蝉なたまもします
⑦相続開始から5か月後における経営承継相 ほん笠の公曜名	役職名を入力します。
続人等の役職名	
⑧認定年月日 ◎認完新日	経済産業大臣の認定年月日を入力します。
⑧認定番号◎ N R へ *** ** ** ** *** ***	経済産業大臣の認定番号を入力します。
	有無を選択します。 印刷時選択した方を丸で囲みます。
2 対象非上場株式等の明細	# + '\$\tau \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
①相続開始時における発行済株式等の総数等	株式等の総数等を入力し、単位を選択します。
②相続・遺贈取得した株式等の総数	取得した株式等の数等を入力します。
③②のうち制度の適用を受ける株式等の総数	②と3④を比べて少ない方を転記します。
④1 株当たりの価額	1株(ロ・円)当たりの価額を入力します。
⑤価額	3×4
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数	
①発行済株式等の総数等の3分の2に相当す	2①×2÷3 (1株(ロ・円) 未満切上げ)
る数等	
②相続開始前から保有する数等	相続開始前から保有する数等を入力します。
③①-②の数等	①一② (赤字の場合は0)
③①-②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方	①-② (赤字の場合はO) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。
③①-②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納	①一② (赤字の場合はO) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項
③①-②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方	①-② (赤字の場合はO) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因	①-② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字 20 文字)
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字)
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産 取得年月日	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字 20 文字) 重の明細書 取得年月日を入力します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字 20 文字)
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産 取得年月日	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字 20 文字) 重の明細書 取得年月日を入力します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) 至の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字)
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字 20 文字) 章の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字)
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産 取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) 至の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字12文字)
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位)	①一②(赤字の場合は〇) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 脱猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字2〇文字) 至の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) 所在場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力・単位を選択します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) 全の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) 所在場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力・単位を選択します。 価額を入力します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額 出資者・贈与者の氏名・名称	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) 差の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) 所在場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額 出資者・贈与者の氏名・名称 ②現物出資又は贈与により取得した資産の価	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) 差の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) 所在場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額 出資者・贈与者の氏名・名称 ②現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) 全の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) 所在場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力・単位を選択します。 価額を入力します。 氏名・名称を入力します。(漢字12文字) ①の合計額
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額 出資者・贈与者の氏名・名称 ②現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 ③会社の全ての資産の価額の合計額	①一② (赤字の場合は〇) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字2〇文字) 全の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) 所在場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力します。 (英字12文字) の合計額 全資産価額の合計額を入力します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額 出資者・贈与者の氏名・名称 ②現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 ③会社の全ての資産の価額の合計額 ④現物出資等資産の保有割合	①一② (赤字の場合は〇) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字2〇文字) 全の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) 所在場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力します。 (英字12文字) の合計額 全資産価額の合計額を入力します。
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額 出資者・贈与者の氏名・名称 ②現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 ③会社の全ての資産の価額の合計額 ④現物出資等資産の保有割合 上記明細の内容に相違ありません。	①一② (赤字の場合は0) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) ②・③×100(小数点第2位未満切捨て)
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額 出資者・贈与者の氏名・名称 ②現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 ③会社の全ての資産の価額の合計額 ④現物出資等資産の保有割合 上記明細の内容に相違ありません。 年月日 所在地	①一② (赤字の場合はO) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 申告した税務署名を入力します。(漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) 差の明細書 取得年月日を入力します。(漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) が正場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力します。(漢字12文字) の合計額 ・発育を入力します。(漢字12文字) ・ の合計額 ・ 全資産価額の合計額を入力します。 ②・③×100(小数点第2位未満切捨て)
③①一②の数等 ④③と2②の数等のうちいずれか少ない方 4 最初の非上場株式等についての贈与税の納 ①取得の原因 ②取得年月日 ③申告した税務署名 ④贈与者又は被相続人の氏名 5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産取得年月日 種類 細目・利用区分 所在場所等 数量(単位) ①価額 出資者・贈与者の氏名・名称 ②現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 ③会社の全ての資産の価額の合計額 ④現物出資等資産の保有割合 上記明細の内容に相違ありません。 年月日	①一② (赤字の場合はO) ③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。 税猶予及び免除等の適用に関する事項 贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。 取得年月日を入力します。 (漢字8文字) 氏名を入力します。(漢字20文字) 差の明細書 取得年月日を入力します。 種類を入力します。 (漢字6文字) 細目・利用区分を入力します。(漢字6文字) 所在場所等を入力します。(漢字12文字) 数量を入力・単位を選択します。 価額を入力します。 氏名・名称を入力します。 (漢字12文字) ①の合計額 全資産価額の合計額を入力します。 ②÷③×100(小数点第2位未満切捨て) 年月日を入力します。 所在地を入力します。 (漢字24文字)



第8の2表の付表2	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
経営承継相続人等	経営承継相続人等の氏名を表示します。
1 対称非上場株式等に係る会社	
①会社名	
②整理番号	
②所轄税務署名	
③事業種目	認定承継会社登録より転記します。
④ 資本金	
⑤資本準備金	
⑥従業員数	
⑦相続開始から5か月後における経営承継	役職名を入力します。
相続人等の役職名	
⑧経営承継相続人等が役員等であった期間	期間を入力します。
9認定年月日	経済産業大臣の認定年月日を入力します。
⑨認定番号	経済産業大臣の認定番号を入力します。
⑩外国会社等の株式等の有無	有無を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。
2 対象非上場株式等の明細	
(1) 相続開始時における発行済株式等の総	株式等の総数等を入力し、単位を選択します。
数等	
(2) 対象非上場株式等の明細	
受贈年月日	受贈年月日を入力します。
①被相続人から相続又は遺贈により取得	a 株式数を入力します。
した株式等数等	
②被相続人から贈与により取得した株式	株式数を入力します。
等の数等	
③①又は②のうち制度の適用を受ける	3 納税猶予:①>②の場合は3③イ+ロの金額を上限に計算
株式等の数等	b の株式数を計算
	3 納税猶予:①≦②の場合は(3①−②)+d 合計を上限に計算
	b の株式数を計算
	cの株式数を計算
④1 株当たりの価額	1株(ロ・円)当たりの価額を入力
⑤価額	3×4
合計	各縦の合計
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の	の数等の限度数(限度額)の計算
①発行済株式等の総数等の3分の2に相当	2①×2÷3 (1 株 (ロ・円) 未満切上げ)
する数等	
②相続開始前から保有する数等	相続開始前から保有する数等を入力します。
③限度となる数等	
イbの合計限度数	
①≦②の場合	①-②+2d (赤字の場合はO)
	(d) の数等: 2 d
①>②の場合	①-②の数等:①-②
4 最初の非上場株式等についての贈与税の約	
①贈与の原因	贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。
②取得年月日	取得年月日を入力します。
③申告した税務署名	申告した税務署名を入力します。(漢字8文字)
④贈与者又は被相続人の氏名	氏名を入力します。(漢字 20 文字)

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書		
取得年月日	年月日を入力します。	
種類	種類を入力します。(漢字6文字)	
細目•利用区分	細目・利用区分を入力します。(漢字6文字)	
所在場所等	所在場所等を入力します。(漢字 12 文字)	
数量(単位)	数量を入力・単位を選択します。	
①価額	価額を入力します。	
出資者・贈与者の氏名・名称	氏名・名称を入力します。(漢字 12 文字)	
②現物出資又は贈与により取得した資産の価	①価額の合計額	
額の合計額		
③会社の全ての資産の価額の合計額(②の金	全資産の価額の合計額を入力します。	
額を含む)		
④現物出資等資産の保有割合	②÷③×100(小数点第2位未満切捨て)	
上記明細の内容に相違ありません。		
年月日	年月日を入力します。	
所在地	所在地を入力します。(漢字 24 文字)	
会社名	会社名を入力します。(漢字 24 文字)	
代表者氏名	代表者氏名を入力します。(漢字 24 文字)	
6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する	政令 附則第43条第1項第3号の同意	
同意すべき人の氏名	氏名を入力します。(漢字8文字)	



第8の2表の付表3		
被相続人	被相続人の氏名を表示します。	
経営承継相続人等	経営承継相続人等の氏名を表示します。	
1 対象相続非上場株式等に係る会社		
①会社名		
②整理番号		
②所轄税務署名		
③事業種目	認定承継会社登録より転記します。	
④資本金		
⑤資本準備金		
⑥従業員数		
⑦相続開始から5か月後における経	役職名を入力します。	
営承継相続人等の役職名		
⑧認定年月日	経済産業大臣の認定年月日を入力します。	
⑧認定番号	経済産業大臣の認定番号を入力します。	
⑤外国会社等の株式等の有無	有無を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。	
2 対象相続非上場株式等の明細		
受贈年月日	受贈年月日を入力します。	
①相続開始時の発行済株式等総数等	株式等の総数等を入力し、単位を選択します。	
②贈与により取得した株式等の数	取得した株式数等の数等を入力します。	
③②のうち制度の適用を受ける株式	②と3④を比べて少ない方を転記します。	
等の数等		
④1株当たりの価額	1株(ロ・円)当たりの価額を入力します。	
⑤価額	3×4	
	株式等の数等の限度数(限度額)の計算	
①発行済株式等の総数等の3分の2	2①×2÷3 (1 株(ロ・円)未満切上げ)	
に相当する数等		
②2②欄に係る贈与の直前に保有し	2②に係る贈与の直前に保有していた数等を入力します。	
ていた数等		
3①-2の数等	①-②(赤字の場合はO)	
④③と2②の数等のうちいずれか少	③と2②の数のうちいずれか少ない方を表示します。	
ない方		
	ラ税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項 	
①取得の原因	贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。	
②取得年月日	取得年月日を入力します。	
③申告した税務署名	申告した税務署名を入力します。(漢字8文字)	
④贈与者又は被相続人の氏名	贈与又は被相続人の氏名を入力します。(漢字 20 文字)	

	<編集>	印刷	編集	登録		終了
	第8の2表の付表4					
被相続人	国税太郎					
経営承継人	国税 花子					
会社の名称						
	1 規定の適用を受ける旨の確認					
	D規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる記 税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定め					
	D規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げる総 と認められる要件として、租税特別措置法施行規 こととする要件を除きます。					
	の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げる記 5、租税特別措置法施行令第40条の8の4第3項に					
2	2 災害等により被害を受けた会社の被害	の態様				
(1)災害によって被害を受けた事業用資	産が総資産の30%以上である場合					
[1] 災害が発生した年月日				年	/月 [∨ _B
[2] 災害が発生した日の属する事業年度直前の事業年度終了時における総資産価額 円						
[3] 災害により滅失をした資産の価額の	合計額			円		
[4] ([3]÷[2]×100)	30%以上であれば適用可-	→	%			
(2) 災害によって被害を受けた事業所で	雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用	芷業員の総	数の20%以	上である場合	合	
[1] 災害が発生した年月日				年 🔻	/月 [∨ B
[2] 災害が発生した日の前日における常	時使用従業員の総数		_ 人			
[3] 災害により滅失又は損壊をした事業 使用していた常時使用従業員の数	所において、その災害が発生した日の前日に		人			
[4] ([3]÷[2]×100)	20%以上であれば適用可-	→	%			
(3) 中小企業信用保険第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の 売上金額の70%以下である場合						
[1] 中小企業信用保険法第2条第5項の	該当事由(3号・4号)及び特定日	○ 3号記			月	∨ ∃
[2] 特定日の1年前の日から同日以後6	か月を経過する日までの間における売上金額			円		
[3] 特定日から特定日以後6か月を経過	する日までの間における売上金額			円		
[4] ([3]÷[2]×100)	70%以下であれば適用可-	→	%			

第8の2表の付表4				
被相続人	被相続人の氏名を表示します。			
経営承継人	経営承継人の氏名を表示します。			
会社の名称	認定承継会社登録より転記します。			
1 規定の適用を受ける旨の確認				
〇措置法	該当措置法を選択します。印刷時チェックが付きます。			
2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様				
(1)災害によって被害を受けた事業用資産が総	資産の 30%以上である場合			
①災害が発生した年月日	年月日を入力します。			
②災害が発生した日の属する事業年度直前	金額を入力します。			
事業年度終了時の総資産価額				
③災害により滅失をした資産の価額の合計額	金額を入力します。			
4 (3÷2×100)	③÷②×100 (小数点以下切捨て)			
(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の 20%				
以上である場合				
①災害が発生した年月日	年月日を入力します。			
②災害が発生した日の前日における常時使用	人数を入力します。			
従業員の総数				
③災害により滅失又は損壊をした事業所にお	人数を入力します。			
ける、発生前日の常時使用従業員の数				
4 (3÷2×100)	③÷②×100 (小数点以下切捨て)			
	又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の			
売上金額が前年同期間の売上金額の70%1				
①中小企業信用保険法第2条第5項の該当事	3号該当又は4号該当を選択します。印刷時チェックが付きま			
由(3号・4号)及び特定日	す。特定日の年月日を入力します。			
②特定日の1年前の日から同日以後6か月を	金額を入力します。			
経過する日までの間における売上金額				
③特定日から特定日以後6か月を経過する日	金額を入力します。			
までの間における売上金額	「つ」・「つ」、ノインへ、(小粉上ハエ和怜ァ)			
④ (③÷②×100)	[3]÷[2]×100 (小数点以下切捨て)			

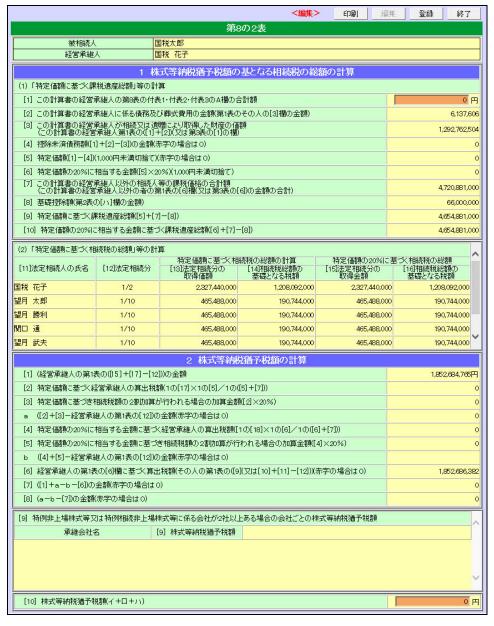
第8の2表

「経営承継人」を一覧から選択して、「追加」ボタンをクリックすると第8の2表を表示します。

※経営承継人をすでに登録している場合は「編集」ボタンをクリックします。







第8の2表	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
経営承継人	経営承継人の氏名を表示します。
1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の記	
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
①経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表	この計算書の経営承継人の第8表の2表の付表1・付表
3のA欄の合計額	2・付表3のA欄の合計額を表示します。
②経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額	経営承継人の第1表③
③経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の	経営承継人の第1表①+②、又は第3表の①
価額	
④控除未済債務額	①+②-③ (赤字の場合は0)
⑤特定価額	①一④ (1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)
⑥特定価額の20%に相当する金額	⑤×20% (1,000 円未満切捨て)
⑦この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価 2001年	経営承継人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計
格の合計額	第2表 🕥
◎特定価額に基づく課税遺産総額⑩特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺	\$\(\frac{6}{7} - \text{8} \)
世界を制象の20%に相当9つ並銀に基づく課代退 産総額	(0+V-8)
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算	
⑪法定相続人の氏名	法定相続人の氏名を表示します。
⑫法定相続分	法定相続分を表示します。
特定価額基づく相続税の総額の計算	
③法定相続分に応ずる取得金額	9×12
4 相続税総額の基礎となる税額	(第2表の速算表で計算) 相続税総額の基礎となる税額を
	表示します。
特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総	額の計算
⑤法定相続分に応ずる取得金額	①×①
⑥相続税総額の基礎となる税額	(第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を
	表示します。
①相続税の総額	(4)の合計額
18相続税の総額	⑥の合計額
2 株式等納税猶予税額の計算	
①経営承継人の第1表の(⑮+⑪-⑫)の金額	経営承継人の第1表領+①一⑫
②特定価額に基づく経営承継人の算出税額	1の①×1の⑤÷1の(⑤+⑦)
③特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる 場合の加算金額	②×20%
a(②+③-経営承継人の第1表の⑫)の金額	②+③-(経営承継人の第1表⑫)(赤字の場合は0)
④特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承	108×106÷10 (6+7)
継人の算出税額	
⑤特定価額の 20%に相当する金額に基づき相続税	4×20%
額の2割加算が行われる場合の加算金額	
b(④+⑤-経営承継人の第1表の⑫)の金額	④+⑤-(経営承継人の第1表⑫)(赤字の場合は〇)
c 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額	第1表(⑨又は⑩)+⑪-⑫ (赤字の場合は0)
⑥ (①+a-b-c) の金額	①+a-b-c (赤字の場合はO)
⑦ (a-b-⑥) の金額	a-b-⑥ (赤字の場合は0)
	る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額
会社名	付表で登録した会社名を表示します。
株式等納税猶予税額	⑦×株式等に係る価額÷1の① (100円未満切捨て)
⑨株式等納税猶予税額A	⑦(100 円未満切捨て)、又は⑧の合計

第8の3表の付表、第8の3表

「林業経営相続人」を一覧から選択し、第8の3表の付表(明細)に入力して「登録」ボタンをクリックします。 付表の入力後、第8の3表を開いて入力します。

第8/03表 6[刷	編集 登録	保存終了	メニューに戻る	<編集>		
	第8の3表の付表						
被	被相続人 Manager						
林業経営相	続人	選択 国税は	なこ				
			1 林業経営相	続人に関する事項			
[1]特例施業対象山林	を相続又	似ま逸贈により取得したE	(相続開始年月日)		平成28年1月1日	В	
[2]相続の開始があった	たことを知	0った日(通常は[1]と同じ	日になります。)		令和 ✔ 00	年	1 月 1 日
[3]相続の開始の日か	ら林業経	営相続人に係る平均余	命(1年未満切捨て)を経過	動する日までの期間	30 年 1	月	
[4][[3]の期間]と[30年	目のうちに	ずれか短い期間			30年0月		
			2 特例施業対象山	」林・特例山林の明	細		
		±	地		立木		^
所在場所	路網整備等	[5]面積 ㎡ 🗸	[6]特例山林以外	[8]面積 ㎡ 🗸	[9]樹種 [[4]<[1 0]の判	[12]特例山林以外
		評価額	[7]特例山林	評価額 ————————————————————————————————————	[10]伐期齢例の期間	定	[13]特例山林
東京都西多摩郡檜	××	1,000	25,010,000	350	松	否	12,000
		25,010,000	0	12,000	20年5月		0
東京都西多摩郡檜	××	1,000	25,010,000	350	杉>	適	12,000
The state of the BULG		25,010,000	0	12,000	30 年 1 月		0
東京都西多摩郡檜	🗸	2,400	0	400	⟨ぬぎ ∨	否	8,500
		340,000	340,000	8,500	5年1月		0
東京都西多摩郡檜	🗸	2,400	0	400	⟨Ø\€ ∨	適	0
		340,000	340,000	8,500	30 年 1 月		8,500
[6]特例山林以外の合計額 50,074,000 [12]特例山林以外の合計額			62,500				
[7]特例山林の合計額 A 991,113 [13]特例山林の合計額 B				208,500			
特例山林の価額の合計額 A+B(この金額を第8の3表の1(1)の[1]欄に転記します。) 1,199,613							
	3 特例施業対象山林の経営に関する事項						
経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額 147,200							

第8の3表の付表	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
林業経営相続人	選択した林業経営相続人の氏名を表示します。
1 林業経営相続人に関する事項	
①特例施業対象山林を相続又は遺	相続開始年月日を表示します。
贈により取得した日(相続開始年	
月日)	
②相続の開始があったことを知っ	相続開始年月日を表示します。
た日(通常は①と同じ日になりま	(相続開始年月日と違う場合は、こちらで上書き入力ができます)
す)	
③相続の開始の日から林業経営相	相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命を経過するまでの期間
続人に係る平均余命(1年未満切	を入力します。
捨て)を経過する日までの期間	
④「③の期間」と「30年」のうち	③の平均余命と30年のうち、短い期間を表示します。
いずれか短い期間	

2 特例施業対象山林・特例山林の明細				
所在場所	山林の所在場所を入力します。	の所在場所を入力します。		
路網整備を行わない山林等	路網整備を行わない山林または市街	整備を行わない山林または市街化区域内の山林に該当する場合は「×」を選択		
土地	⑤面積	面積の単位を選択し、面積を入力します。		
	評価額	評価額を入力します。		
	⑥特例山林以外の土地の価額	特例山林以外の評価額を表示します。		
	⑦特例山林の土地の価額	特例山林の評価額を表示します。		
立木	8面積	面積の単位を選択し、面積を入力します。		
	評価額	評価額を入力します。		
	⑨ 樹種	樹種を選択します。		
	⑩①の日から標準伐期齢等に達す	相続開始の日から標準伐期齢等に達する日ま		
	る日までの期間	での期間を入力します。		
	⑪④<⑩の判定	否・適を自動判定		
	⑩特例山林以外の立木の価額	特例山林以外の立木の価値を表示します。		
	13特例山林の立木の価額	特例山林の立木の価値を表示します。		
⑥特例山林以外の合計額	特例山林以外の土地の評価額の合計	t		
⑦特例山林の合計額A	例山林の評価額の土地の合計			
⑩特例山林以外の合計額	特例山林以外の立木の評価額の合計			
⑬特例山林の合計額B	寺例山林の立木の評価額の合計			
特例山林の価額の合計額	特例山林の価額の合計額A+B			
A+B	(この金額を第8の3表の1(1)	①に転記します。)		
3 特例施業対象山林の経営に関する事項				
経営報告基準日の属する年分	の山 山林所得に係る収入金額を入	山林所得に係る収入金額を入力します。		
林所得に係る収入金額				

印刷 第8の3表付表	₹ X=2×	一に戻る			3
		第8	3の3表		
	被相続人 国税太郎				
林業経営相	続人 国]税はなこ			
	1 Ц	」林納税猶予税額の。	基となる相続税の総額	顔の計算	
(1)「特定価額に基づく課	税遺産総額]等の計算	算			
[1] 林業経営相続人の	第8の3表の付表(A+	日)欄の金額			1,199,613
		用の金額(第1表のその人の)[3]欄の金額)		1,800,000
[3] 林業経営相続人が (林業経営相続人の	相続又は遺贈により取)第1表の([1]+[2])(又	又得した財産の価額 は第3表の[1]の金額)			1,546,274,335
[4] 控除未済債務額[[1					0
[5] 特定価額([1]-[4])	(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)			1,199,000
		%)(1,000円未満切捨て)		2	239,000
[7] 林業経営相続人以 (林業経営相続人以	外の相続人等の課税 J外の者の第1表の[6]	価格の合計額 欄(又は第3表の[6]欄)の金	発動の合計)		663,150,000
[8] 基礎控除額(第2表(7000 00000 000000				54,000,000
[9] 特定価額に基づく訓	R税遺産総額[[5]+[7]	- [8])			610,349,000
[10] 特定価額の20%に	相当する金額に基づ	〈課税遺産総額([6]+[7]-	-[8])		609,389,000
(2)「特定価額に基づく相	続税の総額1等の計3				
	THE CONTROL OF THE CO	特定価額に基づく相			基づく相続税の総額
[11]法定相続人の氏名	[12]法定相続分	[13]法定相続分の 取得価額	[14]相続税総額の 基礎となる税額	[15]法定相続分の 取得金額	[16]相続税総額の 基礎となる税額
国税はなこ	1/2	305,174,000	110,587,000	304,694,000	110,347,000
国税 あきら	1/6	101,724,000	23,689,600	101,564,000	23,625,600
国税 はるか	1/6	101,724,000	23,689,600	101,564,000	23,625,600
国税 のぞみ	1/6	101,724,000	23,689,600	101,564,000	23,625,600
法定相続分の合計	1	[17]相続税の総額 ([14]の合計額)	181,655,800	[18]法相続税の総額 ([18]の合計額)	181,223,800
		2 山林納税	猶予税額の計算	W.	
[1](林業経営相続人の	第1表の([15] +[17] -	-[12]))の金額			564,707,590円
[2] 特定価額に基づ<林業経営相続人の算出税額(1の[17]×1の[5]/1の([5]+[7]))					327,847
[3] 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(2)×20%) 65.				65,569	
a ([2] +[3] - 林業経営相続人の第1表の[12])の金額(赤字の場合は O)					
				65,289	
	[5] 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額[4]×20%) 13,05				
				0	
					652,922,302
	[7] ([1]+a-b-[6])の金額赤字の場合はの [8] 山林納税猶予税額(a-b-[7])の金額赤字の場合はの [8] 山林納税額・ [8] 山林納和・ [8] 山林神和・ [8] 山				0
[8] 山林納税猶予税額	(aーbー[7])の金額(赤	字の場合はO)			0

第8の3表					
被相続人	被相続人の氏名を表示します。				
林業経営相続人	林業経営相続人の氏名を表示します。				
1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
①林業経営相続人の第8の3表の付表	林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)				
(A+B) 欄の金額					
②林業経営相続人に係る債務及び葬式	林業経営相続人の第1表③				
費用の金額					
③林業経営相続人が相続又は遺贈によ	林業経営相続人の第1表①+②、又は第3表①				
り取得した財産の価額					
④控除未済債務額	①+②-③ (赤字の場合は0)				
⑤特定価額	①一④ (1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)				
⑥特定価額の20%に相当する金額	⑤×20% (1,000 円未満切捨て)				
⑦林業経営相続人以外の相続人等の課	林業経営相続人以外の第 1 表⑥、又は第 3 表⑥の合計				
税価格の合計額					
⑧基礎控除額	第2表♠				
③特定価額に基づく課税遺産総額	⑤+⑦-⑧の金額を表示				
10特定価額の20%に相当する金額に	⑥+⑦-⑧の金額を表示				
基づく課税遺産総額	◎ 十 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額	i				
①法定相続人の氏名	法定相続人の氏名を表示				
②定相続分					
	法定相続分を表示				
特定価額に基づく相続税の総額の計算	8V8				
③法定相続分に応ずる取得金額					
(単相続税総額の基礎となる税額)	(第2表の速算表で計算) 相続税総額の基礎となる税額を表示します。				
(サウスのの) におりまする (サウスの) においまる (他の合計額				
特定価額の20%に相当する金額に基づ					
(15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15)					
⑩相続税総額の基礎となる税額	(第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。				
18相続税の総額	⑥の合計額				
2山林納税猶予税額の計算	++*************************************				
①林業経営相続人の第1表の	林業経営相続人の第 1 表⑮+⑪-⑫				
(⑤+①-②)の金額 ②特定価額に基づく林業経営相続人の	1の①×1の⑤÷1の(⑤+⑦)				
算出税額 3特定価額に基づき相続税額の2割加	②×20%				
⑤特定価額に基づさ相続税額のと割加 算が行われる場合の加算金額					
_{算の13} 1711 (る場合の加算並領 a (②+③-林業経営相続人の第 1 表	②+③- (林業経営相続人の第 1 表⑫) (赤字の場合は0)				
a(②十③一杯耒柱呂柏杭人の弟) 表 の②)の金額	ビーツ (外未社名位別:人りおー女心)(小士の場口はひ)				
④特定価額の20%に相当する金額に	①の®×1の⑥÷1の(⑥+⑦)				
基づく林業経営相続人の算出税額					
金り、休果性呂伯納人の鼻山杭頓 ⑤特定価額の20%に相当する金額に	⊕×20%				
基づき相続税額の2割加算が行われる	□ \\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \				
塗りる性が代観のと剖加算が11171で 場合の加算金額					
b (④+⑤-林業経営相続人の第1表	④+⑤- (林業経営相続人の第 1 表⑫) (赤字の場合は0)				
の⑫)の金額					
⑥林業経営相続人の第1表⑥欄に基づ <算出税額	林業経営相続人の第 1 表⑨又は⑩+⑪-⑫ (赤字の場合は0)				
⑦ (①+a-b-⑥) の金額	①+a-b-⑥ (赤字の場合はO)				
	a-b-⑦ (赤字の場合は0)				
אַנווער יכ בונערנוויירידים אַ					

第8の4表の付表

まず認定医療法人の登録を行い、次に付表の作成をします。

「相続人」を一覧から選択して、「追加」ボタンをクリックすると「認定医療法人の登録」画面を表示します。

※認定医療法人をすでに登録している場合は「編集」ボタンをクリックします。

入力が終わったら「登録」ボタンをクリックします。





認定医療法人の登録	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
相続人	選択した相続人の氏名を表示します。
1 特例非上場株式等に関わる会社	
医療法人名	会社名を入力します。
整理番号	整理番号を入力します。
所轄税務署	所轄税務署名を入力します。
適用を受ける特例	適用を受ける特例を選択します。
	※特例を変更した場合は必ず付表を開いて登録し直してください。

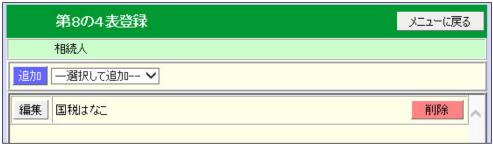
「認定医療法人の登録」が終わったら、左上の「付表」ボタンをクリックして入力画面を開きます。



第8の4表の付表					
被相続人	被相続人の氏名を表示します。				
医療法人持分相続人等	医療法人持分相続人等の氏名を表示します。				
医療法人の持分の明細					
1 医療法人の持分に関する事項					
①医療法人の名称					
整理番号	認定医療法人登録より転記します。				
所轄税務署					
②厚生労働大臣の認定年月日	厚生労働大臣の認定年月日を入力します。				
③厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記	移行期限を入力します。				
載された移行期限					
④医療法人の持分の保有状況	クリックするとチェックを付けます。				
2医療法人の持分の明細					
相続又は遺贈により取得した持分の価額A	相続又は遺贈により取得した持分の価額を入力します。				
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法	基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細				
1 医療法人の持分に関する事項					
①「出資持分の放棄申請書」の医療法人への提出	提出年月日を入力します。				
年月日					
②医療法人の基金拠出型医療法人への定款変更移	都道府県知事の認可があった年月日を入力します。				
行に係る都道府県知事の認可があった年月日					
2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持					
①相続又は遺贈の直前の持分B	相続又は遺贈の直前の持分の価額を入力します。				
②基金拠出の直前の持分(拠出年月日)	拠出年月日を入力します。				
②基金拠出の直前の持分(持分の価額C)	基金拠出の直前の持分の価額を入力します。				
3医療法人持分税額控除額(放棄相当相続税額)の					
①医療法人持分納税猶予税額等D	第8の4表の2⑨又は⑧				
②基金として拠出した額E	基金として拠出した額を入力します。				
③2の「②基金拠出の直前の持分」欄の持分の価	C-E				
額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額					
④2の「②基金拠出の直前の持分」欄の持分の価	$C \times A \div (A + B)$				
額のうち特例の適用に係る持分に相当する金額					
⑤医療法人持分税額控除額F	D× (③÷④) ※③>④の場合はD				

「相続人」を一覧から選択して、「追加」ボタンをクリックすると第8の4表を表示します。

※相続人をすでに登録している場合は「編集」ボタンをクリックします。





第8の4表				
被相続人	被相続人の氏名を表示します。			
医療法人持分相続人等	医療法人持分相続人等の氏名を表示します。			
1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法	人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算			
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」	等の計算			
①医療法人持分相続人等の医療法人の持	医療法人持分相続人等の第8の4表の付表のA			
分の価額				
②医療法人持分相続人等に係る債務及び	医療法人持分相続人等の第 1 表③			
葬式費用の金額				
③医療法人持分相続人等が相続又は遺贈	医療法人持分相続人等の第 1 表①+②、又は第 3 表①			
により取得した財産の価額				
④控除未済債務額	①+②-③ を表示 (赤字の場合は0)			
⑤特定価額	①一④ (1,000 円未満切捨て)(赤字の場合は0)			
⑥医療法人持分相続人等以外の相続人等	医療法人持分相続人等以外の相続人等の第 1 表⑥、又は第 3 表⑥の			
の課税価格の合計額	合計			
⑦基礎控除額	第2表の 🕥			
⑧特定価額に基づく課税遺産総額	⑤+⑥-⑦を表示			
	等の計算			
⑨法定相続人の氏名	法定相続人の氏名を表示します。			
⑩法定相続分	法定相続分を表示します。			
⑪法定相続分に応ずる取得金額	8×10			
⑫相続税総額の基礎となる税額	(第2表の速算表で計算) 相続税総額の基礎となる税額表示します。			
③相続税の総額	⑫の合計額			
2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算				
①医療法人持分相続人等の第1表の	医療法人持分相続人等の第 1 表⑪+⑪ー⑫			
(15+17-12) の金額				
②特定価額に基づく医療法人持分相続人	1の⑬×1の⑤÷1の(⑤+⑥)			
等の算出税額	0004			
③特定価額に基づき相続税額の2割加算	2×20%			
が行われる場合の加算金額				
4 (②十③一医療法人持分相続人等の第	②+③-(医療法人持分相続人等の第 1 表⑫)(赤字の場合は0)			
1表の⑫)の金額				
⑤医療法人持分相続人等の第1表の⑥の 課税価格に基づく算出税額	第1表(⑨又は⑪)+⑪-⑫ (赤字の場合は0) 			
株代価値に基プン昇山代領 ⑥ (①十④一⑤) の金額	 ①+④-⑤ (赤字の場合はO)			
(7) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	(赤字の場合はO) (赤字の場合はO)			
3 13 31 121	③			
医療法人名	付表で登録した医療法人名を表示します。			
医療法人持分納税猶予税額	切衣 C 豆琢 U C 医療法人名 で表示 U よ 9。			
②医療法人持分納税猶予税額等	⑦ (100円未満切捨て)、又は⑧の合計額			
(10)				
 イ納税猶予及び免除 医療法人持分納	9			
の適用を受ける場合 税猶予税額A				
口税額控除の適用を受ける場合				
(イ)持分の全てを放 医療法人持分税	9			
棄				
(ロ)持分の一部を放 医療法人持分税	第8の4表の付表のF			
棄、残余部分を基金と 額控除額B				
して拠出				

納税猶予税額入力(第8の2の2表・第8の5表・第8の6表)

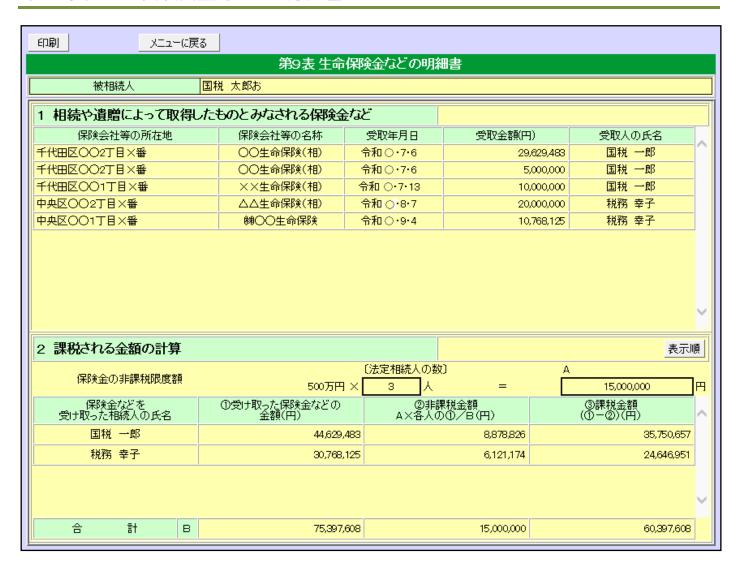
※第8の8表を作成するための必要項目を入力します。

なお、第8の8表の印刷は第1表の上部にある 印刷(第8の8表) ボタンで行って下さい。 ※100円未満切り捨てた金額を入力してください。

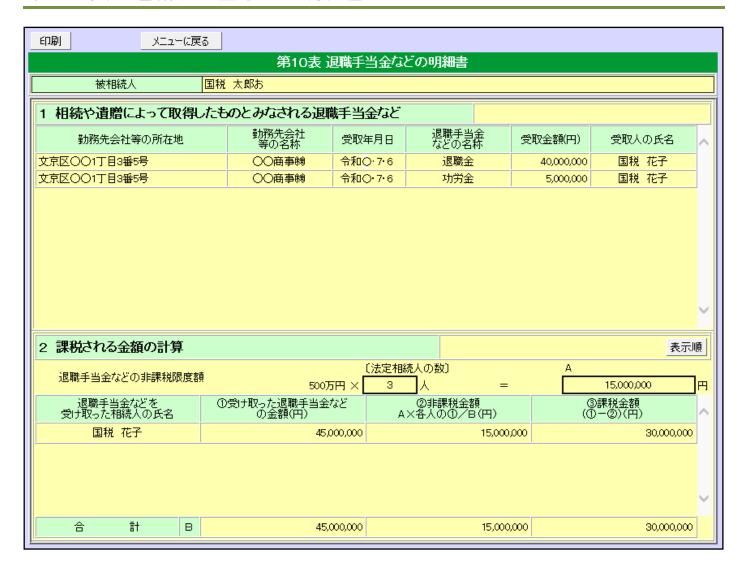
編集	終了 <照会>					
	种税猶予税額入力					
被相続人	国税 太郎					
第	8の2の2表 特例株式管	穿納税猶予税額の計算	書及び付表分			
※100円未満を切捨てた金額	質を入力してください					
相続人	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子			
[第8の8表の(3)] 特例株式等納税猶予税額	<u>о</u> н	0 円	OH			
	第8の5表 美術	品納税猶予税額の計算	書分			
[第8の8表の(6)] 美術品納税猶予税額	<u>о</u> н	<u></u> 四				
第8の6表 事業用資産納税猶予税額の計算書分						
[第8の8表の(7)] 事業用資産納税猶予税額	<u>о</u> н	<u></u> 四	一			
/						

※第1表の画面に、第8の8表の印刷ボタンがあります。

E	印刷(第8の8表)					
	被相続人		国税太郎			
	相続人		各人の合計			
	取得財産の価額	1	498,392,1			
課	相続時適用財産の価額	2	24,626,(
課税価格	債務及び葬式費用の金額	3	27,415,9			
	純咨 產価額	Δ	495.6023			



第9表 生命保険金などの明細書				
1 相続や遺贈によって取得されたとみなされる保険金など				
保険会社等の所在地				
保険会社等の名称	「財産と債務データ入力」の「その他の財産」のうち、			
受取年月日	「生命保険金」データの登録より表示します。			
受取金額(円)				
受取人の氏名				
2 課税される金額の計算(相続人の並び順を「登録順」または「金額順」に変更できます)				
△保険金の非課税限度額	500 万円×法定相続人の数			
保険金などを受け取った相続人の氏名	自動表示			
①受け取った保険金などの金額(円)	上記 1 の受け取り金額の合計			
②非課税金額(円)				
③課税金額(円)	1-2			
₿含計	各項目の合計			



第10表 退職手当金などの明細書				
1 相続や遺贈によって取得されたとみなされる退職手当金など				
勤務先会社等の所在地				
勤務先会社等の名称	「財産と債務データ入力」の「その他の財産」のうち、			
受取年月日	「退職手当金等」データの登録より表示します。			
退職手当金などの名称				
受取金額(円)				
受取人の氏名				
2課税される金額の計算(相続人の並び順を「登録順」または「金額順」に変更できます)				
△退職手当金などの非課税限度額	500 万円×法定相続人の数			
退職手当金などを受け取った相続人の	自動表示			
氏名				
①受け取った退職手当金などの金額	上記 1 の受け取り金額の合計			
(円)				
②非課税金額(円)				
③課税金額(円)	1-2			
B 合計	各項目の合計			

第11表 相続税がかかる財産の明細書

※令和6年1月分以降、第11表様式が変更となりましたが、従来様式での提出が可能であることから、 令和6年においては従来様式のままとなっております。ご承知おきいただきますようお願いします。

印刷		火ニューに戻	3								
第11表 相続税がかかる財産の明細書											
被相続人 国税太郎											
区分 1. 全部分割											
退産(の分割状況		分	割の日	令和 〇	〇年 5 月	1 日 編集	Ę			
				財産の明細	H				分割が確定し	た財産	
種類	細目	利用区分、針	计市学	所在場所		数量	単価	価額	取得した人の氏名	/亚罗西	
1里#共	布田田	和用应刃、國	าไท+	「カーイエーをかり」	₹	評価額	倍数	7四台具	収得した人の氏名	価額	
土地	字地	自用宅地		埼玉県春日部市不動 3丁目5番16号	加完野	165.00 m²	11・11の2表の		国税 花子	(持分1	
1-6	-676	D/11-G-G		3] 目5番16号		12,870,000	付表1のとおり	12,870,000	200163	6,435,	000
									国税一郎	(持分1 6,435,	
土地	宅地	貸家建付地		埼玉県春日部市不動	力 多完里子	150 m²	11・11の2表の		国税 花子		
176	-646	具象灶竹地		3丁目5番17号		30,810,000	付表1のとおり	30,810,000	四杯 10]	30,810,00	000
土地	宅地	貸家建付地		文京区〇〇_		150.0 m²			国税 花子		
1.6	-0.0	20,000,211-0		1丁目3番5号		35,451,000		35,451,000	200 TC 1	35,451,	000
土地	宅地	自用宅地 未利用地		埼玉県春日部市不動	加完野	150.0 m²	280,000	1	国税 花子	(持分2	
		木利用地		2丁目3番4号				42,000,000		28,000,	000
									税務幸子	(持分1 14,000,	
1 14		4 m-14		埼玉県春日部市不動	hK宗里孚	1,125 m²	237,500	所有割合6,14	2117L# -7		
土地	宅地	自用宅地		1丁目1番	70P7L\$ 1		1×1	所有割合6,14 4 / 192,000 8.550,000	税務幸子 	8,550,	<u>ooo</u>
財産を耳	仅得した人の」	氏名		(各人の合計)	玉	税 花子	国和	兑一郎	税務幸子		
会 分割財	産の価額			498,392,15	51	256,766,35	50	128,947,118	112,6	78,683	
合計表分割財未分割	財産の価額_	編集			0		0	C		0	
各人のほ	取得財産の価	5客頁		498,392,15	51	256,766,35	50	128,947,118	112,6	78,683	
<											>

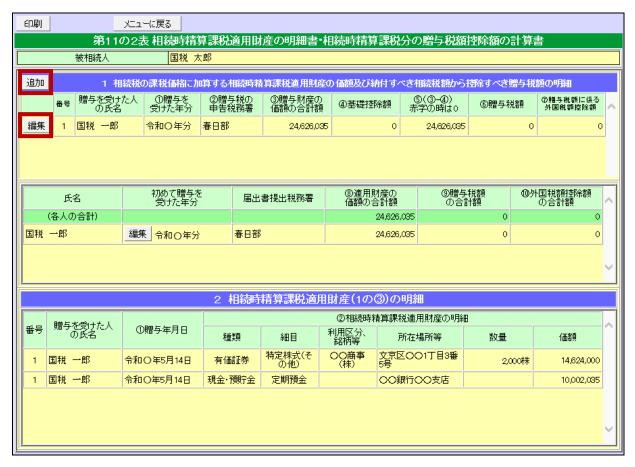
第11表 相続和		明細書
区分	「編集」ボタン	遺産が全て分割されている場合は「全部分割」、一部なら「一部分割」、全て
	をクリックし	未分割の場合は「全部未分割」から選択します。
分割の日	て入力します。	遺産分割協議が行われ、遺産を分割した日を和暦で入力します。
財産の明細		
種類		
細目		
利用区分		「財産と債務データの入力」の登録データより表示します。
所在場所等		
数量		※生命保険金、退職手当金、小規模宅地等の特例については各表より
評価額		転記表示します。
単価		
倍数		
価額		
分割が確定した則	財産	
取得した人の氏名	3	取得した人の氏名を表示します。
取得財産の価額		取得財産の価額を表示します。
合計表		
財産を取得した人	人の氏名	相続人氏名を表示します。
①分割財産の価額	·····································	分割財産の合計額
②未分割財産の値	西額	未分割財産の合計額 ※「編集」ボタンから変更できます。
③各人の取得財産	全の価額	①分割財産+②未分割財産の合計額

第 11 の 2 表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の 贈与税額控除額の計算書

相続時精算課税の適用を受けている財産がある場合に作成します。

※令和6年1月分以降、第11の2表は「贈与を受けた人ごと」の様式に変わりましたが、入力画面は従来のまま贈与を受けた人を分けずに入力し、印刷において自動で贈与を受けた人ごとに印刷します。

「追加」(入力済データは「編集」)ボタンをクリックして入力画面を開き、データを入力します。



共通データを入力後、「登録」ボタンをクリックします。



明細リストの「追加」ボタンをクリックして明細データ入力します。

明細データを入力後、「保存終了」ボタンをクリックして保存します。



各人の合計欄の「編集」ボタンをクリックします。

氏名	初めて贈与を 受けた年分	届出書提出税務署	⑧適用財産の 価額の合計額	⑨贈与税額の合計額	⑩外国税額控除額 の合計額
(各人の合計)			24,626,035	0	0
国税 一郎	編集 <mark>未編集</mark>	未編集	24,626,035	0	0

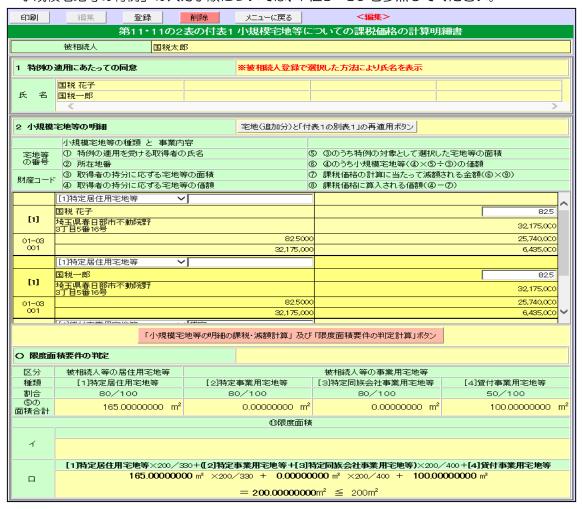


年分と提出税務署を入力後、「登録」ボタンをクリックして保存します。

第1	110	の2表 相続時精算課税適用財	産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書					
1 框	1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき							
贈	与	兇額の明細						
贈与	すをす	受けた人の氏名	贈与を受けた相続人の氏名を選択します。					
①贈	当与で	を受けた年分	贈与を受けた年を入力します。					
2贈	与	税の申告税務署	税務署名を入力します。					
3#	目続日	時精算課税に係る贈与を受け	「2 相続税精算課税適用財産(1 の③)の明細」の価額の合計額を表示					
た	対	産の価額の合計額 しゅうしゅう	します。					
43	3) th	ら控除する相続時精算課税に	基礎控除額を入力します。					
係	る	基礎控除額						
⑤ 相	∃続8	時精算課税適用財産の価額	③一④(赤字のときはO)					
63	3O),	財産に係る贈与税額	贈与税額を入力します。					
76	<u>ි</u> න ද	うち贈与税額に係る外国税額	「2 相続税精算課税適用財産(1 の③)の明細」欄に記入した財産につ					
担	部除	額	いて、贈与税の外国税額控除額の適用を受けている場合に入力します。					
	初	めて贈与を受けた年分	初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分を入力します。					
各	提	出した税務署の名称	相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称を入力します。					
人	_	相続時精算課税適用財産の価	⑤の合計額					
の		額の合計額						
合		贈与税額の合計額	⑥の合計額					
計		9のうち贈与税額に係る外国	⑦の合計額					
		税額控除額の合計額						
		時精算課税適用財産(1 の③)(
		受けた人の氏名	1 で選択した相続人氏名を表示します。					
1)贈	①贈与年月日		贈与月日を入力します。					
2		種類	種類を入力します。					
相談	適 E	細目	細目を選択します。					
)相続時精	田 財	利用区分、銘柄等	利用区分、銘柄等を入力します。					
時期	産	所在場所等	所在場所等を入力します。					
算課税	カ	数量	数量を入力します。					
詳	卯 細	単位	単位を選択します。					
170 //	ייש	価額	価額を入力します。					

第11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

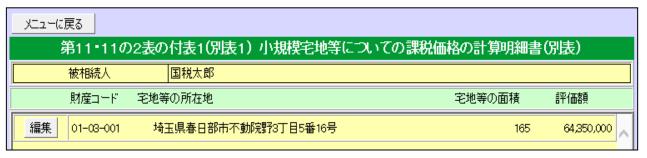
「小規模宅地等の特例」の入力手順については、P.25~30 を参照してください。

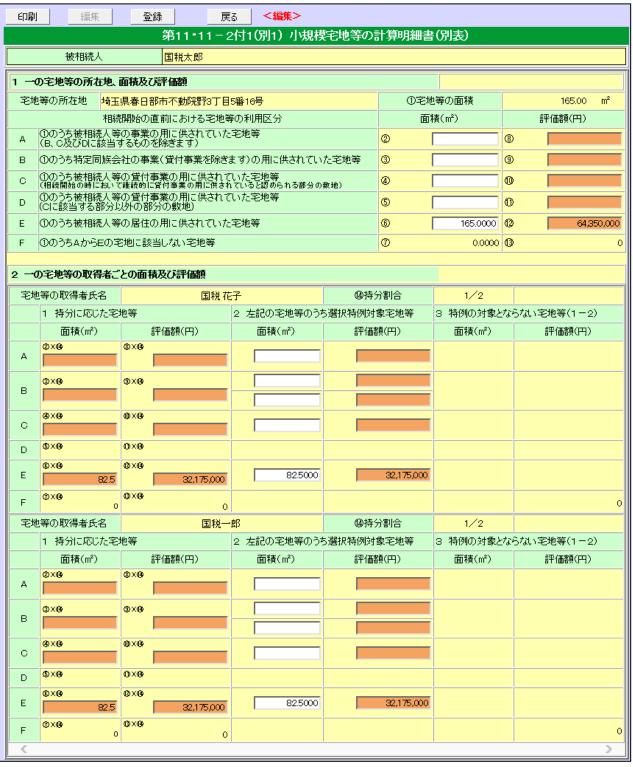


第11・11の2表の付表1 小規模宅地等	についての課税価格の計算明細書				
1 特例の適用にあたっての同意	被相続人登録内での選択により、全相続人、又は特例の対象となり				
	得る財産を取得した人全員の氏名を表示します。				
2 小規模宅地等の明細					
宅地(追加分)と「付表 1 の別表 1」の	このボタンをクリックすると、追加した宅地と「付表 1 の別表 1」				
再適用ボタン	を再適用します。				
1) +P+# ch 11 / 20 0 15 #F	種類を選択します。1…特定居住用宅地等、2…特定事業用宅地等、				
小規模宅地等の種類	3…特定同族会社事業用宅地等、4…貸付事業用宅地等				
事業内容	事業内容を入力します。				
小規模宅地等の番号	宅地等の番号に応じた種類を表示します。				
財産コード	財産コードを表示します。				
①特例の適用を受ける取得者の氏名	取得者の氏名を表示します。				
②所在地番	所在地番を表示します。				
③取得者の持分に応ずる宅地等の面積	面積を表示します。				
④取得者の持分に応ずる宅地等の価額	価額を表示します。				
⑤③のうち特例の対象として選択した宅地	③の面積のうち、特例の対象として選択した面積を入力します。				
等の面積					
⑥④のうち小規模宅地等の価額	4×5÷3				
⑦課税価格の計算に当たって減額される金額	6×9				
⑧課税価格に算入する価額	4-7				
「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」	このボタンをクリックすると、「小規模宅地等の明細の課税・減額計				
及び「限度面積要件の判定計算」ボタン	算」および「限度面積要件の判定計算」を実行します。				
「限度面積要件」の判定	[「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」及び「限度面積要件の				
「阪区田恨女計」り生化	判定計算」ボタン〕をクリックすると自動計算して表示します。				

第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1) 小規模宅地等の計算明細書(別表 1)

「小規模宅地等の特例」の入力手順については、P.25~30を参照してください。





第11	・11の2表の付表	(別表1)小規模宅地等についての課税価格の言	†算明細書(別表 1)						
1 – Ø	宅地等の所在地、面積	責及び評価額							
宅地等	の所在地		宅地等の所在地を表示します。						
①宅地	等の面積	宅地等の面積を表示します。							
	A①のうち被相続人	等の事業の用に供されていた宅地等	②面積を入力します。						
	(B、C 及び D に該	当するものを除きます)	⑧評価額を表示します。						
相	B①のうち特定同族	会社の事業(貸付事業を除きます)の用に供され	③面積を入力します。						
続	ていた宅地等		⑨評価額を表示します。						
相続開始の直前における宅地等の利用区分	C①のうち被相続人の	の貸付事業の用に供されていた宅地等	④面積を入力します。						
め地	(相続開始の時にお	いて継続的に貸付事業の用に供されていると認	⑩評価額を表示します。						
直等	められる部分の敷	地)							
丽の	D①のうち被相続人	等の貸付事業の用に供されていた宅地等	⑤面積を入力します。						
お用	(C に該当する部分	以外の部分の敷地)	⑪評価額を表示します。						
げ 区	E①のうち被相続人等	等の居住の用に供されていた宅地等	⑥面積を入力します。						
る分			⑫評価額を表示します。						
	F①のうち A から E	の宅地等に該当しない宅地等	⑦面積を入力します。						
			⑬評価額を表示します。						
$2-\sigma$	宅地等の取得者ごとの	D面積及び評価額							
宅地等	の取得者氏名	宅地等の取得者氏名を表示します。							
14持分	割合	共有分割割合を表示します。(共有分割財産でない場合は、1/1 と表示します)							
	面積 A~E	②~⑥の各面積×「持分割合」を表示します。							
1	面積 F	「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」の	「①宅地等の面積」-「1 持分に応じた						
		宅地等の A から E までの面積の合計」を表示し	<i>r</i> ます。						
分		取得分割している財産の場合は、「財産および個	責務データ」の「取得分割」画面の「面						
		積」−「1 持分に応じた宅地等のAからEまで	の面積の合計」を表示します。						
持分に応じた宅地等	評価額 A~E	®~⑫の価額×「持分割合」を表示します。							
宅	L 評価額 F	 「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」の							
等		宅地等のAからEまでの宅地等のAからEま							
		│取得分割している財産の場合は、「財産および債務データ」の「取得分割」画面の「個 │額」−「1 持分に応じた宅地等の A から E までの評価額の合計」を表示します。							
	面積 ABCE	「1 持分に応じた宅地等」の各面積のうち、適居							
2	шіх / ЮСС	(小数4桁まで有効)							
記例		(3.3% 1.11) (4.5.1373)							
左記のうち選択特例対象宅地等									
つ家ち空	評価額 ABCE	面積に応じた評価額を自動表示します。							
選地									
択等									
	面積 A~F	- (1 持分に応じた宅地等)−(2 左記のうち選指							
3 +	шк, ,								
特の									
3特例の対象とならない宅地等	 評価額 A~F	- (1 持分に応じた宅地等)−(2 左記のうち選指							
対に			(15,03,030, C,C, C) (7,01) m ux						
家世と地									
等									
		•							

第12表 特例農地等の明細書

「財産及び債務データ」で入力した「土地」のうち「特例農地区分該当」データを表示します。 (「選択」ボタンで農業相続人の切り替えが出来ます)

第12表 農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書										
被相続人 国税太郎										
農業相続人 選択 国税一郎										
都市営農農地等の別	地上権、永小作権 借による権利、賃	。 ・使用賃	56°	在場所	面積(㎡)	\	農業投資価格 1,000㎡単価(円)		通常価額(円) (第11表の価額)	
田、畑等の別	借による権利、賃	借権の別	アハ4エ*物門		国権(Ⅲ)		価額(円)		(第11表の価額)	ı
都市営農農地等	都市営農農地等		東京教士川士	* #r			50,025	5,000	E0.00E.000	
畑	畑		東京都立川市幸町			150	7,503	3,750	50,025,000	
								0	50,025,000	
(小計)							7,503	3,750	50,025,000	
((言十))								0	50,025,000	
							7,503	3,750	30,023,000	
[[合計]]								0	50,025,000	
							7,503	3,750	30,020,000	
			i	≙計		150	B 7,508	1,750 A	50,025,000	Ī
[1]特例農地等の通常 (Aの金額)	価額 [2]特 価格[例農地等(よる価額	D農業投資 (Bの金額)	[3]農業投資価 ([1]-[服格超過額 [2])	[4]通常(取?	画額により計算した 导財産の価額	[5]農 取	業投資価格で計算した 导財産価額([4]ー[3])	-
(144) 275,027										

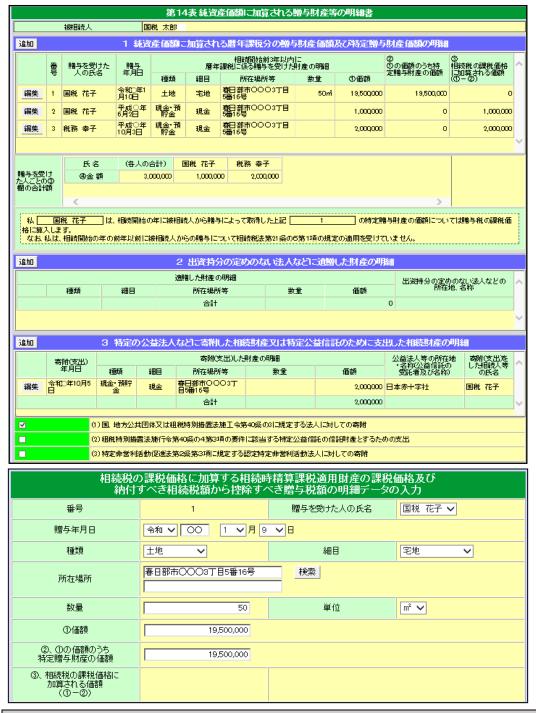
第1	2表 特例農地等の明細書						
農業	相続人	農業相続人の氏名を表示します。 ※農業相続人が複数いる場合は、「選択」ボタンで農業相続人の 切り替えができます。					
都市	営農農地等の別						
⊞、	畑等の別						
地上	権、永小作権等の別						
	場所	「財産と債務データの入力」の「土地」のうち、					
面積		「特例農地区分該当」の登録データより表示します。					
	投資価格 1,000 ㎡単価(円)						
	(円)						
通常	2価額						
	面積	面積の合計					
合	B 価額	価額の合計					
計	△ 通常価額	通常価額の合計					
①特	例農地等の通常価額	◎の金額					
②特	例農地等農業投資価格による価額	❸の金額					
3農	業投資価格超過額	1-2					
4通	常価額により計算した取得財産価額	指定した農業相続人の第 11 表③+第 11 の 2 表⑧					
	業投資価格により計算した取得財産 額	4-3					

印刷		ير	.一(5)页	₹ る										
第13表 債務及び葬式費用の明細書														
1	披相級	大 国税太郎	8											
1 債務の明細														
債務の明細 負担確定債務														
種類	酒	細目				<u>債権者</u>			発生		弁済期限		負担者の氏名	_
			氏:	名又は名	呂称 一	住所又は	防在地		A 70	金	客負		負担する金額	
公租分	公課	31年分固定資産	春日	部市役別	沂				令和 〇〇.1	.1		国稅	一郎	
											345,900		345,900	
小組	八重里	31年分固定資産	立古:	¥R£8 ≠s∓	なごだ				令和	.1		国稅	一郎	
ZATHI	(ABATT	01年71回疋貝准	У .Т.1	BP47.7→1	חדו						250,800		250,800	
									令和	1		国稅	·一郎	~
クト末日く	//:編	91年分周定咨辞	COE	tT得堪		숨	 ‡∔		55.1		OA OEG DAO			
								> n ∏ Am			24,056,340			
2 葬式費用の明細 														
				支払先	31 2:	八貫用りり相						_ F	祖確定葬式費用 負担者の氏名	_
	£	(名又は名称	-	×1470	住				В	金額			負担する金額	^
				+ - +		→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →					国税	i花子		
00	于			春日部	市〇〇の)丁目〇番〇号 00.5.15		5		1,500,000		1,500,000		
00%	יי בריב	_		去 口郊	±^^	○T目○番○号				150,600		花子		
	*/>			4600	11100	0160#05		00.5.1	5	150,000			150,600	
	角店			春日部	市へへ	○丁目○番○号	○番○号			100,900		花子		
						00.5.		00.5.1	5	, 7 7,2 7 7			100,900	*
								合計	t		3,359,600			Г
						3 債務及び	葬式費	用の合	計額					
		2+75 7 Ab + 2 - 2 -				1 = 0=1		«v ++-⊃					4V25 + 3	
債務承継者の氏名 (各		人の合計)	土	税 花子			国税一郎		税務幸子					
		負担確定債務		1		24,056,340	24,056,340		0		24,056,3	40	(0
债 務	負	担未確定債務 編	集	2		0	0		0			0		0
		計(1+2)		3		24,056,340			0		24,056,3	40	(0
葬		負担確定葬式費用	Ħ	4		3,359,600 3,35		3,35	9,600			0	(0
葬」 費用	負担	未確定葬式費用	編集	5		0	0		0			0	(0
用		計(4+5)		6		3,359,600		3,35	9,600			0	(0
		合計(3+6)		7		27,415,940		3,35	9,600		24,056,3	40		0
					<								>	•

第13表 債務及び葬式費用の明細語						
1 債務の明細						
種類						
細目						
債権者の氏名又は名称						
債権者の住所又は所在地						
発生日	「財産と債務データの入力」の「債務」の登録データより表示します。					
弁済日						
金額						
負担者の氏名						
負担する金額						
合計	合計金額					
2 葬式費用の明細						
支払先の氏名又は名称						
支払先の住所又は所在地	 「財産と債務データの入力」の「葬式費用」の登録データより表示します。 					
支払日						
金額						
負担者の氏名						
負担する金額						
合計	合計金額					
3 債務及び葬式費用の合計額						
債務継承者の氏名	相続人の氏名を表示します。					
責 ①負担確定債務	「1 債務の明細」の各人の金額					
②負担未確定債務	未分割の債務がある場合に「編集」ボタンをクリックして、各人の債務金額					
務	を入力します。					
3 i t	1+2					
葬 ④負担確定葬式費用	「2 葬式費用の明細」の各人の金額					
式 ⑤負担未確定葬式費用	末分割の葬式費用がある場合に「編集」ボタンをクリックして、各人の葬式					
費	費用を入力します。					
用一個計	4+5					
⑦合計	3+6					

第14表 純資産価額に加算される贈与財産等の明細書

「追加」(入力済データは「編集」)ボタンをクリックして入力画面を開き、データを入力します。



第14表 純資産価額に加算される贈与財産等の明細書						
1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細						
贈与を受けた人の氏名	相続人から選択します。					
贈与年月日	贈与年月日を入力します。					
種類	財産の種類を選択します。					
細目	財産の細目を選択します。					
所在場所等	財産の所在場所等を入力します。					
数量	財産の数量を入力します。					
単位	単位を選択します。					
①価額	財産の価額を入力します。					
②①の価額のうち特定贈与財産の価額	①の価額のうち特定贈与財産の価額を入力します。					
③相続税の課税価格に加算される価額	1-2					
④金額	③の合計額					



2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細						
種類	遺贈した財産の種類を選択します。					
細目	遺贈した財産の細目を選択します。					
所在場所等	遺贈した財産の所在場所等を入力します。					
数量	遺贈した財産の数量を入力します。					
単位	遺贈した財産の単位を選択します。					
価額	遺贈した財産の価額を入力します。					
出資持分の定めのない法人などの所在	出資持分の定めのない法人などの所在地・名称を入力します。					
地、名称						



3 特定の公益法人などに寄附した相続財	特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細				
寄附(支出)年月日	寄附年月日を入力します。				
種類	財産の種類を選択します。				
細目	財産の細目を選択します。				
所在場所等	財産の所在場所等を入力します。				
数量	財産の数量を入力します。				
単位	単位を入力します。				
価額	財産の価額を選択します。				
公益法人等の所在地・名称	公益法人等の所在地・名称を入力します。				
寄附(支出)をした相続人等の氏名	寄附をした相続人等の氏名を選択します。				
※(1)、(2)、(3)の該当する箇所にチェッ	ックをします。				

£Γ	刷 火工ュ	-(a)	 콧 _る			
				長相続財産の種類	類別価額表	
	 被相続人		国税 太郎			
相続人			各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
	_					
	<u> </u>	1	0	0	0	0
	畑	2	0	0	0	0
	宅地	3	129,681,000	100,696,000	6,435,000	22,550,000
+	山林		3,617,100	0	3,617,100	0
土地	その他の土地	5	120,000,100	100,000,000	10.050.100	0 MEE0.000
	計 3のうち配偶者居住権に		133,298,100	100,696,000	10,052,100	22,550,000
	基づく敷地利用権	7	0	0	0	0
	6のうち 通常価額 特例農 農業投資価格	8	0	0	0	0
	心寺 による価額	9	0	0	0	0
	家屋等	10	24,275,950	12,231,050	0	12,044,900
	10のうち配偶者居住権 機械 器具 農耕具	11	0	0	0	0
	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	12	0	0	0	0
事業	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	13	0	0	0	0
事業用財産	売掛金	14	0	0	0	0
産	その他の財産	15	0	0	0	0
	≣†	16	0	0	0	0
	特定同 配当還元方式 族会社 によったもの	17	50,000	50,000	0	0
	の株式 及び その他の方式 出資 によったもの	18	69,000,000	69,000,000	0	0
有	15及び16以外の株式及び出資	19	31,085,000	7,830,000	9,155,000	14,100,000
有価証券	 公債及び社債	20	6,590,700	0	0	6,590,700
777	証券投資信託、貸付信託	21	6,902,700	0	5,240,700	1,662,000
	の受益証券 計	22	113,628,400	76,880,000	14,395,700	22,352,700
	預金、預貯金等	23	99,463,343	26,588,600	41,790,611	31,084,132
	家庭用財産	24	2,500,000	2,500,000	0	04.646.051
	生命保険金等	25	60,397,608	0	35,750,667	24,646,951
₹ ()	退職手当金等	26	30,000,000	30,000,000	0	0
その他の財産	立木	27	2,578,050	0	2,578,050	0
財産	代償財産	28	0	0	0	0
/王	その 他		32,250,700	7,750,700	24,500,000	0
	計	29	125,226,358	37,750,700	62,828,707	24,646,951
	計(6+9+14+20+21+22+27)	30	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683
楯	売時精算課税適用財産価額 	31	24,626,035	0	24,626,035	0
	不動産等の価額 (6+9+10+15+16+25)	32	229,202,100	181,977,050	12,630,150	34,594,900
佳	債 務		24,056,340	0	24,056,340	0
债務等	葬 式 費 用	34	3,359,600	3,359,600	0	0
सं	合 計(35+36)	35	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0
差	引純資産価額(28+29-37)	36	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683
(A)	純資産価額に加算される 年課税分の贈与財産価額	37	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000
78	平赤枕カツ鶏サ州産1回領 課税価格(38+39)	38	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000
	2		400,000,000	21.,200,000	,550,750	,515,500
_						

第15表 相続財産の種	第15表 相続財産の種類別価額表				
土地	1~5	第 11 表から表示します。			
	⑥計	1+2+3+4+5			
	⑦ (未対応)				
	8	⑥のうち第 12 表特例農地等の「通常価額」を表示します。			
	9	⑥のうち第 12 表特例農地等の「農業投資価格による価額」を表示します。			
家屋•構築物	10	第 11 表から表示します。			
	⑪ (未対応)				
事業用財産	12~15	第 11 表から表示します。			
	16計	(12+(13+(14+(15)			
有価証券	17~21	第 11 表から表示します。			
	②計	17+18+19+20+21			
現金、預貯金等	23)	第 11 表から表示します。			
家庭用財産	24)	第 11 表から表示します。			
その他の財産	25∼28	第 11 表から表示します。			
	(28代償)	※P.53 参照			
	29計	25+26+27+28			
合計	30	6+10+16+22+23+24+29			
相続時精算課税適用財	31)	第11の2表「⑧課税の価額」の合計			
産の価額					
不動産等の価額	32	6+10+12+17+18+27			
債務等	3334	第 13 表より表示します。			
	35)	33+34			
差引純資産価額	36	③+3)-35 (赤字の時はO)			
純資産価額に加算され	37)	第 14 表④から表示します。			
る暦年課税分の贈与財					
産価額					
課税価格	38	③ + ③ (1,000 円未満切捨て)			

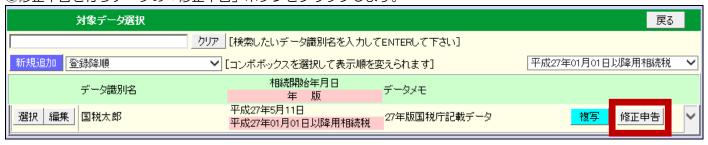
相続税修正申告書の作成

相続税申告書を元にして修正申告書データを作成します。

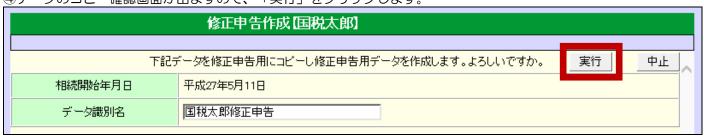
- ①相続税トップメニュー画面を開きます。
- ②「データ選択」をクリックします。



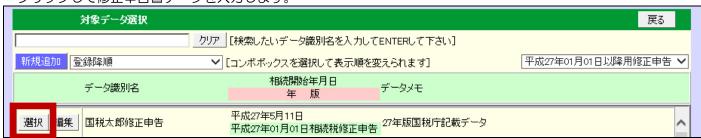
③修正申告を行うデータの「修正申告」ボタンをクリックします。



④データのコピー確認画面が出ますので、「実行」をクリックします。



⑤「データをコピーしました。」と表示したら「OK」をクリックします。修正申告データが作成されました。 トップメニューに戻りますので、データ選択で修正申告の該当年を選択し、修正申告データの「選択」ボタンを クリックして修正申告書データを入力します。



令和5年以後の相続税修正申告書の作成

第1表 相続税の申告書(修正申告書)

ÉD,	刷	ED#	訓(第8 <i>0</i>)8表)			1-に戻る		
						第1表 相続税の申	告書 	
		被相	売人 		国税 太郎			
相続人				各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子	
	取得財産の価額 1		1	506,392,151	264,646,350	137,617,118	104,128,683	
果	相続時適用財産の価額 :		2	24,626,035	0	24,626,035	0	
課税価格の計算	債務及び葬式費用の金額		3	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0	
	純資産価額 4		4	503,602,246	261,286,750	138,186,813	104,128,683	
計	加算	曆年贈与	財産価額	5	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000
	課税価格		6	506,600,000	262,286,000	138,186,000	106,128,000	
	遗迹	割こ係る基	碰控除額		3人 48,000,000			
·		相続税の	総額	7	133,905,000			
等出说預		切場合	按分割合	8	1.00	0.51774	0.27277	0.20949
党	_	編集	算出税額	9	133,905,000	69,327,975	36,525,267	28,051,758
	農地:	納税猶予	算出税額	10				
	2割加算の場合の金額		11	0	0	0	0	
	暦年贈与税控除額		12	90,000	0	0	90,000	
	税		熔轉堅減額	13	66,952,500	66,952,500	0	0
8-	税額控除	[12][13 税額	3]以外の 控除額	14	425,000	220,505	116,619	87,876
各人の讷け	計		15	67,467,500	67,173,005	116,619	177,876	
7	差引税額		16	66,437,500	2,154,970	36,408,648	27,873,882	
墨	精算課税贈与税額控除額 1		17	0	0	0	0	
· 说话	医療	法人持分	税額控除額	18	0	0	0	0
墨寸兇類の計算		小雷	t	19	66,437,300	2,154,900	36,408,600	27,873,800
#		納税猶予	5税額	20	0	0	0	0
	納税額	納付す	べき税額	21	66,437,300	2,154,900	36,408,600	27,873,800
	額	還付され	る税額(△)	22	0	0	0	0
餐	修	才	\att	23	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500
E	修正前	納税獲	野稅額	24	0	0	0	0
計	Ø	申告	給内稅客頁	25	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500
冬日申告事り場合		小計の増	9力1喀貝	26	1,699,900	1,067,100	2,588,500	-1,955,700
3	納作	†税額又は	還付税額	27	1,699,900	1,067,100	2,588,500	-1,955,700

第1表(修正申告書)

第1表	第 1 表 相続税の申告書(修正申告書の場合 図~団)						
	Ε.	③小計	修正前の相続税申告書第1表9				
こ申	。 の 修	④納税猶予税額	修正前の相続税申告書第1表20				
・告書で	の修正前	② 申告納税額	修正前の相続税申告書第1表②又は②				
申告書が修正書である場合	Ø	(還付の場合は頭に△)	※⑫の場合は△を付けて表示します。				
書ある	26)	N計の増加額	19-23				
が る							
正合	7	Zは還付される税額	(黒字の時は 100 円未満切捨て、赤字の時は頭に△を				
			付けて表示します。)				
この申	告が	修正申告である場合の異動の内容等	「被相続人登録」で入力した内容を印字します。				



こちらに表記のない部分は通常の解説を参照してください。

第8表2農地等納税猶予税額の計算書(修正申告書計算)

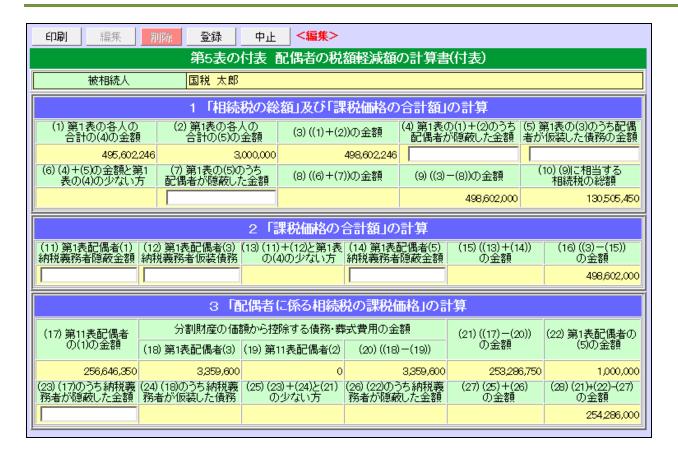


第8表 2 (修正申告書)

農業相続人の氏名	「相続人登録」で「農業相続人該当」選択した相続人名を表示します。
農地等納税猶予税額⑦	①+②-⑥ (100円未満切捨て)(赤字の時はO)
	※修正前の金額を超える場合は、修正前の金額
【修正申告の場合】参考表示	修正前の相続税申告書第8表 2⑦
修正前の農地等納税猶予税額	

こちらに表記のない部分は通常の解説を参照してください。

第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)(修正申告用)



第5表の付表 (修正申告用)

第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書	(付表)
被相続人	被相続人氏名を表示します。
1 「相続税の総額」及び「課税価格の合計額	」の計算
①第1表の各人の合計の④の金額	第1表の各人の合計の④
②第1表の各人の合計の⑤の金額	第 1 表の各人の合計の⑤
③ (1)+②) の金額	1)+2
④第1表の①+②のうち配偶者が隠蔽又は	手入力
仮装した金額	
⑤第 1 表の③のうち配偶者が仮装した債務 及び葬式費用の金額	手入力
⑥ (④+⑤) の金額と第 1 表の④の金額の うち少ない方の金額	(④+⑤) と第1表④のうち少ない方を転記します。
⑦第 1 表の⑤のうち配偶者が隠蔽又は仮装 した金額	手入力
⑧ (⑥+⑦) の金額	<u>6</u> +7
⑨ (③-8) の金額	③-8 (1,000円未満切捨て)
⑩⑨に相当する相続税の総額	⑨の金額を課税価格の合計額とみなし相続税の総額を計算します。 (第2表の速算表で計算)
2「課税価格の合計額」の計算	
⑪第 1 表の配偶者①のうち納税義務者が隠 蔽又は仮装した金額	手入力
⑫第 1 表の配偶者③のうち納税義務者が仮	手入力
装した債務及び葬式費用の金額	
(3) (11)+(12) の金額と第1表の④の金額の うち少ない方の金額	(⑪+⑫) と第1表④のうち少ない方を転記します。
(4)第1表の配偶者⑤のうち納税義務者が隠	手入力
蔽又は仮装した金額	
15 (13+4) の金額	(3)+(4)
16 (3-15) の金額	③一⑮ (1,000円未満切捨て)
3「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算	
⑪第 11 表の配偶者の①の金額	第11表の配偶者の①
分割財産の価額から控除する債務及び葬式費	- 用の金額
⑱第 1 表の配偶者③の金額	第 1 表の配偶者の③
9第11表の配偶者の②の金額	第 11 表の配偶者の②
② (18-19) の金額	®-® (®<®はO)
② (①-②) の金額	①-② (赤字のときはO)
②第1表の配偶者の⑤の金額	第1表の配偶者の⑤
③①のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した	手入力
金額	(例の全額を転引します)
②®のうち納税義務者が仮装した債務及び 葬式費用の金額	②の金額を転記します。
② (③+④) と①の金額のうち少ない方の金額	(③+④) と⑪のうち少ない方を転記します。
⑩②のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した 金額	⑪の金額を転記します。
② (25+26) の金額	25+26
(28) (21)+22)ー(21) の金額	②+②-② (1,000 円未満切捨て) (赤字のときは 0)
第5表の付表がある場合、第5表への金額転	
第5表の付表9の金額	第5表の⑨又は⑲ヘ転記します。
第5表の付表他の金額	第5表の⑦又は⑪へ転記します。
第5表の付表値の金額	第5表の(第1表の一人の金額)又は(第3表の一人の金額)へ転記。
第5表の付表®の金額	第5表の⑥又は⑯ヘ転記します。

令和4年以前の相続税修正申告書の作成

第1表 相続税の申告書(修正申告書)

	印刷 印刷(第8 <i>0</i> 78表)									
	第1表 相続税の修正申告書									
	被相続人 <mark>国税 太郎 </mark>									
		相続力				各人の合計			国税 花子	
					(イ)修正前課税額	(口)修正申告額	(ハ)修正する額	(イ)修正前課税額	(口)修正申告額	(ハ)修正する額
		取得財産の)価額	1	527,392,151	527,392,151	0	256,646,350	256,646,350	0
課税	相	続時適用財	産の価額	2	24,626,035	24,626,035	0	0	0	0
価格	債務	努及び葬式費	閉用の金額	3	27,415,940	27,415,940	0	3,359,600	3,359,600	0
課税価格の計算		純資産信	西客頁	4	524,602,246	524,602,246	0	253,286,750	253,286,750	0
胃	0 را	算曆年贈与.		5	3,000,000	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
		課税価	格	6	527,600,000	527,600,000	0	254,286,000	254,286,000	0
	遚	産に係る基	楚控除額		3人 48,000,000	3人 48,000,000	0人 0			
7000		相続税の	総額	7	142,830,000	142,830,000	0			
算出税額	一般の場合		按分割合	8	1.00	1.00				
积額	_	編集	算出税額	9						
	農地	納税猶予	算出税額	10	142,830,000	142,830,000	0	66,557,550	66,557,550	0
	2	割加算の場合		11	9,236,195	9,236,195	0	0	0	0
			税控除額	12	90,003	90,003	0	0	0	0
			擦輕減額	13	65,252,500	65,252,500	0	65,252,500	65,252,500	0
	税		皆控除額	14	1,700,000	1,700,000	0	0	0	0
各	税額控除		·控除額	15	0	0	0	0	0	0
Ŋ.	PAT.		売控除額	16	425,000	425,000	0	217,204	217,204	0
各人の納付・還付税額の計算			類控除額 	17	4,772	4,772	0	4,772	4,772	0
遷			† ==	18	67,472,275	67,472,275	0	65,474,476	65,474,476	0
付税	(0 ± 50	差引税		19	84,598,920	84,593,920	0	1,083,074	1,083,074	0
額		算課税贈与利 500+ 1 +5/240		20	0	0	0	0	0	0
計算	新 医療法人持分税額控除額 21			0	0	0	0	0	0	
小計 22		84,593,800	84,593,800	0	1,083,000	1,083,000	0			
	ć th	納税猶予		23	18,949,894	18,949,894	0	2,905,865	2,905,865	0
	納税額		べき税額	24	67,466,700	67,466,700	0	0	0	
	額	速付きれる	る税額(△)	25	0	0	0	0	0	0

修正申告書 第1表 (第8の8表印刷)

税務署名	, 1	「被相続人登録」データから印刷します。				
提出年月	18					
法定相続	人の数及び遺産に係る基礎	控除額				
\ + +0	(イ)修正前	修正前の第2表②の 〇				
法相定続	(口) 修正申告	第2表②の 🔘				
人	(ハ)修正人数	(ロ) - (イ)				
++ ++	(イ)修正前	修正前の第2表②の 🔿				
基 控 礎 除 額	(口) 修正申告	第2表②の 🕖				
額	(ハ)修正額	(ロ) - (イ)				
按分割合	i(8)					
(イ) 修	正前	修正前の按分割合を表示します。				
(口)修	正申告	修正申告の按分割合を表示します。 ※「編集」ボタンから変更できます。				

第8表の8表 納税猶予税額の内詞	R書(印刷)
(イ)修正前の課税額	修正前の納税猶予税額を表示します。
(口) 修正申告額	修正申告の納税猶予税額を表示します。
(ハ)修正する額	$(\Box) - (1)$

こちらに表記のない部分は通常の解説を参照してください。

第3表・第8表2 農業相続人算出税額・農地等納税猶予税額の計算書 (修正申告用)

	EDA	BIJ	火二	に戻る								
			8表	2 農業相続/	\がいる場合	の各人の乳	算出税額及在	び農地等納	脱猶予税額	の計算書		
		被相続人		国税 太郎								
		1	財産	産を取得した	人のうちに唐	業相続人	がいる場合の	の各人の算:	出税額(第3	表)		
	財産を取得した人の氏名 (各人の合計) 国税 花子 国税 一郎											
		区分		(4)修正前税額	(1)修正申告額	(水)修正する額	(4)修正前税額	(口)修正申告額	(八)修正する額	(4)修正前税額 (11)修正申告		K/O
	取財 得産	農業相続人	1	153,693,153	153,693,153	0	0	0	0	153,693,153	153,693,153	
課	得産	その他の人	2	369,325,033	369,325,033	0	256,646,350	256,646,350	0	0	0)
課税価格の計算	債	務· 葬式費用	3	27,415,940	27,415,940	0	3,359,600	3,359,600	0	24,056,340	24,056,340	1
格の	ŕ	吨資産価額	4	495,602,246	495,602,246	0	253,286,750	253,286,750	0	129,636,813	129,636,813	
計質	暦年	課税贈与財産	5	3,000,000	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	0	0)
27	(1,000	課税価格 円未満切捨て)	6	498,600,000	498,600,000	0	254,286,000	254,286,000	0	129,636,000	129,636,000	
	相	続税の総額	7	130,505,000	130,505,000	0						
各	按分	割合 編集	8	1.00	1.00		0.51	051	0.00	0.26	0.26	i
 습		算出税額	9	130,505,000	130,505,000	0	66,557,550	66,557,550	0	33,931,300	33,931,300	·
各人の算出税額の計算	納税 が が が が が が が の が 額	相続税の総額の差額	10	12,325,000	12,325,000	0	計算式を表示	<u></u>				
額の計		農業投資 価格超過額	11	29,000,000	29,000,000	0	0	0	0	29,000,000	29,000,000	1
算	客頁	各人への 按分額	12	12,325,000	12,325,000	0	0	0	0	12,325,000	12,325,000	1
	各人	人の算出税額	13	142,830,000	142,830,000	0	66,557,550	66,557,550	0	46,256,300	46,256,300	ı
				<								>
					2 農地	等納税猶予	税額(第8表	₹2)				
	農業	料続人の氏名			国税 一郎							
		区分		(4)修正前課稅額	(1) 修正申告額	(ハ)修正する数	 有					
	納税猶予	の基となる税額	1	12,325,000	12,325,000)	0					
	相続税額 われる場	の2割加算が行 合の加算金額	2	2,460,985	2,460,985	5	0					
納税猎子	税客	質控除額の計	3	111,169	111,169		0					
丁税額の	上のま 相続	長の⑨の各農業 人の算出税額	4	33,981,300	33,931,300)	0					
納税猶予税額の計算上の税額控除の額	703	売税額の2割 算が行われる 合の加算金額	5	6,775,209	6,775,209)	0					
除の額		④+⑤))の金額 赤字の時0)	6	0	()	0					
(1		納税猶予税額 切捨・赤字の時0)	7	14,785,900	14,785,900		0					
				<								>

修正申告用 第3表

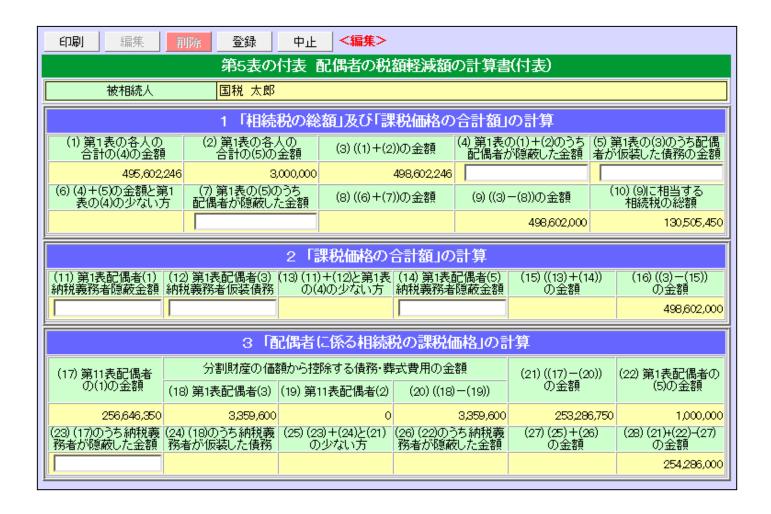
財産を取得した人の氏名	「相続人登録」を参照し表示します。		
按分割合⑧			
(イ)修正前	修正前の按分割合を表示します。		
(口) 修正申告	修正申告の按分割合を表示します。※「編集」ボタンから変更できます。		

修正申告用 第8表2

農業相続人の氏名	「相続人登録」で「農業相続人該当」選択した相続人名を表示します。
納税猶予税額⑦	
(イ)及び(ロ)	各①+②-⑥ (100円未満切捨て)(赤字の時は0)
(ハ)修正額	(ロ) - (イ)

こちらに表記のない部分は通常の解説を参照してください。

第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)(修正申告用)



修正申告用 第5表の付表

第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書	(付表)
被相続人	被相続人氏名を表示します。
1 「相続税の総額」及び「課税価格の合計額	」の計算
①第1表の各人の合計の④の金額	第 1 表の各人の合計の④
②第1表の各人の合計の⑤の金額	第 1 表の各人の合計の⑤
③ (1+2) の金額	1+2
④第1表の①+②のうち配偶者が隠蔽又は	手入力
仮装した金額	
⑤第1表の③のうち配偶者が仮装した債務 及び葬式費用の金額	手入力
⑥ (④+⑤) の金額と第 1 表の④の金額の うち少ない方の金額	(④+⑤) と第1表④のうち少ない方を転記します。
⑦第 1 表の⑤のうち配偶者が隠蔽又は仮装 した金額	手入力
8 (⑥十⑦) の金額	6+7
9 (3-8) の金額	③一⑧ (1,000 円未満切捨て)
⑩⑨に相当する相続税の総額	⑨の金額を課税価格の合計額とみなし相続税の総額を計算します。(第2表の速算表で計算)
2「課税価格の合計額」の計算	
①第1表の配偶者①のうち納税義務者が隠 蔽又は仮装した金額	手入力
⑪第1表の配偶者③のうち納税義務者が仮	手入力
装した債務及び葬式費用の金額	
③ (⑪+⑫) の金額と第 1 表の④の金額の うち少ない方の金額	(⑪+⑫)と第1表④のうち少ない方を転記します。
(4)第1表の配偶者⑤のうち納税義務者が隠	手入力
蔽又は仮装した金額	
15 (13+4) の金額	13+14
16 (3-15) の金額	③一⑮ (1,000円未満切捨て)
3「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算	
⑪第11表の配偶者の①の金額	第 1 1 表の配偶者の①
分割財産の価額から控除する債務及び葬式費	
⑱第 1 表の配偶者③の金額	第 1 表の配偶者の③
⑨第 11 表の配偶者の②の金額	第 1 1 表の配偶者の②
② (18-19) の金額	(18-(19はO)
② (①-②) の金額	⑪-⑳ (赤字のときはO)
②第1表の配偶者の⑤の金額	第 1 表の配偶者の⑤
③①のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した 金額	手入力
②®のうち納税義務者が仮装した債務及び 葬式費用の金額	⑫の金額を転記します。
② (③+④) と②の金額のうち少ない方の 金額	(②+②) と②のうち少ない方を転記します。
⑩②のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した 金額	⑭の金額を転記します。
型 (25+26) の金額	25+26
(3) (2)+②-②) の金額	② + ② - ② (1,000 円未満切捨て) (赤字のときは 0)
第5表の付表がある場合、第5表への金額転	
第5表の付表9の金額	第5表の②又は⑲ヘ転記します。
第5表の付表他の金額	第5表の⑦又は⑪へ転記します。
第5表の付表値の金額	第5表の(第1表の一人の金額)又は(第3表の一人の金額)へ転記。
第5表の付表⑱の金額	第5表の⑥又は⑯ヘ転記します。



修正申告用 第8の2表

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算						
(1)の①経営承継人の第8の2	(1)の①経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額					
(イ)修正前の課税額	修正前の課税額を表示します。					
(□)修正申告額	(口)修正申告額 修正申告額を表示します。					
(ハ)修正する額	(ハ) 修正する額 (ロ) - (イ)					
2 株式等納税猶予税額の計算						
⑨ ⑦ (又は⑧の合計額)						
(イ)修正前	修正前の納税猶予税額を表示します。	(100円未満切捨て)				
(口)修正申告額	修正申告の納税猶予税額を表示します。	(100円未満切捨て)				
(ハ)修正する額	(ロ) - (イ)					

こちらに表記のない部分は通常の解説を参照してください。

印刷 第8の3表付表	¥	<mark>−に戻る</mark>							
	第8の3表								
	被相続人 国税 太郎								
林業経営相	林業経営相続人 国税 一郎 国税 一郎								
	1 🏻	山林納税猶予税額の	基となる相続	説の総	顔の計算	Ī			
(1)「特定価額に基づく課	税遺産総額」等の計	算 ————————————————————————————————————							
	(イ)修正前課税額 (口)修正申告額 (ハ)修正する額								
	1]林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額 2,000,000円 2,000,000円 0円 2,000,000円 0円 2,000,000円 0円 2,000,000円 0円 2,000,000円 0円 2,000,000円 0円 0円 2,000,000円 0円 2,000,000円 0円								
(修正第1表のその人の[[3]欄の金額)			24	,056,340	24,056	340	0	
[3]林業経営相続人が相続 (林業経営相続人の修正	又は遺贈により取得し [第1表の([1]+[2])(又	/た財産の価額 は修正第3表・第8表2の10	の[1]の金額)	153	,693,153	153,693	3,153	0	
[4]控除未済債務額([1]+[2	2]ー[3])の金額(赤字の)場合は0)			0		0	0	
[5]特定価額([1]-[4])(1,00				2	,000,000	2,000	0000	0	
[6]特定価額の20%に相当			LINIA		400,000	400	0000	0	
[7]林業経営相続人以外の 者の修正第1表の[6]欄(他統人寺の誄祝1m位 又は修正第3表・第8詞	の音計製体業経営性統/ 表2の1の[6]欄)の金額の合	(元分(0)	368	964,000	368,964	1,000	0	
[8]基礎控除額(第2表の[ハ	3100-7 332 377			48	000,000	48,000	0000	0	
[9]特定価額に基づく課税返				322	322,964,000 322,964		0000,4	0	
[10]特定価額の20%に相当	省する金額に基づく課: 	税遺産総額[6]+[7]-[8]) 	1	321	,364,000	321,364	1,000	0	
(2)「特定価額に基づく相	続税の総額1等の計算								
[11]法定相続人の氏名	[12]法定相続分	特定価額に基づく相 [13]法定相続分の 取得金額	続税の総額の [14]相続税約 基礎となる	計算 総額の 税額	特定1 [15]法定 取行	価額の20%にま E相続分の 导金額	速づく相 [16] 基	総続税の総額 相続税総額の 礎となる税額	
国税 花子	1/2	161,482,000	,	47,592,800		160,682,000		47,272,800	
国税 一郎	1/4	80,741,000		17,222,300		80,341,000		17,102,300	
税務 幸子	1/4	80,741,000		17,222,300	[40]#09	80,341,000		17,102,300	
法定相続分の合計	1	[17]相続税の総額 ([14]の合計額)	{	32,037,400	<mark>2,037,400</mark> [18]相続税の総額 ([16]の合計額)			81,477,400	
		2 山林納税	猶予税額の						
F-1/44 W648 224 4 D4 + 1 D 45 -	- ***	F100 cs. A det		(イ)修正前		(口)修正申包		(ハ)修正する額	
[1](林業経営相続人の修正			/[=] + [⇒]\\	111,169円 111,16			оР		
[2]特定価額に基づく林業約				442,293 442,293 88,458 88,458			0		
	3)特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額[2)×20%) 。([2]+[3]-林業経営相続人の修正第1表の[12])の金額(赤字の場合は0)						9,458 9,751	0	
[4]特定価額の20%に相当								0	
([1の[18]×1の[6]/10 [5]特定価額の20%に相当		売税額の2割加算が行われ	る場合の		88,235		3,235		
加算金額([4]×20%)					17,647		647	0	
b([4] +[5] -林業経営相続 [6]林業経営相続人修正第					105,882		,882	0	
[10])+[11]-[12]))(赤字(D場合は0)	CANCALL CONTRACTOR	* CONTOUNTED	55	,492,495	55,492	2,495	0	
[7]([1]+a-b-[6])の金額	(赤字の場合は0)				0		0	0	

424,800

424,800

0

[8]山林納税猶予税額(a-b-[7])(100円未満切捨て)(赤字の場合は O)

修正申告用 第8の3表

1 山林納税猶予税額の基となる相	ま始の終始の計算						
「田州州が近日」が元典の全にある。	1 田が下げがはコンガには、シン在しんが、シードのはないと、一手						
(1)の①林業経営相続人の第80	(1)の①林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額						
(イ)修正前の課税額 修正前の課税額を表示します。							
(口) 修正申告額	修正申告額を表示します。						
(ハ)修正する額	(ハ) 修正する額 (ロ) - (イ)						
2 山林納税猶予税額の計算							
⑧ (a−b−⑦) の金額							
(イ)修正前	修正前の納税猶予税額を表示します。	(100円未満切捨て)					
(口) 修正申告額	修正申告の納税猶予税額を表示します。	(100円未満切捨て)					
(ハ)修正する額	(0) - (1)						

こちらに表記のない部分は通常の解説を参照してください。

第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書 (修正申告用)

			第8の4妻	Ē.			
				×			
		国税 太郎 国税 花子					
				and the state of	ロクタエカ せしよっ	1 10 t 124 o W t 7 o = 1	hehr.
(a) E##			は医療法人持分配	兄額拦	除額の基となる	6相続税の総額の計	「昇
(1) 「符	定価額に基づく課税遺産総額	則等の計算			/ /\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
[4]医療注	と	ハゖ <u>ᆠᄼ</u> ᄼᄭᄼᄑᄬᆑᄼᅑᅁ	▲主小/+主小 ▲小今友)		(イ)修正前課税額		(ハ)修正する額 OP
	に人持力相続人等の医療法人 長人持分相続人等に係る債務 医療法人持分相続人等の修正				1,000,000		
(その図 図医療法	医療法人持分相続人等の修正 も人持分相続人等が相続では	第1表の[3]の金額 海贈 こより取得 ナー	t産の価額(その医療法	= J.	3,359,600	3,359,600	0
	5人持分相続人等が相続又は 目続人等の修正第1表の([1]+		第8表2の1の[1]の欄)		256,646,350	256,646,350	0
	○済債務額([1]+[2]-[3])(赤字				0	0	0
	×額([1]−[4])(1,000円未満切捨 長人持分相続人等以外の相続			分	1,000,000	1,000,000	0
- 相続人	(等以外の相続人等の修正第 順の合計額)	1表の[6]欄(又は修正	第3表・第8表2の1の[6	á) ———	244,314,000	244,314,000	0
	野徐頼(第2表の[ハ]欄の金額)				48,000,000	48,000,000	0
181特定価	略側に基づく課税遺産総額([5] 	+[6] -[7])			197,314,000	197,314,000	0
(2)「特	定価額に基づく相続税の総額	り等の計算					
[c	9]法定相続人の氏名	[10]法定相続分		特定	2価額に基づく相続	税の総額の計算	
	2J/ZAZ 10II/6/ (2/ DC 0	[103/ZAZ [1010/25]	[11]法定相続分	こ応ずる	5取得金額	[12]相続税総額の基础	楚となる税額
国税 花子		1/2			98,657,000		22,597,100
国税 一良	· ·	1/4			49,328,000		7,865,600
税務 幸日		1/4	[40]+00±4¥/1\000	\$ 5/[₄∧]	49,328,000		7,865,600
	法定相続分の合計	1	[13]相続税の総	各共([12]	の合計額		38,328,300
	2 E	医表生人性公幼	・	庆 注 /	. 持公租薪协会	がか計算	
			DE PULBICATORS	DEGLEA	(イ)修正前課税額		(ハ)修正する額
[1](医療法	- 法人持分相続人等の修正第19	表の([18]+[20]ー[12]))の金額		65,474,476		0 (7) Sall 7 Gax
[2]特定価	 	売人等の算出税額			156,241	156,241	0
	18]ス 10/13]/ 10/13] 1 [8]// 18](13] 10/13]/ 10/13] 10/13] 10/13] 13] 10/13]/ 10/13]/ 10/13] 10/13])加算金額[2]×20%)		0	0	0
[4]([2]+[:		の修正第1表の[12])の	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)	156,241	156,241	0
[5]医療法 相続(大持分相続人等の修正第1 3 (等の修正第1表の([9](又は[長の[6]欄に基づく算出 10])+[11]-[12])(差5	:税額(その医療法人持字の場合は 0)	分	66,557,550	66,557,550	0
	(寺の18世第13のNES)又は1 [4]-[5])の金額(赤字の場合は		J √/-m ⊔ l & √/		0	0	0
[7]([4]—[[6])の金額(赤字の場合は 0)				156,241	156,241	0
[8] 特依	列の適用に係る医療法人が2%	法人以上ある場合の原	医療法人ごとの医療法	人持分	納税猶予税額等		
2-3 1972		医療法人名		. (145)		療法人持分納税猶予税	[客頁
[9]医療法 (又は[長人持分納税猶予税額等([7]の [8]の金額の合計額)	D金額(100円未満切捨	全て)		156,200l	円 156,200 円	оР
1	納税猶予及び免除の特例		医療法人持分納税 漢字報額	А	156,200	円 156,200 円	οΡ
			猶予税額	.,	100,2001	100,200	Ų,
[10]	税額控除 の特例 (4) 持分の3	全てを放棄	医療法人持分 税額控除額	В	0	0	0

修正申告用 第8の4表

1 医療法人持分納税猶予税額又は四	1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算						
(1)の①医療法人持分相続人等の	(1)の①医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額(第8の4表の付表のA欄の金額)						
(イ)修正前の課税額 修正前の課税額を表示します。							
(口)修正申告額 修正申告額を表示します。							
(ハ) 修正する額 (ロ) - (イ)							
2 医療法人持分納税猶予税額又は	- 医療法人持分税額控除額の計算						
9 ⑦ (又は8の合計額)							
(イ)修正前	修正前の納税猶予税額を表示します。 (100円未満切捨て)						
(ロ)修正申告額 修正申告の納税猶予税額を表示します。 (100円未満切捨て)							
(ハ)修正する額	(ロ) - (イ)						

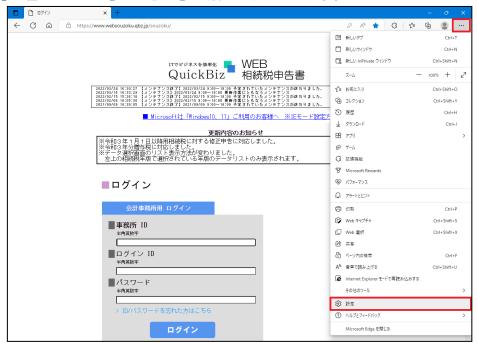
こちらに表記のない部分は通常の解説を参照してください。

【Microsoft Edge】Internet Explorer モードの設定、印刷設定方法等

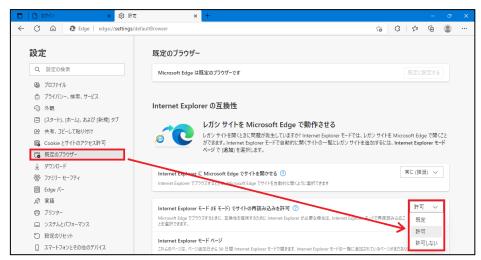
【Microsoft Edge】Internet Explorer モードの設定方法について。

WEB 相続の対応ブラウザは Internet Explorer です。Windows10、11 標準搭載ブラウザは Microsoft Edge です。ログイン時に Internet Explorer モードへの切り替えが必要となります。

- ◆Windows10、11 (Microsoft Edge) Internet Explorer モードを有効にする手順
 - ①WEB 相続税ログイン画面を開きます。(https://www.websouzoku.gbz.jp/souzoku/)
 - ②画面右上の「…」→「設定」の順にクリックします。



③「既定のブラウザー」をクリックすると画面右側に表示される「Internet Explorer モードでサイトの再読み込みを許可」の設定で「許可」をクリックします。



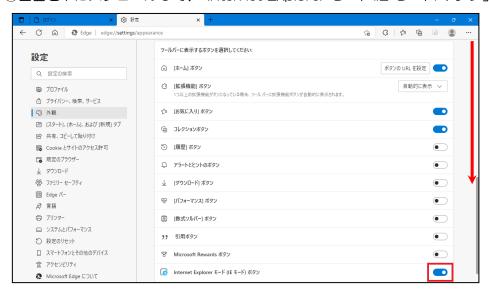
④以下の画面で「再起動」をクリックします。



⑤引き続き Internet Explorer モード(リロードのタブ)【以下:IE モードボタン】の表示設定をします。 「外観」をクリックします。



⑥画面を下にスクロールして、「Internet Explorer モード(IE モード)ボタン」右側の設定をクリックします。



⑦WEB 相続税ログイン画面を再び開きます。画面右上にアイコン(IE モードボタン)が表示されます。 「IE モードボタン」をクリックします。



⑧以下の画面を表示します。

「次回、このページをInternet Explorer モードで開く」→ 「完了」を順番にクリックします。



【旧 モードオフ(画面左側)とオン(画面右側)の表示について】





※設定後、30日間有効です。30日経過の場合 面左側の表示になります。クリックして旧モードをオンにします。

◆Microsoft Edge の印刷設定方法

①WEB 相続税にログインしてトップメニューを表示します。

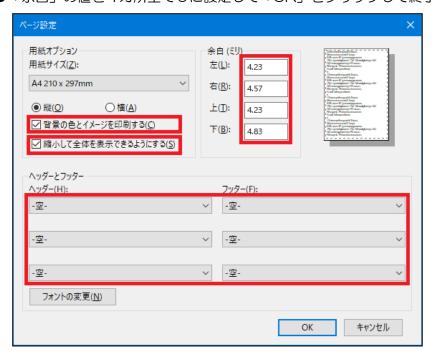
画面の欄外(紫色の部分)→ マウス右クリック → 印刷プレビューの順に進みます。



②画面左上の 「ページ設定」をクリックします。



- ③印刷時のヘッダーとフッターの設定等をします。
 - カラー印字の為に、「背景の色とイメージを印刷する(C)」にチェックを入れます。
 - ●「縮小して全体を表示できるようにする(S)」にチェックを入れます。
 - ヘッダー (H) とフッター (F) 6ヶ所を全て「-空-」にします。
 - ●「余白」の値を4カ所全てOに設定して「OK」をクリックして終了 →自動的に値が割り振られます。



◆印刷時にポップアップブロックが出た場合の設定方法

【Microsoft Edge】でWEB 相続税申告書の印刷時に『ポップアップがブロックされました』と表示された場合、印刷画面が表示されません。以下の設定手順が必要になります。

①画面上部に『ポップアップがブロックされました』が表示されます。



② 『ポップアップがブロックされました』のアイコンをクリックします。



③「https://...からのポップアップとリダイレクトを常に許可する」をクリックします。 「完了」をクリックして設定は終了になります。



相続税申告書の印刷

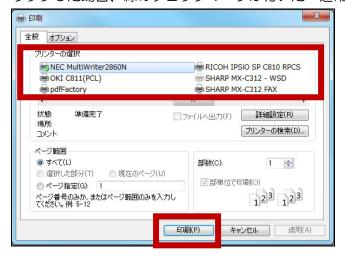
①相続税各帳票の印刷は帳票左上の「印刷」ボタンから行います。



②印刷プレビュー画面を表示します。「印刷」ボタンをクリックするとプリンタ指定画面を表示します。



③プリンタを選択して「印刷」ボタンをクリックすると帳票印刷を開始します。(プリンタ指定なしで印刷をクリックした場合、緑のチェックマークが付いた「通常使うプリンタ」指定となります)

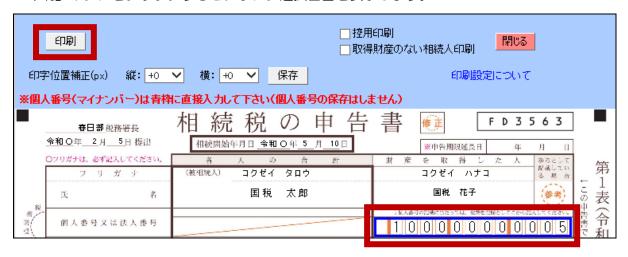


相続税申告書第1表の印刷

①帳票左上の「印刷」ボタンから行います。



- ②印刷プレビュー画面で青枠内にマイナンバーを入力します。
- (保存はしません。印刷のつど入力が必要です)
- 「印刷」ボタンをクリックするとプリンタ選択画面を表示します。



③プリンタを選択して「印刷」ボタンをクリックすると帳票印刷を開始します。(プリンタ指定なしで印刷をクリックした場合、緑のチェックマークが付いた「通常使うプリンタ」指定となります)



6. 財産評価明細書

6-1.土地等の評価明細書の作成

- ①相続税トップメニュー画面を開きます。
- ②「評価明細書」をクリックします。



③「土地等の評価明細書」をクリックします。



1 「追加」ボタンを押してデータを追加します。



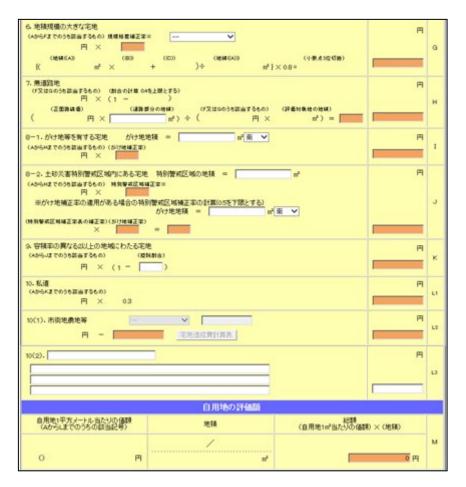
⑤基本情報を入力します。

※地目・地積・側方判定区分(路線価)・利用区分・地区区分は必ず入力してください。

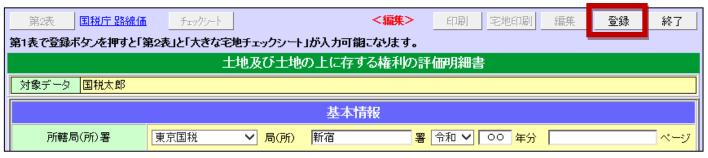


⑥第1表の内容を入力します。

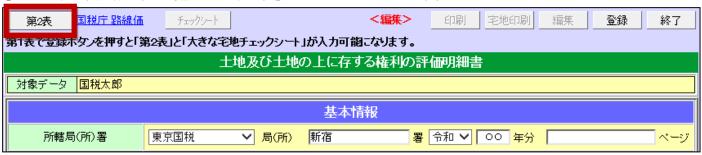




⑦第1表の入力が終了したら「登録」ボタンをクリックします。



◎続けて第2表を作成する場合には「第2表」ボタンをクリックします。

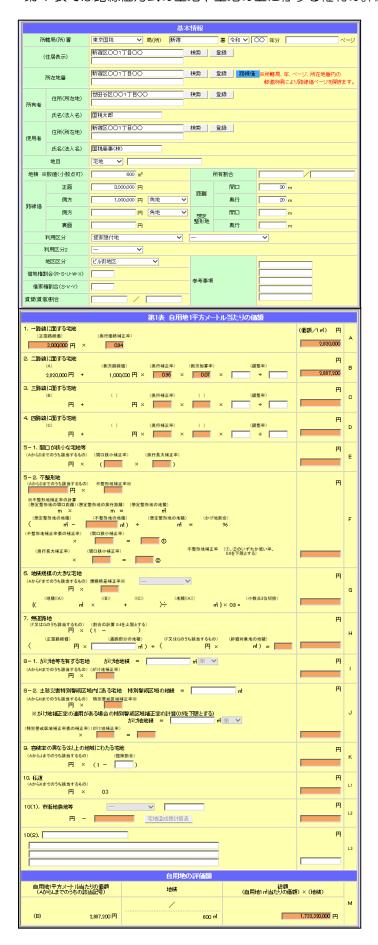


⑨第2表の入力をします。入力が終わったら登録をします。登録後、印刷または終了します。



土地等の評価明細書・第1表

第1表では路線価方式の土地や土地の上に存する権利の評価計算をします。



奥行価格補正率 「奥行距離」と「地区区分」から自動算出します。(①奥行価格補正率表 参照)

側方路線影響加算率 「地区区分」と「角地区分」から自動算出します。(②側方路線影響加算率表 参照)

二方路線影響加算率 「地区区分」から自動算出します。(③二方路線影響加算率表 参照)

間口狭小補正率「間口距離」と「地区区分」から自動算出します。(④間口狭小補正率表 参照)

奥行長大補正率 (「奥行距離」÷「間口距離」)と「地区区分」から自動算出します。(⑤奥行長大補正率表参照)

間口狭小の条件 (⑥間口狭小の条件 参照)

不整形地補正率「地区区分」、「かげ地割合」及び「地積区分」から自動算出(⑦不整形地補正率表 参照)

かげ地割合二(想定整形地の地積一評価対象地の地積)÷想定整形地の地積

地積区分= 「地区区分」及び評価対象地の地積から決定(®不整形地補正率を算定する際の地積区分表参照) 規模格差補正率の算定 三大都市圏とそれ以外の地域で表が分かれています。

「地積」と「地区区分」から自動算出します。(⑨規模格差補正率を算定する際の表参照)

がけ地補正率 「がけ地割合」と「がけ地の方位」から自動算出します。(⑩がけ地補正率表 参照)

がけ地割合二がけ地地積・総地積

特別警戒区域補正率 「特別警戒区域の地積」÷「総地積」から自動算出します。(⑪特別警戒区域補正率表参照) ※①~⑪の資料は P.137~P.139 を参照して下さい。

基才	<u> </u>		
	書局(所)署	所轄の税務署情報を選択、入力します。また何年度分か入力します。	
	300 (777) 省 33表示	住居表示を入力します。	
	E地番	所在地番を入力します。	
	住所(所在地)	所有者の住所を入力します。	
所有		MABOEMENTO OCO	
有者	氏名(法人名)	所有者の氏名を入力します。	
庙	住所(所在地)	使用者の住所を入力します。	
使用者			
	│ 氏名(法人名) -	使用者の氏名を入力します。	
地目		該当地目を選択します。	
	大学 ※数値(小数点可)	土地の地積を入力します。	
所有	割合	共有の所有物である場合、所有割合を入力します。	
0/2	正面	正面路線の路線価を入力します。	
路線価	側方	側方路線の路線価を入力します。	
価	側方	側方路線の路線価を入力します。	
	裏面 目口	裏面路線の路線価を入力します。 側方路線、間口が狭小な宅地等の補正率の自動算出が必要な場合、必ず入力し	キ オ
距		関力路線、同口が狭小なも地等の補正率の自動算山が必要な場合、必ず入力と 奥行価格補正率の自動算出が必要な場合、必ず入力します。	/d 9 。
距離	奥行	- 英は画信用正年の自動葬出が必要は場合、必ず八万であず。	
想	間口	想定整形地の間口の距離を入力します。	
定整		想定整形地の奥行の距離を入力します。	
想定整形地	奥行	※5-2 不整形地の計算が必要な場合は必ず入力します。	
利用	月区分	該当項目を選択。※該当土地の利用区分を選択します。	
	区分2	該当項目を選択。※該当土地の利用区分を選択します。	
	区分	該当項目を選択。※正面路線の地区区分を選択します。	
	b権割合(R・S・U・W・X)	借地権割合を入力します。	
	R権割合(S・V・Y)	借家権割合を入力します。	
	資割合	賃貸割合を入力します。	
	等事項	参考事項を入力します。	
	1表 自用地1平方メートル		T
1	-路線に面する宅地	(正面路線価)×(奥行価格補正率)	А
	00/41	※ [奥行価格補正率] の算出方法は、P.137 を参照	
2.=	上路線に面する宅地	側方 [角地・準角地] に路線価がある場合	В
		A+(側方路線価)×(奥行価格補正率)×(側方加算率)×(調整率)	
		側方「非角地」に路線価がある場合	
		A+(側方路線価)×(奥行補正率)×(二方加算率)×(調整率) 裏面に路線価がある場合	
		表出に始稼 ¹ M O M O M O M O M O M O M O M O M O M	
		※「奥行価格補正率」「側方加算率」「二方加算率」の算出方法はP.137	
		を参照	
		※加算率の調整を行う場合は(調整率)欄に入力します。	
<u> </u>		MODEL I PRODUCTION CONTRACTOR INTO CONTRACTOR	1

3.三路線に面する宅地	側方下段 [角地・準角地] に路線価がある場合 B+(側方下段路線価)×(奥行価格補正率)×(側方加算率)×(調整率) 側方下段 [非角地] に路線価がある場合	С
	B+(側方下段路線価)×(奥行価格補正率)×(二方加算率)×(調整率)	
	裏面に路線価がある場合 B+(裏面路線価)×(奥行価格補正率)×(二方加算率)×(調整率)	
	※ [奥行価格補正率] [側方加算率] [二方加算率] の算出方法は P.137 を参照	
	※加算率の調整を行う場合は(調整率)欄に入力します。	
4.四路線に面する宅地	C+(裏面路線価)×(奥行価格補正率)×(二方加算率)×(調整率) ※[奥行価格補正率] [二方加算率]の算出方法はP.137参照 ※加算率の調整を行う場合は(調整率)欄に入力します。	D
5-1.間口が狭小な宅地等	A~D×(間□狭小補正率)×(奥行長大補正率)	Е
	※ [間口狭小補正率] [奥行長大補正率] の算出方法は P.138 を参照 ※間口狭小の計算条件の範囲内で計算がかかります。 P.138 を参照	
5-2.不整形地	(A~D のうち該当するもの)×(不整形地補正率)	F
	※a あるいは b の値の小さい方(0.6 を下限) a. (不整形地補正率表の補正率) × (間口狭小補正率)	
	b. (奥行長大補正率) × (間口狭小補正率)	
	※ [不整形地補正率] [間口狭小補正率] [奥行長大補正率] は P.138 を参照	
	※「地区区分」がビル街地区の場合は計算しません。	
	※「地区区分」が大工場地区で地積が 9,000 ㎡超の場合は計算しません。 ※かげ地割合が 10%未満の場合は計算しません。	
	※5-1 と 5-2 は重複して適用できません。	
6.地積規模の大きな宅地	A~F×(規模格差補正率)	G
	※規模格差補正率の計算 {(地積((A)×((B)+(C))÷(地積(A))}×0.8※小数点第3位以下切捨て	
	※②三大都市圏:500 ㎡以上・三大都市圏以外:1000 ㎡以上で計算	
	※®・©の率は P.139 を参照	
7.無道路地	F 又は G に該当するもの×(1-無道路地の割合(0.4 を上限)) ※無道路地の割合は([正面路線価]×[通路部分の面積])÷(F×評価対象地の地積])	Н
8-1.がけ地等を有する宅地	※「通路部分の地積」を入力すると計算します。(A~G のうち該当するもの) × (がけ地補正率)	1
6-1.かけ地寺を有りる七地	※[がけ地補正率]は、P.139を参照 ※「がけ地地積入力」と「がけ地の方位(東西南北)」を選択すると計算	
	します。	
8-2.土砂災害特別警戒区域内にある宅地	(A~Hのうち該当するもの)×(特別警戒区域補正率) ※がけ地補正率適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算 (特別警戒区域補正率表の補正率×がけ地補正率(小数点以下2位未満切捨(0.5を下限)) ※[特別警戒区域補正率表]は、P.139を参照	J
9 容積率の異なる2以上の地	(A~Jのうち該当するもの)×(1-控除割合)	K
域にわたる宅地	※「控除割合」を入力すると計算します。	
10.私道	(A~K のうち該当するもの) ×0.3 ※「利用区分」が私道である場合のみ計算します。	L1
10(1).市街地農地等	(A~K のうち該当するもの) ―宅地造成費	L2
	※市街地周辺農地を選択した場合、総額 K の算出時 X 0.8 します。 ※宮地海成毒は、宮地海成毒計算素が及いから物際類を計算できます。	
	※宅地造成費は、宅地造成費計算表ボタンから控除額を計算できます。 ※「地目」が田・畑・山林・原野・雑種地である場合のみ L2 を計算しま	
	호 。	
10(2).自由入力欄	文字入力枠・金額入力枠ともに手入力となります。 ※L1・L2を入力した場合は入力不可。	L3
自用地の評価額		1
	(自用地 1 ㎡当たりの価額) A~L までのうち該当する記号と金額を転記します。	M
	(地積) 該当土地の地積と、上段に持分割合を転記します。 (総額)=(自用地 1 ㎡当たりの価額)×(地積)×(持分割合)	
		_

①奥行価格補正率表

	1						
地区区分	1						
奥行距離	ビル街地区	高度商業地区	繁華街地区	普通商業· 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
(メートル)							
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0.99
20 " 24 "	0.94					1.00	1.00
24 # 28 #	0.95				0.97		
28 " 32 "	0.96		0.98		0.95		
32 " 36 "	0.97		0.96	0.97	0.93		
36 " 40 "	0.98		0.94	0.95	0.92		
40 " 44 "	0.99		0.92	0.93	0.91		
44 " 48 "	1.00		0.90	0.91	0.90		
48 # 52 #		0.99	0.88	0.89	0.89		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 # 72 #		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82]
80 # 84 #		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 # 88 #		0.88		0.80]
88 # 92 #		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

②側方路線影響加算率表

地区区分	1 00	算率
, AGD(AD)	角地の場合	準角地の場合
ビル街地区	0.07	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業·併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02
大工場地区	0.02	0.01

③二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業·併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

④間□狭小補正率表

地区区 間口距離 (メートル)	分 ビル街地区	高度商業地区	繁華街地区	普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅 地区	中小工場地区	大工場地区
4未満	-	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	-	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	82	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 " 16 "	0.97	3000-00			SEGMENT	1.00	0.97
16 " 22 "	0.98						0.98
22 " 28 "	0.99						0.99
28 "	1.00						1.00

⑤奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	けい街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
2以上3未満	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3 " 4 "		0.99	0.96	0.99	
4 " 5 "		0.98	0.94	0.98	
5 " 6 "		0.96	0.92	0.96	
6 " 7 "		0.94	0.90	0.94	
7 " 8 "		0.92		0.92	
8 "		0.90		0.90	

⑥間口狭小の条件

	地区区分					間口が狭小な宅地	奥行が長大な宅地		
		地区	区分			間口距離	奥行距離:間口距離		
F,	ル	往	計	地	区	28 m未満	- 0		
高	度	商	業	地	区	8m未満	3以上		
繁	華	往	ij	地	区	4m未満	3以上		
普社	通商 第	€ · 19	Ħ用	住宅却	也区	6 m未満	3以上		
普	通	住	宅	地	区	8m未満	2以上		
中	小	工	場	地	区	10m未満	3以上		
大	工	Ą	易	地	区	28m未満	=-1		

⑦不整形地補正率表

地区区分	高度商業地区、	繁華街地区、普通 小工場地区	商業・併用住宅地区、中 [普通住宅地区			
地積区分		В	0			0	
いげ地割合	A	В	С	A	В	c	
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99	
15% ″	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99	
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98	
25% "	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97	
30% "	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96	
35% "	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94	
40% "	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92	
45% "	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90	
50% "	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87	
55% "	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83	
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78	
65% "	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70	

⑧不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地積区分	A	В	С
地区区分			
高度商業地区	1,000m²未満	1,000m²以上 1,500m²未満	1,500m²以上
繁華街地区	450m ² 未満	450m ² 以上 700m ² 未満	700m²以上
普通商業· 併用住宅地区	650m ² 未満	650m ² 以上 1,ccom ² 未満	1,000m²以上
普通住宅地区	500m²未満	500m ² 以上 750m ² 未満	750m²以上
中小工場地区	3,500m ² 未満	3,500m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m²以上

⑨規模格差補正率を算定する際の表

イ 三大都市圏に所在する宅地

地区区分	普通商業·併用住宅 普通住宅			
地巷㎡	₿	٩		
500以上1,000未満	0.95	25		
1,000 # 3,000 #	0.90	75		
3,000 # 5,000 #	0.85	225		
5,000 #	0.80	475		

□ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分	普通商業·併用住宅 普通住宅				
地積㎡	B	0			
1,000以上3,000未満	0.90	100			
3,000 # 5,000 #	0.85	250			
5,000 #	0.80	500			

⑩がけ地補正率表

	がけ地の方位			_
がけ地地積	南	東	西	北
総地積				
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 "	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 "	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 "	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 "	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 "	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 "	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 "	0.70	0.65	0.60	0.53

⑪特別警戒区域補正率表

特別警戒	ᇸᅮᇴ
区域の地積 総 地 積	補正率
0.10以上	0.90
0.40 //	0.80
0.70 //	0.70

土地等の評価明細書・第2表

第2表では、第1表で指定した「利用区分」に該当する項目の評価計算をします。

第1表	国税	庄路	線価							<編集>	>	印刷	編集	登録		
				土	地及び	が土地の	り上に	存する権	軽利の評価	明細書	第2表	5)				
対象データ	対象データ 国税 太郎															
R:区分所有期	財産 S	3:居1	住用区分	所有財産					~							
					-	フットノ	いっクを	必要とで	する宅地σ)評価報	í					
(自用地の評	(新額)			(自用地の評				当地積)			地積)				円	
(2),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<i>y</i>	円	- ((2),,,,,		円×		3-0127	m² /	,		m² :	× 0.7)			N
				=	级山洼	画道路	泽定 !	他の区域	内にある		評価額					
(自用地の評1	価額)			(補正率)				<u> а-у с. з</u>		<u> </u>	u i illiuse				円	
		円	×		1	補正率計	算表									0
						大	規模コ	□場用却	等の評価	額						
大規模工場戶	半地等						(所有割			/						
(正面路線価)				(地 積)					以上の場合は(-						Р
(IE all 98 W. IE)		円	×	(10)		m² ×			X = -7 = 10.							
ゴルフ場用地	等						(所有割る	今)		/					円	
(宅地とした場	合の価	額)		(地 積)				(1mi当力	りの造成費)		(地 積)				- ' '	Q
			円 ×			m² ×0.6	6) — (円>	<		m²)			
					X	分所有	財産(こ係る敷	地利用権	の評価	額					
(自用地の評価								権)の割合)							円	_
3,250,78						6,600	/		1,930,000					1	1,116,656	R
居住用の区で	分所有	財産	の場合	(自用地の評	価額)		(区分)	所有補正率)						円	s
78117110762.	2377113	X17.E	V7-200	11,11	6,656	円 ×		1.8666						20),750,350	
							総額	計算に	よる価額							
利用	区分							算						8.43 8.63	客頁	
			(自用	地の評価額)				(借地権							円	
貸宅地						円×	(1)	_								Т
貸家建付地	<u>t</u>		(自用	地の評価額]				(借家権語 ※			(賃貸割合 m² /	i)	m²)		円	U
			(4.8	地の評価額)				(фі	合)					
権の目的となっ	ている:] 土地	(e)	(1450)計 (四.86)		円×	(1	- 🗀)	الاط	- /				円	٧
借地権			(自用	地の評価額)		_		(借地権	割合)						円	w
1日201年						円×										**
貸家建付借	昔地権		(W)) (AD)	т ,	× (1		家権割合)			(賃貸割合)		m²)		円	×
					H /	× (1			^	<u>'</u>	m² /		111 /			
転貸借地村	揰		(W	/) (AD)		т×	(1)	〔借地権 —	割合))						円	Υ
			//	Δ ΔΔ												
転借権			(W	/) (X)		D) 円×		레감)							円	z
			(W)) (z)	(AD)	(借家権	割合)			〔賃借	割合)				円	
借家人の有	すする材	種利	(* *)	(2)	円 :)	×		m² 🖊 🖁			m²			AA
I		1	(自用	地の評価額)			(割	合)					円	
権		·				円×										AB
権利が競合	する		(T)	(v)				(-		✓ 割合	÷)				円	
場合の土地			"	(.,							.,				- ' '	AC
○該当	非	該当				円×	(1	-)							
他の権利と		お	(w)	(AB)				(-		✓ 割合	i)				円	
場合の権利 ()該当		专业				ш∨	(1									AD
U 8.8∃	⊕ ∌F≣	5 % = 1				11 ^										
								備:	考							
<u> </u>																
<u> </u>																

第2表		
セットバックを必要とする宅地の 評価額	「N セットバック」を選択すると計算がかかります。	Ν
都市計画道路予定地の区域内にあ	「O都市計画道路予定地」を選択すると計算がかかります。	0
る宅地の評価額 セットバック・都市計画道路予定地	「N セットバック O 都市計画道路予定地」を選択すると計算がかか	NO
十 七年 十月日地次の河岸路	ります。	
大規模工場用地等の評価額	「P 大規模工場用地等」を選択すると計算がかかります。	Р
ゴルフ場用地等	「Q ゴルフ場用地等」を選択すると計算がかかります。	Q
大規模工場用地等・ゴルフ場用地	「P 大規模工場用地 Q ゴルフ場用地」を選択すると計算がかかります。	PQ
区分所有財産に係る敷地利用権の 評価額	「R区分所有財産」を選択すると計算がかかります。	R
区分所有財産に係る敷地利用権の評価 額【居住用の区分所有財産の場合】	「R区分所有財産 S居住用区分所有財産」を選択すると計算がかかります。	RS
-	その他「R と S を含む」組み合わせ NR、NRS、OR、ORS、NOR、N	IORS
総額計算による価額		
貸宅地	利用区分が貸宅地の時、自用地の評価額と借地権割合からTを自動計算します。	Т
貸家建付地	利用区分が貸家建付地でその他の権利を選択していない場合、自用地の評価額と借地権割合、借家権割合、賃貸割合から U を自動計算します。	U
	その他の権利を選択している場合、V の金額と借地権割合、借家権割合、賃貸割合から U を自動計算します。	
()権の目的となっている土地	利用区分がその他の権利の目的となっている土地を選択している時、 自用地の評価額と手入力した割合から V を自動計算します。 ()内に権利名を入力します。	V
借地権	利用区分が借地権の時、自用地の評価額と借地権割合から W を自動計算します。	W
貸家建付借地権	利用区分が貸家建付借地権の時、自用地の評価額と借地権割合からWを自動計算し、WまたはADと借家権割合、賃貸割合からXを自動計算します。	X
転貸借地権	利用区分が転貸借地権の時、自用地の評価額と借地権割合からWを自動計算し、WまたはADと借地権割合からYを自動計算します。	Υ
転借権	利用区分1が転借権の時で利用区分2がない場合、自用地の評価額と借地権割合からWを自動計算し、WまたはADの金額と借家権割合からZを自動計算します。 利用区分1が転借権の時で利用区分2が貸家建付借地権の場合、Wを自動計算後、WまたはADと借家権割合、賃貸割合からXを自動	Z
借家人の有する権利	計算しXと借地権割合からZを自動計算します。 利用区分1が借家人の有する権利で利用区分2が借地権の場合、自用	AA
	地の評価額と借地権割合からWを自動計算し、WまたはAD金額と借家権割合、賃貸割合からAAを自動計算します。 利用区分1が借家人の有する権利で利用区分2が転借権の場合、Wを自動計算後、WまたはADの金額と借地権割合からZを自動計算し、Zと借家権割合、賃貸割合からAAを自動計算します。	
()権	利用区分1がその他の権利の場合、自用地の評価額と手入力した割合から AB を自動計算します。権利名は利用区分2で選択したものを表示します。	AB
権利が競合する場合の土地	「該当」を選択した場合、T または V の金額と手入力した割合から AC を自動計算します。該当する割合名を選択します。	AC
他の権利と競合する場合の土地	「該当」を選択した場合、W または AB の金額と手入力した割合から AD を自動計算します。該当する割合名を選択します。	AD
 備考	備考を入力します。	

6-2. 財産評価明細書 配偶者居住権等の評価明細書

配偶者居住権、居住建物、敷地利用権及び居住建物の敷地の用に供される土地の評価を行います。
※財産一覧表への転記はありません

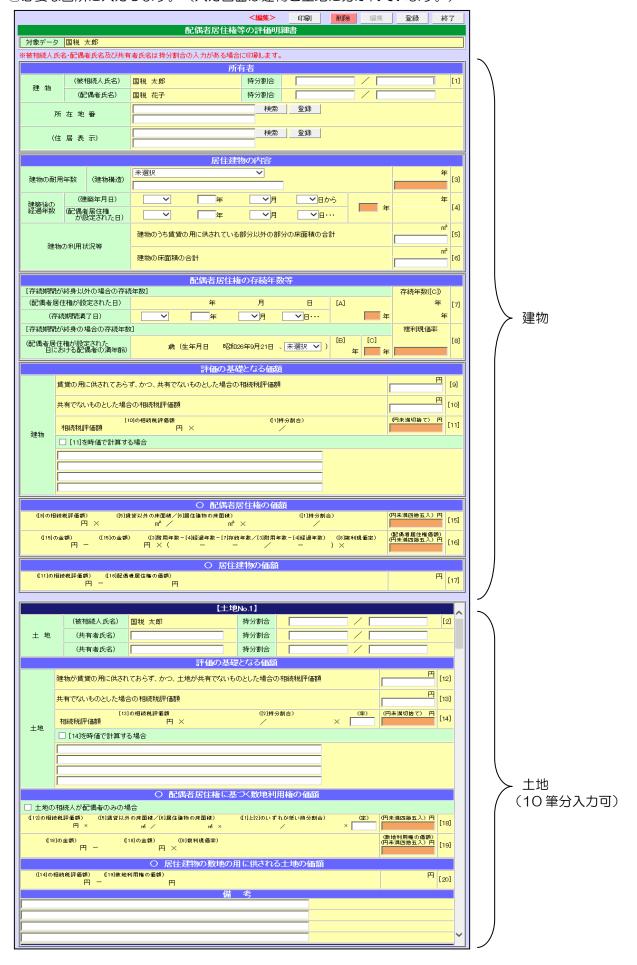
- ①相続税トップメニュー画面を開きます。
- ②「評価明細書」をクリックします。



③「配偶者居住権等の評価明細書」をクリックします。



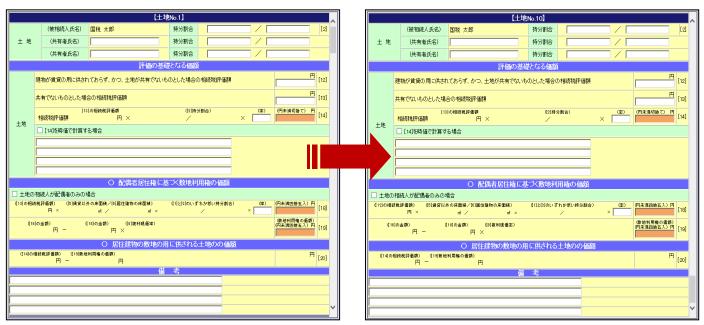
④必要な箇所に入力します。(入力画面は建物と土地に分かれています。)



⑤入力が終了したら「登録」ボタンをクリックしてデータの登録を行い、「印刷」ボタンまたは「終了」ボタンを クリックします。



※土地は No.1 から No.10 まで入力可能になっています。



配偶	者居住権等の	評価明細書				
	被相続人氏	名	被相続人登録より転記します。(持分割合が入力されている場合に印刷)			
建	①被相続人	持分割合	持分割合を入力します。			
物	配偶者氏名		相続人登録より配偶者に該当するデータを転記します。			
1//J			(持分割合が入力されている場合に印刷)			
	配偶者持分	割合	持分割合を入力します。			
所在:			所在地番を入力します。			
(住	居表示)		住居表示を入力します。			
	②被相続人		被相続人登録より転記します。(持分割合が入力されている場合に印刷)			
	被相続人持定	分割合	持分割合を入力します。			
土	共有者氏名		共有者氏名を入力します。(持分割合が入力されている場合に印刷)			
地	共有者持分	割合	持分割合を入力します。			
	共有者氏名		共有者氏名を入力します。(持分割合が入力されている場合に印刷)			
	共有者持分		持分割合を入力します。			
	建物の耐		建物の構造を選択します。※印刷については、手入力データが優先			
	用年数	③耐用年数	配偶者居住権等の評価で用いる建物の構造別の耐用年数より算出します。			
	777 875 111 00		[配偶者居住権等の評価で用いる建物の構造別の耐用年数] は、P.146 を参照			
	建築後の	(建築年月日)	建築年月日を入力します。			
居	経過年数	(配偶者居住権が 設定された日)	配偶者居住権が設定された日を入力します。			
住建		経過年数	建築年月日から配偶者居住権が設定された日より算出します。			
建 物		④建築後経過年	経過年数を転記します。			
#//J の		数				
内	建物の利	⑤建物のうち賃	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計を			
容	用状況等	貸の用に供され	入力します。			
		ている部分以外 の部分の床面積				
		の合計				
		⑥建物の床面	建物の床面積の合計を入力します。			
		積の合計				
		横の台計				

				,					
配		F続期 が終身	(配偶者居住権が 設定された日)	存続期間満了日を入力した場合、建築後の経過年数欄で入力した 配偶者居住権が設定された日を転記します。					
偶	以夕	トの場	(存続期間満了日)	存続期間満了日を入力します。					
者居	合 <i>0</i>)存続 (]	A存続年数	配偶者居住権が設定された日から存続期間満了日より算出します。					
住 権 の	[存	続期間 身の場	(配偶者居住権が 設定された日に おける配偶者の 満年齢)	配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢を算出します。					
存	合の	存続年	配偶者生年月日	相続人登録より配偶者に該当するデータを転記します。					
続	数]		性別	性別を選択します。					
年			B平均余命	生命表より配偶者の年齢と性別をもとに算出します。 [平均余命] は、P.146 を参照					
数	©(A	と®の	いずれか短い年						
等	⑦存	続年数		©を転記します。					
	8複	利現価	<u>率</u>	複利現価率は存続年数をもとに算出します。 [複利現価率] は、P.146 を参照					
)用に供されておら	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税					
)、共有でないものと るの相続税評価額	評価額を入力します。					
		- · · · -	でないものとした 目続税評価額	共有でないものとした場合の相続税評価額を入力します。					
	z =		D相続税評価額	⑩の相続税評価額を転記します。					
	建		表分割合	①持分割合を転記します。					
	物			⑩の相続税評価額×①持分割合(円未満切捨て)					
	ŀ		を時価で計算	⑩の相続税評価額×①持分割合の計算ではなく、手入力項目を印刷したい					
評			場合	場合にチェックを付けます。					
価			力項目	手入力項目(40文字×4行)					
の		,	(/3 / 2/L)	※[11]を時価で計算する場合にチェックが付いている場合は、手入力項目を優先で印刷					
基		(2)建物が賃貸の用に供され えおらず、かつ、土地が共 有でないものとした場合の 相続税評価額		建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の					
礎				相続税評価額を入力します。					
ے +									
なる			*1 ¹¹¹¹ 領 でないものとした	<u></u> 共有でないものとした場合の相続税評価額を入力します。					
一価		_	目続税評価額	大月でないものとした場合の伯利が統計画領を入力しより。					
額	-		D相続税評価額	⑬の相続税評価額を転記します。					
吹	土		5分割合	②持分割合を転記します。					
	地	(選		借地権割合等、必要に応じて率を手入力します。					
		14)相続	税評価額	③の相続税評価額×②持分割合×(率)(円未満切捨て)					
				※率の入力がある場合、率を印刷					
	•	[14]を	時価で計算する	⑬の相続税評価額×②持分割合×(率)の計算ではなく、手入力項目を印刷し					
		場合		たい場合にチェックを付けます。					
		手入	力項目	手入力項目(40文字×4行)					
				※[14]を時価で計算する場合にチェックが付いている場合は、手入力項目を優先で印刷					
〇配	偶者周	居住権の	価額						
		相続税	評価額)	③の相続税評価額を転記します。					
	賃貸割			⑤賃貸以外の床面積÷⑥居住建物の床面積					
	D 持分			①持分割合を転記します。					
)評価の基礎とな	⑤の相続税評価額×⑥賃貸以外の床面積÷⑥居住建物の床面積)×①持分割合					
		かの時価]	(円未満四捨五入)					
I —		金額)		16の金額を転記します。					
	F数割			③耐用年数一④経過年数一⑦存続年数÷③耐用年数一④経過年数					
		現価率	JTT COT	⑧複利現価率を転記します。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
(16) 酉七	偶者局	居住権の	価額	⑮の金額一⑯の金額×(③耐用年数一④経過年数一⑦存続年数÷③耐用年数一					
	127+	L ~ != +-	-	④経過年数)×⑧複利現価率(円未満四捨五入)					
		かの価額		⊕ o+0/+1¥=π/πά=++==== + ++					
		相続税記		⑪の相続税評価額を転記します。					
			主権の価額) 	⑥配偶者居住権の価額を転記します。					
17居	住建物	かの価額	Į	⑪の相続税評価額一⑯配偶者居住権の価額					

〇配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額							
土地の相続人が配偶者のみの場合	チェックを付けると、⑱⑲の計算はかかりません。						
⑫の相続税評価額	⑫の相続税評価額を転記します。						
賃貸割合	⑤賃貸以外の床面積÷⑥居住建物の床面積						
①と②のいずれか低い持分割合	①と②のいずれか低い持分割合を転記します。						
(率)	借地権割合等、必要に応じて率を手入力します						
18敷地利用権の評価の基礎となる	⑫の相続税評価額×(⑤賃貸以外の床面積÷⑥居住建物の床面積)×①と②の						
居住建物の敷地の時価	いずれか低い持分割合(円未満四捨五入)※率の入力がある場合、率を印刷						
(⑱の金額)	⑱の金額を転記します。						
(⑧複利現価率)	⑧複利現価率を転記します。						
⑨敷地利用権の価額	®の金額-®の金額×®複利現価率(円未満四捨五入)						
〇居住建物の敷地の用に供される土	出めの価額						
(⑭の相続税評価額)	⑭の相続税評価額を転記します。						
(⑲敷地利用権の価額)	⑨敷地利用権の価額を転記します。						
②居住建物の敷地の価額	④の相続税評価額一⑨敷地利用権の価額						
備考							
備考	手入力項目(50文字×4行)						

《参考1》配偶者居住権の評価で用いる建物の構造別の耐用年数(「居住他建物の内容」③)

Γ	構造	耐用年数
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	71
	れんが造、石造又はブロック造	57
	金属造(骨格材の肉厚 4 ㎜超)	51
	金属造(骨格材の肉厚3㎜超~4㎜以下)	41

構 造	耐用年数
金属造(骨格材の肉厚 3 ㎜以下)	29
木造又は合成樹脂造	33
木骨モルタル造	30

《参考2》生命表(完全生命表)に基づく平均余命(「配偶者居住権の存続年数等」®)

満年齢	平均	余命		満年齢		余命
(left -1-left)	男	女		100 -1-100	平均 男 44 43 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28	女
18	64	70	ı	38	44	50
19	63	69	1	39	43	49
20	62	68	l	40	43	48
21	61	67	1	41	42	47
22	60	66		42	41	46
23	59	65	l	43	40	45
24	58	64	1	44	39	44
25	57	63	l	45	38	44
26	56	62	1	46	37	43
27	55	61	l	47	36	42
28	54	60	l	48	35	41
29	53	59	l	49	34	40
30	52	58	l	50	33	39
31	51	57	1	51	32	38
32	50	56		52	31	37
33	49	55	l	53	30	36
34	48	54		54	29	35
35	47	53		55	29	34
36	46	52	l	56	28	33
37	45	51		57	27	32

満年齢	平均余命			
(M) *F- MD	男	女		
58	26	31		
59	25	30		
60	24	29		
61	23	29		
62	22	28		
63	22	27		
64	21	26		
65	20	25		
66	19	24		
67	18	23		
68	18	22		
69	17	21		
70	16	20		
71	15	20		
72	15	19		
73	14	18		
74	13	17		
75	13	16		
76	12	15		
77	11	15		

満年齢	平均宋軍					
	男	女				
78	11	14				
79	10	13				
80	9	12				
81	9	12				
82	8	11				
83	8	10				
84	7	9				
85	7	9				
86	6	8				
87	6	7				
88	5	7				
89	5	6				
90	4	6				
91	4	5				
92	4	5				
93	4	5				
94	3	4				
95	3	4				
96	3	3				
97	3	3				

Sille Per disk.	平均	余命
満年齢	男	女
98	3	3
99	2	3
100	2	3
101	2	2
102	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2
103	2	2
104	2	2
105	2	2
106	2	2 2 2
107	1	
108	1	1
109	1	1
110	1	1
111	1	1
112	1	1
113	1	1
114	ı	1

《参考3》複利現価率(法定利率3%) (「配偶者居住権の存続年数等」⑧)

存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率								
1	0.971	11	0.722	21	0.538	31	0.400	41	0.298	51	0.221	61	0.165
2	0.943	12	0.701	22	0.522	32	0.388	42	0. 289	52	0.215	62	0.160
3	0.915	13	0.681	23	0.507	33	0.377	43	0. 281	53	0.209	63	0. 155
4	0.888	14	0.661	24	0.492	34	0.366	44	0.272	54	0.203	64	0. 151
5	0.863	15	0.642	25	0.478	35	0.355	45	0.264	55	0.197	65	0.146
6	0.837	16	0.623	26	0.464	36	0.345	46	0. 257	56	0.191	66	0.142
7	0.813	17	0.605	27	0.450	37	0.335	47	0.249	57	0.185	67	0.138
8	0.789	18	0.587	28	0.437	38	0.325	48	0.242	58	0.180	68	0.134
9	0.766	19	0.570	29	0.424	39	0.316	49	0. 235	59	0.175	69	0.130
10	0.744	20	0.554	30	0.412	40	0.307	50	0. 228	60	0.170	70	0.126

6-3. 財産評価明細書 市街地農地等の評価明細書

市街地農地等の評価の元となる宅地について「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」に準じて評価します。

- ①相続税トップメニュー画面を開きます。
- ②「評価明細書」をクリックします。



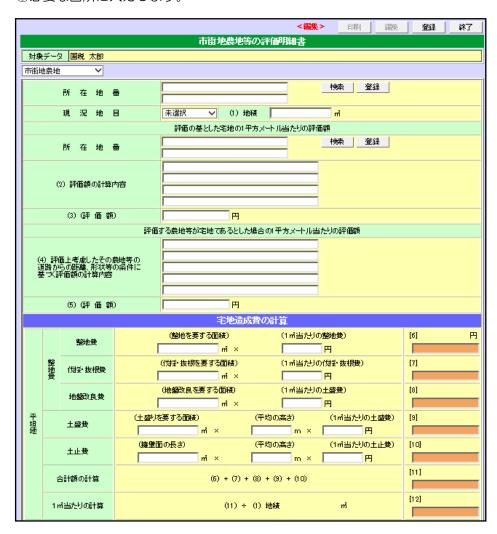
③「市街地農地等の評価明細書」をクリックします。



④「新規登録」ボタンを押してデータを追加します。



⑤必要な箇所に入力します。



⑥入力が終了したら「登録」ボタンをクリックしてデータの登録を行い、「印刷」ボタンまたは「終了」ボタンを クリックします。



※持分割合がある場合、印刷時に市街地農地等の評価額の上部に割合を印刷します。

			fi和 white or transfer to	美 登録 終了
			市街地農地等の評価明細書	
		国税 太郎		
未選択	₹	~		
		所在地	# ************************************	
		171 11 25 1		
		現 況 地	目 未選択 ✓ (1) 地積	
			評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	
		所在地	*************************************	
		171 12 28		
	(2	2)評価額の計算的	hg	
		(3) 評価額	P H	
			評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	
			5.125 5.05 10-15 CO 5 CO 12-00 CO 1 777 1 70 E 72-746 1 100 E	
(4	n ema	西上考慮 したその別	#44h ## (T)	
ì	路か	らの距離、形状等(別条件に	
在	* A	評価額の計算内容		
		(5) 評価額) H	
			宅地造成費の計算	
		整地费	(整地を要する面積) (1㎡当だりの整地費)	[6] 円
			mi × 円	
	整地费	(對梁 抜根費	((対象・抜根を要する面積) (1 mi当だりの(対象・抜根費)	[7]
	姜	174 201000	mi × 円	
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1㎡当だりの土盛費)	[8]
			mi × 円	
平坦地		土盛サ	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1㎡当たりの土盛費)	[9]
垭			mi × 円	
		土止サ	(接壁面の長さ) (平均の高さ) (1㎡当たりの土止サ)	[10]
			mi × 円	
	4	計額の計算	(6) + (7) + (8) + (9) + (10)	[11]
	1 n	が当たりの計算	(11) ÷ (1) 地積 ㎡	[12]
	傾斜	度に係る造成費	(傾斜度)	[13]
				1.0
A=			((投筆 抜根を要する面積) (1 m³当だりの(投筆 抜根費)	[14]
傾斜	ſ	发採• 抜根要		
傾斜地	ſ	发探· 抜根 费	mi × 円	
傾斜地		対系・抜根サ イ当たりの計算		[15]
傾斜地			mi × 円	[15]
	1 n		mi × 円	[15]

市街	地農地	等の評価明細書							
農地	区分		該当項目を選択します。						
所在	地番		所在地番を入力します。						
現況	地目		該当項目を選択します。						
(1))地積		地積を入力します。						
評価	の基と	した宅地の1平方メート	ル当たりの評価額						
所在	地番		所在地番を入力します。						
(2)	評価額	頭の計算内容	評価額の計算内容を入力します。						
(3)	評価額	頭	評価額を入力します。						
評価	する農	地等が宅地であるとしたは	場合の 1 平方メートル当たりの評価額						
(4)) 評価_	上考慮したその農地等の	評価額の計算内容を入力します。						
		らの距離、形状等の条件							
	に基づ	く評価額の計算内容							
	評価額		評価額を入力します。						
宅地	造成費								
	整	(6)整地費	整地を要する面積×1 ㎡当たりの整地費						
亚	地	(7) 伐採•抜根費	伐採・抜根を要する面積×1 ㎡当たりの伐採・抜根費						
	書	(8)地盤改良費	地盤改良を要する面積×1 ㎡当たりの土盛費						
坦	A								
地	(9))土盛費	土盛りを要する面積×平均の高さ×1 ㎡当たりの土盛費						
	(10)土止費	擁壁面の長さ×平均の高さ×1 ㎡当たりの土止費						
	(11)合計額の計算	(6) + (7) + (8) + (9) + (10)						
	(12)1 ㎡当たりの計算	(11) ÷ (1)						
傾	(13)傾斜度に係る造成費	手入力します。						
斜	(14)伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積)×(1 ㎡当たりの伐採・抜根費)						
地	(15)1 ㎡当たりの計算	(13) + ((14) ÷ (1))						
市街	地農地	等の評価額	農地区分が市街地周辺農地以外の場合						
			((5) - (12) または(15))×(1)×(持分割合)						
			農地区分が市街地周辺農地の場合						
			((5) – (12) または (15)) × (1) × (持分割合) × 0.8						

6-4. 財産評価明細書 取引相場のない株式の評価明細書

取引相場のない株式の評価を、会社の区分に応じて評価します。

- ①相続税トップメニュー画面を開きます。
- ②「評価明細書」をクリックします。



③「取引相場のない株式の評価明細書」をクリックします。



④「新規登録」ボタンを押してデータを追加します。



⑤会社情報を入力します。



⑥入力が終了したら「登録」ボタンをクリックしてデータの登録を行い、「終了」ボタンをクリックします。

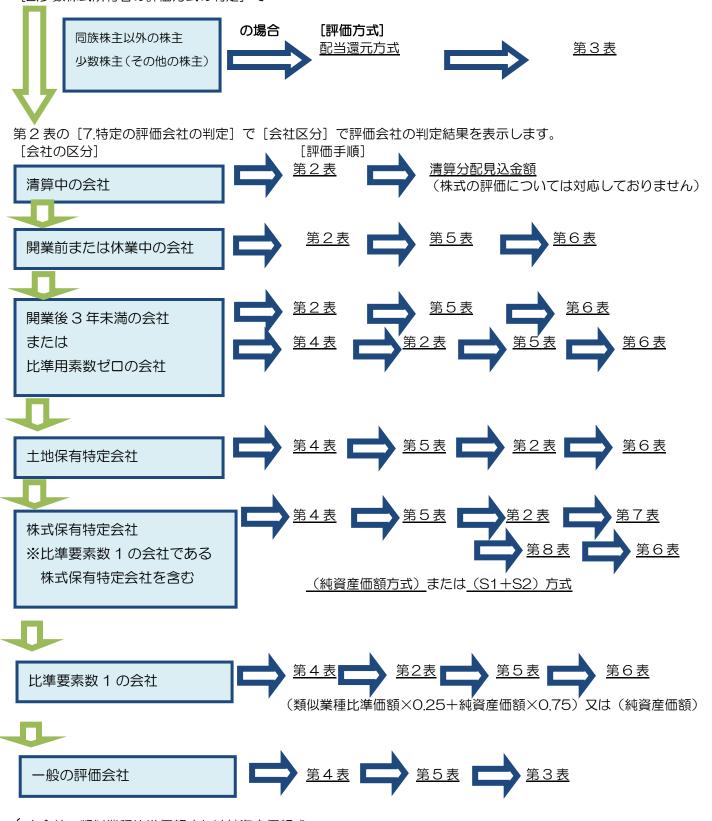


⑦取引相場のない株式の評価明細書では、会社規模、会社の区分等により入力可能な表が変わります。 必要な表に入力して登録した後、印刷または終了します。



取引相場のない株式の評価明細書・判定順番

第 1 表で株主の同族判定及び少数株式所有及び会社規模(L の割合)の判定をします。 [2.少数株式所有者の評価方式の判定]で



大会社…類似業種比準価額または純資産価額式

中会社…類似業種比準価額×Lの割合+純資産価額×(1-Lの割合)

または純資産価額×Lの割合+純資産価額×(1-Lの割合)

小会社…類似業種比準価額×0.5+純資産価額×0.5 または純資産価額

第1表・評価上の株主の判定及び会社規模の判定

第 1 表では、[1 株主及び評価方式の判定] [2 少数株式所有者の評価方式の判定] [3 会社規模(L の割合)] 判定をします。

基本情報						篇集>	ED刷1-				登録	終了	
		20050	1表 評価	上の株主	の判定		The same of the sa	か明細書					
会社名No. 1		東京商事					国税太郎						
	Ve			1 株	主及び	評価方式の		No.	(2)	107	4		
氏名又は名	称	続	柄判定	役職	ね	株式の種類	頁 (7)株式数	汝 (口)議: 株	決権数 (ハ)語 個	割合 %	同	筆	
		納稅	義務者		行								
			続		役								
		i de	続		役								
			続		役								
			続		役								
			続続		役 役								
			続		役								
			続		役								
			続		役								
			続		役		_						
自己株式	,							land the second			CE 0		
納税義務	者の属する	同族関係者	音グループの議	決権の合	計数			(2)		(5	5)		
车頭料主	グループの	議決権の合	::::::::::::::::::::::::::::::::::::					(3)				(6)	
							(1)	(4)					
評価会社の	の発行済株	式又は譲	央権の総数						10	00			
					判定基	準 判定							
筆頭株主グループ	の議決権書	割合(6)	50%	超		%以上 %以下	30%未満		株	主の区	分:分:		
			50%	±22		%以上	15%以上	-	同	族株主	等		
(5)の割合			50%	NO.	307	701XL	107017/1	8		的評価	方式) 外の株主	4	
			50%月	F満	309	%未満	15%未満			当還元			
			2	少数株式	t所有	者の評価方	式の判定						
					判定	要 素							
氏名													
(二)役員	L 3 4L4. 🗖		○である		<u></u> ₹73	0.00							
(ホ)納税義務者が中	P/心的な(司)	族株王		である ○ではい									
(4)納税義務者以外	↑が中心的	な同族株主		○である									
判定			原則的評	価方式等	ā	2当還元方式							
				3 会	上規模(Lの割合)の	判定						
					判定	2 要 素							
直前期末の総資産	至(西客頁				千円								
直前期末以前1年	間の取引	E 額			千円								
					0人	221.224		54.60					
直前期末以前1年	間における	(従業負数		務従業員数 ———)		+ (が務従業員数は 		時間合計) ÷ 1,800時間				
			(- 15 15		,	n-3181	. 1,0000418				
(チ)直前期	末の総資	産価格及び	直前期末以前	1年間	刊及	2 基 準 (ツ)〔	直前期末以前:	1年間の取	引金額				
の従業	員数に応す					li li	応ずる区分	△ #5			会社規模		
James Arr	総資産			従業	員数	parameter 1914	取 51 小売	金額			割合(中の区分	zifI)	
卸売業	サービ	ス業	その他			卸売業	サーヒ	2ス業	その他		□小会	社(手動)	
20億円以上			10億円以上	50/	人超	80億円以上	1		20億円以		大会	会社	
14億円以上 20億円未満	7億円 10億円		7億円以上 10億円未満		人超	50億円以上 80億円未満			14億円以 20億円未		0.90	中	
7億円以上 14億円未満	4億円 7億円		4億円以上 7億円未満		人超 .以下	25億円以上 50億円未満		B以上 B未満	7億円以 14億円未		0.75	会	
7,000万円以上	4,000万F	円以上	5,000万円以上	5)	超	2億円以上	6,000万	円以上	8,000万円以	X上	0.60	社	
7億円未満	4億円		4億円未満		以下	25億円未満		R未満 TD上港	7億円未				
7,000万円未満	4,000万日	一不冲	5,000万円未清	.	以下	2億円未満	1/2 201020		8,000万円オ	下)阿	41/9	会社	
			4 瑁(刷(頁())	1人)元で	の他評価上	の参考事項	Ħ.					
<u></u>													
<u>P</u>						- 1/							

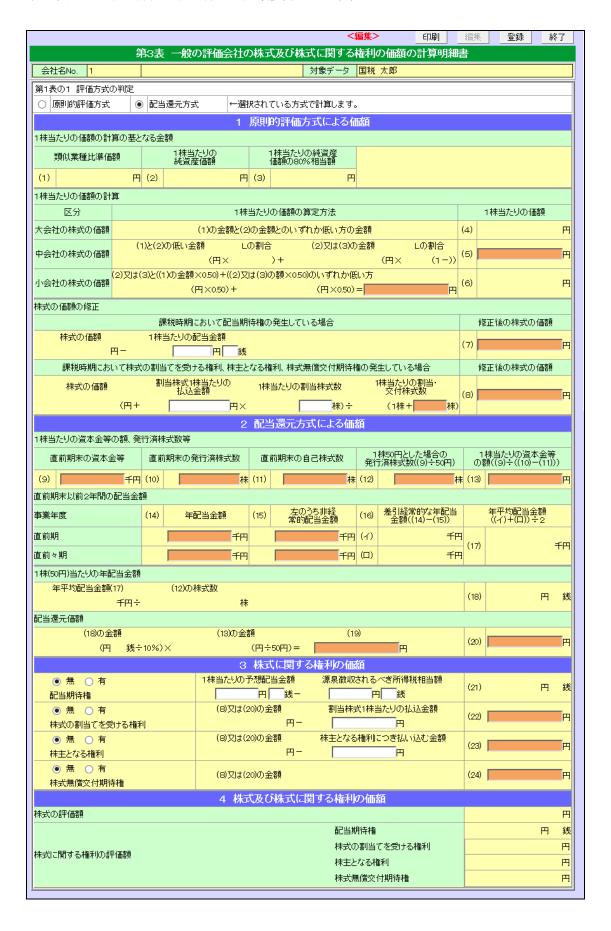
第1表	
1.株主及び評価方式の判定	
氏名又は名称	株主の氏名を入力します。
続柄判定	該当する続柄を選択します。
役職名	役職名を選択します。
株式の種類	株式の種類を入力します。
(イ)株式数	株式数を入力します。
(□)議決権数	株式数と同数を自動表示します。(手入力可能です)
(ハ)割合	(□)議決権数÷(4)議決権の総数×100
同	同族株主の場合はチェックを入れます。
筆	筆頭株主グループの場合はチェックを入れます。
自己株式	自己株式の種類と株式数を入力します。
納税義務者の属する同族関係者グループ	自動表示します。(議決権数は手入力可能です)
の議決権の合計数	
筆頭株主グループの議決権の合計数	自動表示します。(議決権数は手入力可能です)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数	自動表示します。(株式数、議決権数は手入力可能です)
判定基準・判定	
筆頭株主グループの議決権割合(6)	「1 株主及び評価方式の判定」から自動判定します。
(5)の割合	「1 株主及び評価方式の判定」から自動判定します。
2.少数株式所有者の評価方式の判定 ※株主及び評価方法の判定で同族株主等に該当し、 ※納税義務者の議決権割合が5%以上の場合、医療	かつ納税義務者の議決権割合が 5%に満たない場合にここで各判定要素を入力します。 法人を選択した場合は入力できません。
氏名	少数株式保有者の氏名を入力します。
(二) 役員	該当する項目を選択します。
(木)納税義務者が中心的な同族株主	納税義務者が中心的な同族株式か否か、該当する項目を選択します。
(へ)納税義務者以外が中心的な同族株主	納税義務者以外が中心的な同族株主か否か、該当する項目を選択します。納税義務者以外に中心的な同族株主がいる場合は、氏名を入力します。
判定	自動表示します。
3.会社規模(Lの割合)の判定	
直前期末の総資産価額	千円単位で入力します。
直前期末以前 1 年間の取引金額	千円単位で入力します。※前1年間の取引金額がない場合は0を入力します。
直前期末以前 1 年間における従業員数	自動表示します。
	継続勤務従業員数を入力します。
	継続勤務従業員数以外の労働時間合計を入力します。
判定基準	自動表示します。
	※業種区分に応じた[総資産価額][従業員数][取引金額]から判定します。
	※小会社に設定したい場合は「小会社(手動)」にチェックを入れます。
 4.増(減)資の状況その他評価上の参考事	
T.ta (MM/ 東ツハル)(CV)(BGTIWIエV)がらず」	現 増(減)資の状況その他評価上の参考事項を入力します。
	14 //物/ 尺 シルバル C マルビロエロエック 5 字次 C 八刀 クの と。

第2表では[会社の区分]を判定し、[7特定の評価会社の判定]を自動表示します。



※第2表では、[6清算中の会社]の該当・非該当選択以外、すべて自動転記、自動判定です。

第3表では一般の評価会社の株式の価額計算をします。



1表の	第3表						
押価方式の判定							
1. 原則的評価方式による価額 1. 体当たりの価値の評価基となる金額 (分析人力の場合は ②、②が未入力の場合は ②、②が非入力の場合は ②、②が非人力の場合は ②、②が非入力の場合は ②、②が非入力の場合は ②、②が非入力の場合は ②、②が非人力の場合は ②・※1 (単一株式の価額) 第 1 表で判定した会社 規模より自動計算します。 (※1 表で判定した会社 規模より自動計算します。※1 (※1 株式の価額) 第 1 表で判定した会社 規模より自動計算します。※1 (※1 株式の価額) 第 1 まで判定した会社 規模より自動計算します。※1 (※1 株式の価額) が 1 は 株式の価額) に ③、または ⑤ または ⑥ またい ⑥ は 後 1 きたい ② または ⑥ または ◎ は 1 またい ② または ◎ のま 1 またい ② またい ② または ◎ のま 1 またい ② または ◎ のま 1 またい ② またい ③ またい ② ままい ② ■ ■ ■ ■ 三元 元式に チェッ ② がない 場合は ③ を訴 こます。 ■ ■ □ 三元 元式に チェッ ② がない 場合は ③ な 多 は またい ② ままい ② ■ ■ ■ ■ 三元 元式に チェッ ② がない 場合は ② またい ② ままい ② ■ ■ ■ 三元 元式に チェッ ② ■ ■ ■ ■ ■ 三元 元式に チェッ ② ■ ■ ■ ■ 三元 元式に チェッ ② ■ ■ ■ ■ 三元 元式に チェッ ② ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		ラジオボタン	の初期表示は第1表の判定をもとに設定しています。(変更可)				
1 株当たりの価額の計算の基となる金額		22 (31)	19 Jay 20 To 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
 ① 株当たりの純資産価額 ② 1 株当たりの純資産価額の ※ 5 表®を転記します。 ② 1 株当たりの純資産価額の ※ 5 表®の金額がある場合転記します。 ③ 1 株当たりの価額の計算 ④ 大会社の株式の価額 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。 ④ 中会社の株式の価額 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。※1 株式の価額の修正 ⑦ 1 株当たりの配割が算ります。※1 株式の価額の修正 ⑦ 1 株当たりの配割が開りに高または⑤ままで、※1 株式の価額の修正 ⑦ 1 株当たりの配当の修正 ⑦ 1 株当たりの配当の修正 ② 1 株当たりの配当金額を入力すると(株式の価額)に②または⑤または⑥の金額を転記します。※1 2 未りの経発生との場合 1 株当たりのか込金額を入力すると(株式の価額)に②または⑤または⑥の金額を転記します。※1 2 上は⑤または⑥の金額を転記します。※1 2 側面前期末の発行済株式数 9 単名 大のを伝記します。 9 連前期末の発行済株式数 第 4 表②を伝記します。 1 (3) は事じののよる金等 第 4 表②を伝記します。 9 (3) は事じのの発す金等の額 9 (4 株) 2 を伝記します。 9 (4 株) 2 を伝記します。 9 (4 株) 2 を伝記します。 9 (5 た) 2 とととした場合の発行済株式数 9 (5 た) 2 と 9 (6 た) 2 ととした場合の発行済株式数 9 (7 年) 3 と 9 (8 年) 3 を伝記します。 9 (9 年) 3 は事じの方式にチェックが付いたどきのみ計算します。 9 (6 年) 3 と 9 (7 年) 3 と 9 (8 年) (7 年) 3 と 9 (8 日) 3 と 9 (8 日) 3 と 9 (9 日) 3 と <li< td=""><td></td><td>る金額</td><td></td></li<>		る金額					
※のが未入力の混合は ②、②が未入力の混合は ③、③が未入力の混合は ②(③が未入力の混合は ②(③が未入力の混合は ②(③が未入力の混合は ②(③が未入力の混合は ②(③が未入力の混合は ②(③が未入力の混合は ②(③が未入力の混合は ②(③が未入力の混合は ③(③が未入力の混合は ③(③が未入力の混合は ③(③が未入力の混合は ③(④が未入力の温) 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。 ② 「小会社の株式の価額 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。※ 1 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。※ 1 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。※ 1 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。 ※ 1 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。 ※ 1 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。 ※ 1 1 株当たりの配当金額を入力すると(株式の価額)に ④、または⑤または⑥の金額を転記します。 ※ 1 1 株当たりの私込金額を入力すると(株式の価額)に ④、すたは⑤または⑥の金額を転記します。 ※ 1 2 ②直前期末の日本の銀合			読記します。				
②1 株当たりの純資産価額 第5表①を転記します。 第5表②を転記します。 第5表②の金額がある場合転記します。 第5表②の金額がある場合転記します。 第5表②の金額がある場合転記します。 第5表②の金額がある場合転記します。 第5表②の金額がある場合転記します。 第1表で判定した会社規模より自動計算します。※1 ⑤小会社の株式の価額 第1表で判定した会社規模より自動計算します。※1 ⑥小会社の株式の価額 第1表で判定した会社規模より自動計算します。※1 ⑥小会社の株式の価額 第1表で判定した会社規模より自動計算します。※1 ② 「状理ないにおいて配当期待権 1 株当たりの配当金額を入力すると(株式の価額)に④または⑤または⑥の金額を転記します。※1 ② 「非特にのの払込金額を入力すると(株式の価額)に④または⑤または⑥の金額を転記します。※1 ② 自動期末の第一 第4表②を転記します。※1 ② 自動期末の発行済株式数 第4表③を転記します。 ③ 自動期末の角行済株式数 第4表③を転記します。 ③ 自動期末の角行済株式数 第4表③を転記します。 ③ 自動期末の角行済株式数 第4表③を転記します。 ② 1 株当たりの資本金等の額 第4表③を転記します。 ③ 1 保配当金額 第4表③を転記します。 ② 1 保証当金額 第4表③を動記します。 ③ 2 保証のうち非経常的配当金額 第4表③値前期・直前々期を転記します。 ④ 2 保証当金額 第4表③を動記します。 ④ 3 株当たりの等本金等の額 第4表③を動記します。 ④ 4 表③ 6 動記します。 ② ・ 1 を 1 を 1 を 2 を 4 表 3							
第5 表別の金額がある場合転記します。 8034問題 1 株当たりの価額の計算 4 大会社の株式の価額 第1 表で判定した会社規模より自動計算します。 ⑤中会社の株式の価額 第1 表で判定した会社規模より自動計算します。※1 ※1 表で判定した会社規模より自動計算します。※1 株式の価額の修正 7 課税時期において配当期待権 の発生している場合 第1 表で判定した会社規模より自動計算します。※1 株式の価額の修正 7 課税時期において配当期待権 第2 転割します。※1 ②新株引受権発生の場合 1 株当たりの払込金額を入力すると(株式の価額)に⑦、⑦がない場合は④または⑤または⑥の金額を転記します。※1 ②動前期末の資本金等 第4 表②を転記します。※1 ②直前期末の資本金等 第4 表②を転記します。 ②申・第4 表②を転記します。 ②申・第4 表②を転記します。 ②申・第4 表②を転記します。 ②申・第4 表②を転記します。 ②申・第4 表②を転記します。 ③を中記・金額 第4 表②を転記します。 ③を中記・金額 第4 表②を転記します。 ③を中記・金額 第4 表②値前期・値前々期を転記します。 ④を記との資本金等の額 第4 表③値前期・値前々期を転記します。 ④を記との資本金等の額 第4 表③値前期・値前々期を転記します。 ④を記との資本金等の額 第4 表③値前期・値前々期を転記します。 ④を記との資本金等の額 第4 表③値前期・値前を期を転記します。 ④を記といるのの音を転記します。 ④を記といるの第4 をの 第4 をの 前の 前の 中の 第4 をの 前の 中の 第4 をの 前の 中の 第4 をの 前の 中の 第4 をの 前の 中の 第4 をの かい 前の もにします。 ④を記といるの 第4 をの かい 前の もにします。 ④を記といるの 第5 をの かい 前の もにします。 ④を記といるの 前の もにいるの 第5 をの かい もにします。 ②を応記します。 ④を記といるの 前の 中の 第2 を 前の かい もにします。 ④を示記します。 ④を示記します。 ④を示記します。 ④を示記します。 ④を示記します。 ⑤を示記します。 ⑤を示記します。 ⑥を示記します。 ⑥を示記します。 ⑥を示記します。 ⑥を示記します。 ⑤を示記します。 ⑤を示記します。 ⑥を示記します。 ⑥を示記します。 ⑥を示記します。 ⑤を示記します。 ⑥を示記します。 ○を示記します。 ○を示記します。 ○を示します。 ○を示します。 ○を示しまするは をのまさせるが、 ○を示しませるが、 ○を示しませるが、 ○を示しませるが、 ○を示しませるが、 ○を示しませるが、 ○を示記しませるが、 ○を示しませるが、 ○を示しませるが、 ○を示しませるが、 ○を示しま	②1 株当たりの純姿産価類						
1 株当たりの価額の計算							
株当たりの価額の計算 第1表で判定した会社規模より自動計算します。 ※1 ③小会社の株式の価額 第1表で判定した会社規模より自動計算します。 ※1 ⑤小会社の株式の価額 第1表で判定した会社規模より自動計算します。 ※1 株式の価額の修正 第1表で判定した会社規模より自動計算します。 ※1 株式の価額の修正 1 株当たりの配当金額を入力すると (株式の価額)に ④または⑤または⑥の金の発生している場合 1 株当たりの配当金額を入力すると (株式の価額)に ④または⑤または⑥の金の発生している場合 1 株当たりの込み金額を入力すると (株式の価額)に ⑦、⑦がない場合は④または⑤または⑥の金額を転記します。 ※1 1 株当たりの込み金額を転記します。 ※1 1 株当たりの込み金額を転記します。 ※1 2 処面的期末の資本金等 第4表①を転記します。 ※1 9 直的期末の資本金等 第4表①を転記します。 ※1 9 直前期末の自己株式数 第4表②を転記します。 ※1 第4表②を転記します。 ※1 第4表③を転記します。 ② 1 株50 円とした場合の発行済株式数 ② +50 円 ② 1 株50 円とした場合の発行済株式数 ③ +50 円 ③ 1 株当たりの資本金等の額 第4表③を軸記します。 ③ 1 株当たりの資本金等の額 第4表③を軸記します。 ③ 1 株当たりの資本金等の額 第4表③直前期・直前々期を転記します。 ③を記し継常的な年配当金額 (④ - (⑪ - ⑪)) ※2 ② 1 体 2 ② 1 使 2 ② 1 使 2 ② 1 使 2 ③ 1 体 3 ③ 1 使 3 ③ 1 使 3 ④ 1 使 3 ⑥ 1 使		おしな低の五					
 ④大会社の株式の価額 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。※1 ⑥小会社の株式の価額 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。※1 株式の価額の修正 ⑦撲探時期において配当期待権 1 株当たりの配当金額を入力すると(株式の価額)に②または⑤または⑥の金の発生している場合 銀所味引受権発生の場合 1 株当たりの配込金額を入力すると(株式の価額)に②、⑦がない場合は④または⑤または⑥の金額を転記します。※1 2 配当還元方式による価額 ラジオボタンで配当還元方式にチェックが付いたときのみ計算します。 1 歯直前期末の資本金等 株 1 表の円とした場合の発行済株式数 第 4 表のを転記します。 1 1 株当たりの資本金等の額 9 キ (他)・① ※2 1 株当たりの資本金等の額 9 キ (他)・① ※2 1 株当たりの資本金等の額 9 キ (他)・① ※2 1 (金)・1 株 50 円とした場合の発行済株式数 第 4 表の直前期・直前々期を転記します。 1 (金)・1 株 50 円とした場合の発行済株式数 9 キ (他)・① ※2 1 株 50 円とした場合の発行済株式数 9 キ 表の直前期・直前々期を転記します。 1 (金)・2 (金)・2 (金)・3 (金)・4 (金)							
⑤中会社の株式の価額 第 1 表で判定した会社規模より自動計算します。※1 ⑥小会社の株式の価額を返すの発生している場合 1 株当たりの配当金額を入力すると(株式の価額)に①、⑦がない場合は④または⑤または⑥の金額を転記します。※1 ②新株引受権発生の場合 1 株当たりの私込金額を入力すると(株式の価額)に⑦、⑦がない場合は④または⑤または⑥の金額を転記します。※1 2 配当選元方式による価額 ラシオボタンで配当還元方式にチェックが付いたときのみ計算します。 1 図値前期末の資本金等 第 4 表②を転記します。 2 配当期末の自己株式数 第 4 表②を転記します。 9 値前期末の自己株式数 第 4 表②を転記します。 1 図1 株当たりの資本金等の額 第 4 表②を転記します。 2 (1 株 50 円とした場合の発行済株式数 第 4 表③を転記します。 9 年 (2 年) 日本会等の額 第 4 表③直前期・直前尺期を転記します。 (2 年) (1 株当たりの資本金等の額 第 4 表③直前期・直前尺期を転記します。 (2 年) (2 年) 日本会議額 第 4 表③直前期・直前尺期を転記します。 (3 年年) 日本会額 第 4 表③直前期・直前尺期を転記します。 (3 作年でり配当金額 (0 中の) ÷2 (1 年年) 日本会額 (0 中の) ÷2 (2 作年でり配当金額 (0 中の) ÷2 (3 作年の記) 金額 (0 中の) ÷2 (3 作年のおりますののののののののののののののののののののののののののののののののののの		第1表で判定	こした会社規模より自動計算します。				
 ⑥小会社の株式の価額の修正 (株式の価額の修正							
 ⑦課税時期において配当期待権							
の発生している場合 額を転記します。※1 ② 新株引受権発生の場合 1 株当たりの払込金額を入力すると(株式の価額)に⑦、⑦がない場合は④または⑤または⑥の金額を転記します。※1 ② 即前期末の資本金等 第 4 表①を転記します。 ① 直前期末の資本金等 第 4 表②を転記します。 ② 直前期末の自己株式数 第 4 表②を転記します。 ② 直 株ちの円とした場合の発行済株式数 第 4 表③を転記します。 ② 自 株ちの円とした場合の発行済株式数 9・50円 3・1 株当たりの資本金等の額 9・50円 3・1 株当たりの資本金等の額 9・50円 3・1 株当たりの資本金等の額 9・50円 3・1 株3の一部 5・1 株3の一部 5・1 株50円とした場合の発行済株式数 9・50円 3・1 株3の一部 5・1 株50円とした場合の発行済株式数 9・50円 3・1 株3の一部 5・1 株3の一の 5・1 株3の一部 5・1 は3の一部 5・1 は3の一の 5・1 は3の一の 5・1 は3の一の		1 株当たりの	配当金額を入力すると(株式の価額)に④または⑤または⑥の金				
 ②新株引受権発生の場合							
たは⑤または⑥の金額を転記します。※1 ② 画前期末の資本金等 第4表①を転記します。 ③ 画前期末の資本金等 第4表②を転記します。 ① 画前期末の自己株式数 第4表②を転記します。 ① 直前期末の自己株式数 第4表②を転記します。 ② 1 株50 円とした場合の発行済株式数 ② +50 円 ③ 1 株当たりの資本金等の額 ② + (① -①) ※2 □ ② + (② -① -①) ※2 □ ② + (② -② -② -② -② -② -② -② -② -② -② -② -② -②							
1 ③直前期末の資本金等							
株 ⑩直前期末の発行済株式数 第 4 表②を転記します。	2.配当還元方式による価額 ラ	ジオボタンで酉	2当還元方式にチェックが付いたときのみ計算します。				
当 ① 直前期末の自己株式数 第 4 表③を転記します。 ② 1 株 50 円とした場合の発行済株式数 ③ ÷50 円 ③ 1 株当たりの資本金等の額 ⑤ ÷ (⑩ − ⑪) ※2 直 ⑪ 年配当金額 第 4 表②直前期・直前々期を転記します。 ⑪ 佐のうち非経常的配当金額 第 4 表⑦直前期・直前々期を転記します。 ⑪ 差引経常的な年配当金額 ⑪ + ⑫ ① (□ 中 □) ・ 2 年 ⑱ 1 株 (50 円) 当たりの年配当金額 ⑪ + ⑫ ② (□ + □ □) ※2 ② ① ② ② ② ② (□ + □ □) ※2 ② ③ (□ + □ □) ※2 ② ③ (□ + □ □) ※2 ② ③ (□ + □ □) ※2 ② ③ (□ + □ □) ※2 ② ③ (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ② (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ③ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ④ (□ + □ □) ※2 ⑤ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ □) ※2 ⑥ (□ + □ + □) ※2 ⑥ (□ + □ + □ + □ + □ + □ + □ + □ + □ + □	1 9直前期末の資本金等		第4表①を転記します。				
たり (②1 株 50 円とした場合の発行済株式数 (②÷50 円 (③1 株当たりの資本金等の額 (③÷(⑩-⑪)※2 (④年配当金額 (⑤左のうち非経常的配当金額 第4表(⑦直前期・直前々期を転記します。 (⑥差引経常的な年配当金額 (④-億) (②+⑥)÷2 (④+⑥) 当たりの年配当金額 (①+⑥) *2 (③まりがある場合は原則的評価方式の顔を転記します。 (③・10%) × (③・50 円)※2 (③・20 (③・10%) × (③・50 円)※2 (③・20 (④・10%) × (③・50 円)※2 (④・20 (④・10%) × (④・20 (⑥・20 (④・20 (⑥・20 (◎・20 (⑥			第4表②を転記します。				
り (31 株当たりの資本金等の額 ⑨÷(⑩ー⑪)※2 直 (9年配当金額 第4表の直前期・直前々期を転記します。 (6差引経常的な年配当金額 (9 ー⑥ (7年平均配当金額 (0 ー⑥ (10 年平均配当金額 (10 ・位) (10 配当還元価額 (10 ・位) (10 配当還元価額 (10 ・ 位) (10 配当還元価額 (10 ・ 位) (10 配当還元価額 (10 ・ 位) (10 の配当選元価額 (10 ・ 位) (10 を転記します。 (10 ・ 位) (10 を表記します。 (10 ・ 位) (10 ・ 位) (10 を表記します。 (10 ・ 位) (10 ・ 位)<			第4表③を転記します。				
直 (3) 年配当金額 第 4 表 6) 直前 期・直前 7 期 を転記します。 前 (6) 左のうち非経常的配当金額 第 4 表 7) 直前 7 期 を転記します。 明 (6) 差 3 1 経 (5 0 円) 当 た 9 の 年配当金額 (1) 一 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	O	於行済株式数	式数				
前 億差引経常的配当金額 第4表⑦直前期・直前々期を転記します。 (⑥差引経常的な年配当金額 (④一⑤) (⑦年平均配当金額 (④一⑥) ÷2 (⑥ (② (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□ (□	り ⑬1 株当たりの資本金等の客	Ą	9÷ (10-11) % 2				
期 (⑥差引経常的な年配当金額 (①一⑤ (②十〇) ÷2 (②十〇) 等2 (③十〇) 等2 (③十〇) 等2 (③・10%) × (③・50円) ※2 (⑥・10%) × (⑤・10%) × (⑤・10%) × (⑥・10%)		第4	表⑥直前期・直前々期を転記します。				
2 (① 年 で		第4	表⑦直前期・直前々期を転記します。				
### (50 円) 当たりの年配当金額 ①・② 1 株 (50 円) 当たりの年配当金額 ①・② 1 を転記します。		14)—(15)				
 ®1株(50円)当たりの年配当金額 (®÷10%)×(®÷50円)※2 ®を転記します。 ※®が原則的評価方式の価額を超える場合は原則的評価方式の額を転記します。 3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ②配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1株当たりの予想配当金額)ー(源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (8または②の金額)ー(割当株式1株当たりの払込金額)※1 ②株式の割当を受ける権利		(0)	+⊚) ÷2				
 ⑩配当還元価額 (®÷10%) × (③÷50円) ※2 ⑩を転記します。 ※⑪が原則的評価方式の価額を超える場合は原則的評価方式の額を転記します。 3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ⑪配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額)ー(源泉徴収されるべき所得税相当額) ②株式の割当を受ける権利 割当株式1 株当たりの払込金額を入力します。	· I						
 ⑩を転記します。 ※⑪が原則的評価方式の価額を超える場合は原則的評価方式の額を転記します。 ③株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ⑪配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額) - (源泉徴収されるべき所得税相当額) 砂株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。			_				
※®が原則的評価方式の価額を超える場合は原則的評価方式の額を転記します。 3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ②配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額) - (源泉徴収されるべき所得税相当額) ②株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (8または②の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額)※1 株主となる権利							
3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ②配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。	(20)						
 ②配当期待権 ① 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額) - (源泉徴収されるべき所得税相当額) ②株式の割当を受ける権利 割当株式1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑧または⑩の金額) - (割当株式1 株当たりの払込金額)※1 ②株主となる権利 (⑧または⑩の金額) - (株主となる権利につき払い込む額)※1 ②株式無償交付期待権 (⑧または⑩の金額) - (株主となる権利につき払い込む額)※1 ②株式無償交付期待権 (⑧または⑩の金額	 2世式に関する接到の価額 ち	•					
します。							
(1 株当たりの予想配当金額) - (源泉徴収されるべき所得税相当額) ②株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑧または②の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額) ※1 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑧または②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1 ②株式無償交付期待権 ⑧または②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は③、⑧がない場合は⑦、⑦がない場合④⑤⑥のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は②を表示します。 ・■配当還元方式にチェックがある場合は②を表示します。 ・●配当還元方式にチェックがある場合は②を表示します。							
②株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑧または⑩の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額) ※1 ②株主となる権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑧または⑩の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1 ②株式無償交付期待権 ⑧または⑩の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑧、⑧がない場合は⑦、⑦がない場合④⑤のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は⑩を表示します。 株式に関する権利の評価額 ⑩配当期待権・⑫株式の割当を受ける権利・⑫株主となる権利・							
(⑧または⑩の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額) ※1 ②株主となる権利	 						
②株主となる権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑧または⑩の金額) - (株主となる権利につき払い込む額)※1 ②株式無償交付期待権 ⑧または⑩の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑧、⑧がない場合は⑦、⑦がない場合④⑤⑥のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は⑩を表示します。 株式に関する権利の評価額 ⑩配当期待権・⑫株式の割当を受ける権利・⑫株主となる権利・							
(⑧または⑩の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1 ②株式無償交付期待権							
 ②株式無償交付期待権 ②または⑩の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑧、⑧がない場合は⑦、⑦がない場合④⑤⑥のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は⑩を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・ 							
4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は®、®がない場合は⑦、⑦がない場合④⑤⑥のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は⑩を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・	 						
株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑧、⑧がない場合は⑦、⑦がない場合④⑤⑥のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は⑩を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・							
がない場合④⑤⑥のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は⑩を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・⑫株式の割当を受ける権利・⑫株主となる権利・			則的評価方式にチェックがある場合は⑧、⑧がない場合は⑦、⑦				
■配当還元方式にチェックがある場合は⑩を表示します。 株式に関する権利の評価額							
株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・							
	株式に関する権利の評価額						

^{※1}表示単位未満の端数切捨でOになる場合に「課税時期基準」で小数表示をする項目(⑤⑥⑦⑧②③)

^{※2}表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「直前期末基準」で小数表示をする項目(⑬⑲)

第4表・類似業種比準価額等の計算明細書

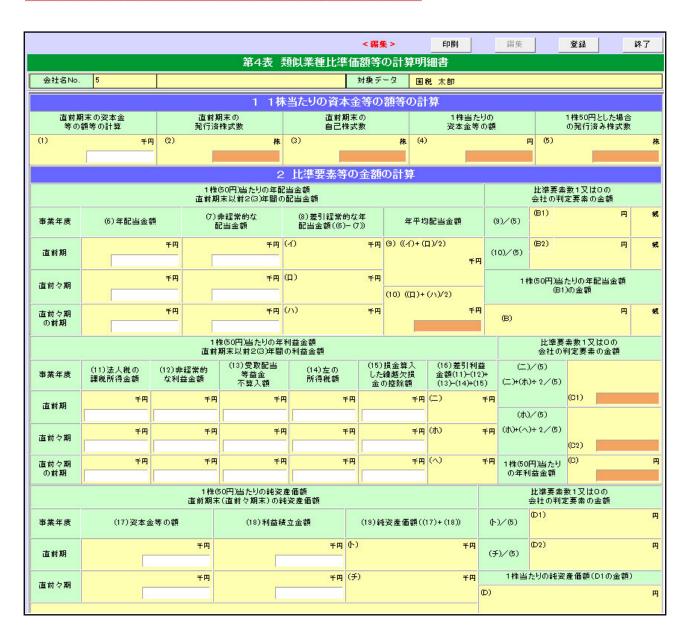
第4表では類似業種比準価額の計算を行います。

※比準要素数の判定は「圓配当金額」「圓利益金額」「圓純資産価額」の3つの要素で判定します。

比準要素数 1 の会社とは、直前期末をもととした場合の 📵 🔘 🔘 3 つの比準要素のうちいずれか2 つが0 であり、かつ、直前々期末をもととした場合の 📵 🔘 🛈 3 つの比準要素についてもいずかれ2 つ以上が0 である会社をいいます。

医療法人の場合は配当がないため、直前期末をもととした場合の ② ② 2 つの比準要素のうちいずれかが 0 であり、かつ、直前々期末をもととした場合の ② ② 2 つの比準要素についてもいずれか 1 つ以上が 0 である会社をいいます。

比準要素数 0 の会社とは、直前期末をもととした 📵 🔘 🛈 3 つの比準要素がいずれも 0 である会社をいいます。 したがって、「比準要素数 1 の会社」の判定の必要はありません。



			3 類	似業種比準	価額の言	算				
1株(50円)当たり	Jの比準価額の計算									
類似業	種と業種目No.	No.								
		課税時期	朔の属する月	月	(9)		M			
		課税時期の	属する月の前月	月	(ع)		H			
#5 /sl	**************************************	課税時期の原	属する月の前々月	月	(ル)		円			
規以	業種の株価		前年平均株価	'	(ヲ)		H			
		課税時期の履	属する月以前2年間の	の平均株価	(D)		円			
		A((リ), (ヌ),	A((リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(ワ)のうち低い額) (20) 円							
	区分	1株(5	0円)当たりの年配当	金額	1株(5	0円)当たりの:	年利益金額	1株(50	円)当たりの純資産価	額
	評価会社	(B)	Ħ	鉄	(c)		円	(D)		円
比準割合の 計算	類似業種	В	P P	鉄	С		円	D		一円
	要素別比準割合	(B)/B			(c)/c			(D)/D		
	比準割合	(21)								
1株(50円)	当たりの比準価額		(20) 円×		(21)	円×		(22)	円	銭
1株(50円)当たり	リの比準価額の計算									
類似業	種と業種目No.	No.								
		課税時期	朝の属する月	月	(力)		H			
		課税時期の	属する月の前月	月	(3)		P			
		課税時期の原		月	(タ) F		H			
類似	業種の株価		前年平均株価		(L)		H			
		課税時期の履	属する月以前2年間(の平均株価)平均株価 (ソ) P					
			(タ)、(レ)及び(ソ)の3		(23)		H			
	区分	1株(5	0円)当たりの年配当	金額	1株(5	の円)当たりの:	年利益金額	1株(50	円)当たりの純資産価	額
	評価会社	(B)	Ħ	鉄	(c)		Ħ	(D)		円
比準割合の 計算	類似業種	В	P P	鉄	С		m	D		円
2134	要素別比準割合	(B)/B			(c)/c			(D)/D		
	比準割合	(24)								
1株(50円)	当たりの比準価額		(23) 円×		(24)	円×		(25)	Ħ	鎌
1株当たりの比	準価額									
£t2	単価額(22)と(25)とのいる	ずれか低い方		(4)の金額	頂			(26)		円
		円	銭 ×		円	÷ 50円				
比準価額の修正 直前期末の翌日	E 日から課税時期までの間	に配当金交付の	の効力が発生した場	合						
	Ŀŀ	準価額 (26)	-	株当たりの配	当金額				修正比準価額	
		円 円	_			一 銭		(27)		円
直前期末の翌日	日から課税時期までの間		等の効力が発生した	場合		1 5%				
, 比準化	 断頼 (26) ふときは(27))	割当株式13 の払込	 株 <u>当</u> たり	1株当たりの 割当株式数			当たりの割当 数・交付株式数		修正比準価額	
			_		43 . /			(28)		円
(円 +	F	月 銭×		‡) ÷ (-	1株+	株)			

第4表	
1.1 株当たりの資本金等の額等の計算	
①直前期末の資本金等の額	直前期末の資本金等の額を入力します。
②直前期末の発行済株式数	第1表の1①から転記します。
③直前期末の自己株式数	第 1 表の 1 自己株式数から転記します。
④1 株当たりの資本金等の額	①÷ (②-③) ※2
⑤1 株 50 円とした場合の発行済株式数	①÷50
2.比準要素数等の金額の計算	
▶1株(50円)当たりの年平均配当金額	直前期・直前々期・直前々々期の 1 株当たりの年配当金額を表示します。
⑥年配当金額	年間配当金額を入力します。
⑦非経常的な配当	非経常的な配当金額を入力します。
⑧差引配当金額	6-7
⑨年平均配当金額	(直前期と直前々期の差引配当金額)÷2 を表示
◎1 株当たりの利益金額	直前期・直前々期・直前々々期の 1 株当たりの利益金額を表示します。
⑪法人税の課税所得金額	法人税の課税所得金額を入力します。
⑫非経常的な利益金額	非経常的な利益を入力します。
⑬受取配当等益金不算入額	受取配当等益金不算入額を入力します。
14)配当所得税額	配当所得税額を入力します。
⑩損金算入した繰越欠損金の控除額	損金算入した繰越欠損金の控除額を入力します。
16差引利益金額	(1)-(2)+(3)-(4)+(5)
①1株(50円)当たりの純資産価額	直前期・直前々期の純資産価額を表示
⑪資本金等の額	資本金等の額を入力します。
18利益積立金額	利益積立金額を入力します。
⑩純資産価額	17+18
3.類似業種比準価格の計算	
類似業種と業種 No.	業種ナンバーと類似業種を入力します。
類の課税時期の属する月	課税時期の属する月の株価を入力します。
②課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前月の株価を入力します。
類 (型)	課税時期の属する月の前々月の株価を入力します。
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	前年平均株価を入力します。
株 ⑩①、②、⑩、⑤のうち低い額 価	課税月~前年平均のうち低い額を表示します。
比準割合の計算	
圏類似業種の年配当金額	1株(50円)当たりの年配当金額を入力します。
◎類似業種の年利益金額	1 株(50 円)当たりの年利益金額を入力します。
◎類似業種の純資産価額	1 株(50 円)当たりの純資産価額を入力します。
②比準割合	(評価会社)÷(類似業種)を自動算出します。
②1株(50円)当たりの比準価額	⑩×比準割合×割合(第 1 表会社規模と L の割合での判定)を表示します。
⊚1 株当たりの比準価額	(比準価額 @と @とのいずれか低い方) × (④の金額) ÷50 ※2
②比準価額の修正(直前期末の翌日から課税	(比準価額 ⑳)―(1 株当たりの配当金額)※2
時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合)	
図比準価額の修正(直前期末の翌日から課税) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(比準価額 匈(のがある時は の) +割当株式 1 株当たりの払込金
時期までの間に株式の割当等の効力が発生	額×1 株当たりの割当株式数)÷(1 株+1 株当たりの割当株式数・
した場合)	交付株式数)※1
ツィキニ光片土港の岩彩四条でのになる担合に	

^{※1}表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「課税時期基準」で小数表示をする項目(圏)

^{※2}表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「直前期末基準」で小数表示をする項目(④⑩②)

第5表・1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

第5表では1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算を行います。

_					<編集>	印刷	編集		登録	終了
		第5表	1株当たりの純う	資産価額	魚(相続税評価額	創の計算	明細書			
会社名No. 1		東京商事			対象データ 国	税 太郎				
			1 資産及び	負債の	金額(課税時期)	現在)				
		資産の部			1		負債の部			
科目		相続税評価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	備考	料目		相続税評価額 (千円)		帳簿価額 (千円)	備考
土地 x	参照	99,000,000	99,000,000	土地 🗸		参照				\
現金預金	参照	1,000,000	1,000,000	V		参照				\
売掛金	参照	200,000	200,000	٧		参照				\
	参照			~		参照				,
	参照			~		参照				\
	参照			V		参照				,
	参照			v		参照				\
	参照			🗸		参照				,
	参照			v		参照				,
	参照			v		参照				\
	参照			V		参照				,
	参照			V		参照				·
	参照			~		参照				\
	参照					参照				\
	参照					参照				
	参照			V		参照				,
	参照			~		参照				\
	参照			V		参照				,
	参照			V		参照				·
合 計		(1)	(2)		合 計		(3)		(4)	
株式及び出資の価	額	(4)	(D)							
の合計額	u									
土地等の価額の合計	額	(/\) 99,000,000								
現物出資等受入れ資	产	(1)	(‡)		_					
の価額の合計額					*					
		ハする法人税額	等相当額の計算			100000000000000000000000000000000000000	たりの純資産価	額の	計算	
目続税評価額による純資	產価額	[(1)-(3)]	(5)	千円 00,200,000	課税時期現在の鈍資	8產価額(相談	(税評価額) [(5)-(8)]	(9)		1 00,200,00
振海価額による純資産価	讀	107 01			課税時期現在の発行			(4.0)		
[[(2)+[(1)-(4)]-(4)]、マイナスの場合は0]			(6)	0,200,000			D(1)]-自己株式数]	(10)	1,000	
『価差額に相当する金額)]		マイナスの場合は0]	(7)	∓ P	課税時期現在の1株	当たりの純資	8産価額 [(9)÷(10)]	(11)	2	1 00,200,00
平価差額に対する法人務		The state of the s	(0)	千円	 同族株主等の議決割	合(第1表の			Sec. 1	
		[(7)×40%]	(8)		が50%以	下の場合	[(11)×80%]	(12)	24	

第5表	
1.資産及び負債の金額(課税時期現在)	
科目	科目を入力します。※「参照」ボタンから科目選択も可能です。
相続税評価額	相続税評価額を千円単位で入力します。
帳簿価額	帳簿価額を千円単位で入力します。
備考	土地または株式を選択します。
	※ここで選択した土地または株式の合計額が「土地保有特定会社」
	「株式保有特定会社」の判定の基となります。
1234合計	各項目の合計を表示します。
→ □株式及び出資の価額の合計額	備考に株式を選択したものを集計します。
○土地等の価額の合計額	備考に土地を選択したものを集計します。
□現物出資等受入れ資産の価額の合計額	現物出資等受入資産の価額の合計額を千円単位で入力します。
(相続税評価額)	(相続税評価額)
→ 現物出資等受入れ資産の価額の合計額	現物出資等受入れ資産の価額の合計額を千円単位で入力します。
(帳簿価額)	(帳簿価額)
2.評価差額にたいする法人税額等相当額の計算	
⑤相続税評価額による純資産価額	①一③(千円単位)
⑥帳簿価額による純資産価額	②+ (〇一冊) 一④ (千円単位。マイナスの場合は0)
⑦評価差額に相当する金額	⑤一⑥(千円単位。マイナスの場合は〇)
⑧評価差額に対する法人税額等担当額	⑦×40% (千円単位)
3.1 株当たりの純資産価額の計算	
⑨課税時期現在の純資産価額	⑤一⑧(千円単位)
(相続税評価額)	
⑩課税時期現在の発行済株式数	(第1表の1の①)ー自己株式数
⑪課税時期現在の1株当たりの純資産価額	9÷0 <u>*</u> 1
⑫同族株主等の議決割合(第1表の1の⑤	①×80% <u>*</u> 1
の割合)が50%以下の場合	※以下の場合では計算しません。
	・第 1 表の 1⑤の議決権割合が 50%超の場合
	・業種区分が医療法人の場合
	・ 開業前または休業中の会社に該当する場合 ・ 会社の規模が大会社でかつ一般会社の場合
	一・云仙の成俣川人云仙(川)一版云仙の場口

^{※1}表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「課税時期基準」で小数表示をする項目(⑪⑫)

第6表では特定の評価会社の株式などの計算を行います。



表の	第6	 表							
#値方式の判定 ラジオボタンの初期表示は第1表の判定をもとに設定しています。(要要の)									
1 株当たりの価値の計算の基となる金額			5	ジオボタン	の初期表示は第1表の判定をもとに設定しています。(変更可)				
①類似業種比準価額 第 4 表 ② を転記します。 ※②が失入力の場合は ②、②が失入力の場合は ②、③が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、③が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、②が大入力の場合は ②、③が大入力の場合は ②、③が大入力の場合は ③、③が大力の金額 (①・金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (①・金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (①・金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (①・金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (①・金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (①・金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (①・金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (②・支たは3の金額と次の買式のいずれか低い方の金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (②・支には3の金額と次の買式のいずれか低い方の金額 (③・安た))(②・本には3の金額(③・安た))(②・本には3の金額(③・安た))(②・本には3の金額(③・安た))(②・本には3の金額(③・安た))(②・金額 株式の価額を計算には3・3・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2・2									
(受力株人力の場合は②、受か未入力の場合は②、受か未入力の場合は②、受か未入力の場合は②、 (受か未入力の場合は②、受か未入力の場合は②、受か未入力の場合は②。 (受かま入力の場合は②、受か来入力の場合は②。 (受かま入力の場合は②。(受かま入力の場合は②。 (受かま入力の場合は②。(受かま入力の場合は②。 (受かま入力の場合は②。(受かま入力の場合は②。 (別もまたりの範類の計算(第2表で判定した会社区分で 1 株当たりの価類のお背します) (別な選案のは) (別を選案のは) (別な選案のは) (別な関係のは) (別な関係のは) (別な関係のは) (別などの対象は対力のから動質)に③、②がない場合は (国を記さします。) (国の関係の発育を発すの場) (国のは)は、例がない場合は (国のは)			る金額						
※のか未入かの場合は ②、②が未入かの場合は ②、②が未入かの場合は ②、②が未入かの場合は ②、②が未入かの場合は ②、②が未入かの場合は ②、②が未入かの場合は ②、②が未入かの場合は ②、③が未入かの場合は ②、③が未入かの場合は ②、多いまといのは調査を制定 第5表で多転記します。 第5表でから記さす。				1 ± 60 ±	たたミコ・土才				
②1 株当たりの純資産価額 第5表がを転記します。第5表がない場合は0。 ③1 株当とりの純資産価額の80%相当額 第5表がを転記します。 ① 技法にの価額の計算 (第2表で判定会社の分す) 株式保有特定会社の株式 ②または3の金額と次の呼或のいずれか低い方の金額 (3の金額×0.25) + (②または3の金額×0.75) ※1 ⑤株式保有特定会社の株式 第8表の②の金額 (3優先) ②または3の金額 (3優先) ②または3の金額 (3優先) ②または3の金額 (3優先) ②はまたは水単中の会社の株式 ②なまたは3の金額 (3優先) ②はまたは水単中の会社の株式 ②な金額 (3優先) ③ (3個先) ②は課税時間において配当時格 ②発生している場合 を転記します。※1 ② 御新株引受権先生の場合 1 株式の配額 ラジオバタンで配当流行が低します。※1 ② 御前期末の育名金額 第4表②を転記します。※1 ② 直前期末の育名金数 第4表②を転記します。 ③ 1 直前期末の育名金数 第4表②を転記します。 ③ 1 1 体当たりの資本金等の額 第4表②を転記します。 ② 1 1 株当たりの資本金等の額 第4表③を転記します。 ② 1 1 株当たりの音なの第 第4表③を転記します。 ② 1 1 株当たりの音なの第 第4表③を転記します。 ② 1 1 株当たりの音なの第 第4表③を転記します。 ② 2 1 4 株 5 (0 年 5 (1 ま) ま) ま) ま) ま) ま) ま) ま) ま) な)				_					
②1 株当たりの純資産階級の80%利当額 第5 表がを転記します。 1 株当たりの価額の計算(第2 表で判定した会社区分で 1 株当たりの価額を計算します) ④比準要素数 1 の会社の株式 ②または③の金額と次の第式のいずれか低い方の金額 《①の金額×0.25) + (②または③の金額×0.75) ※1 多 株式保有特定会社の株式 ②または③の金額(③優先) ⑥土地保有特定会社の株式 ②または③の金額(③優先) ⑥野難前または体業中の会社の株式 ②または③の金額(③優先) ⑥野難前または体業中の会社の株式 ②または③の金額(③優先) ⑥野難前または体業中の会社の株式 ②の金額 移珠式の価額の修正 ◎辞税時期において配当期待権 ②作法の配当金額を入力すると(株式の価額)に④~⑤いずれかの金額 を転記します。※1 ① 排料: E のの配当金額を入力すると(株式の価額)に④~⑤いずれかの金額 を転記します。※1 ② 市	0 4	世界ものの独名を伝統							
株当たりの価額の計算 (第2表で判定した会社区分で 1 株当たりの価額を計算します) 公比は要素数 1 の会社の株式									
 ④比準要素数 1 の会社の株式									
□ (①の金額×0.25) + (②または③の金額×0.75) ※1 □ (○ 世界 (○ 中華) (○									
 ⑤株式保有特定会社の株式	4)[[:	準要素数 1 の芸社の株式	_	_					
 ⑥土地保有特定会社の株式 ②または③の金額(③優先) ②または③の金額(③優先) ②または③の金額(③優先) ○農門業節または休業中の会社の株式 ②の金額 ②は機門時間において配当期待権 ①素を担します。※1 1 株当たりの弘込金額を入力すると(株式の価額)に④、@がない場合は4〜@いずれかの金額を転記します。※1 ②直前期末の資本金等 ③直前期末の資本金等 第4表②を転記します。 ②直前期末の自己株式数 第4表②を転記します。 ③直前期末の自己株式数 第4表②を転記します。 ③直前期末の自己株式数 第4表②を転記します。 ③自前期末の自己株式数 第4表②を転記します。 (9・10・一・○一③)※2 (9・11・○一・○・○・○・○・○・○・○・○・○・○・○・○・○・○・○・○・○	@ +# .	<u> </u>							
 (予開業後3年末満の会社等の株式 ②または③の金額(③優先) (金剛業前または休棄中の会社の株式 ②または③の金額(③優先) (金剛業税時期において配当期待権 の発生している場合 を転記します。※1									
日本学校									
#式の価額の修正 ② 1 株当たりの配当金額を入力すると(株式の価額)に④~8いずれかの金額 の発生している場合	0.0)金額(3)慢先)				
 (9)課税時期において配当期待権			式 2	(/)金額					
の発生している場合 を転記します。※1				± 10 = ==:::	AATER LATE (IL No INTERNITO CONTINUE OF THE CO				
②・②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
②配当還元方式による価額 ラジオボタンで配当還元方式にチェックがけいたときのみ計算します。 ①直前期末の資本金等 第 4 表①を転記します。 ②直前期末の発行済株式数 第 4 表②を転記します。 ※第 4 表②を転記します。 ※第 4 表②がない場合第 1 表 1 の①から転記 第 4 表③かない場合第 1 表 1 の②から転記 第 4 表③かない場合第 1 表 1 の②から転記 第 4 表③を転記します。 ※第 4 表③がない場合第 1 表 1 の②から転記 第 4 表③を転記します。 ※第 4 表③がない場合第 1 表 1 の②から転記 第 4 表⑤直前期・直前々期を転記します。 ②主 4 表③を回前期・直前々期を転記します。 ②主 4 表③を回前期・直前々期を転記します。 ②主 5 の 5 りま経常的配当金額 ④・⑤	10新	株引受権発生の場合 株引受権発生の場合	1 株当	たりの払込	金額を入力すると(株式の価額)に⑨、⑨がない場合は				
①直前期末の資本金等 第 4 表①を転記します。 ②直前期末の発行済株式数 第 4 表②を転記します。 ※第 4 表②を転記します。 ※第 4 表③を転記します。 ※第 4 表③を転記します。 ※第 4 表③がない場合第 1 表 1 の自己株式数から転記 ② 1 株 50 円とした場合の発行済株式数 10→50 円 15→50 円 15→10 回済本金等の額 第 4 表⑤直前期・直前々期を転記します。 ② 1 株 50 円とした場合の発行済株式数 10→50 円 10→10 回済・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・			4~8	いずれかの	金額を転記します。※1				
1 (②直前期末の発行済株式数 第 4 表②を転記します。 ※第 4 表②を転記します。 ※第 4 表③を転記します。 ※第 4 表③を転記します。 ※第 4 表③を転記します。 ※第 4 表③がない場合第 1 表 1 の自己株式数から転記 (④ 1 株 50 円とした場合の発行済株式数 ① ÷50 円 ③ ※2 個 の子が経常的配当金額 第 4 表⑥直前期・直前々期を転記します。 (⑥ 年配当金額 第 4 表⑥直前期・直前々期を転記します。 (② 左のうち非経常的配当金額 (② + ⑥) ÷2 (② + ② + ②) ** (② 本 10%) × (⑥ + ② + ② + ② + ② + ② + ② + ② + ② + ② +	2.配	当還元方式による価額 ラ	ジオボタ	ンで配当還	還元方式にチェックが付いたときのみ計算します。				
株		⑪直前期末の資本金等			第4表①を転記します。				
当 た り (③ 1 株 50 円とした場合の発行済株式数 (①・50 円 (④ 1 株 50 円とした場合の発行済株式数 (①・50 円 (⑥ 1 株 50 円 5) 非経常的配当金額 第 4 表(⑥ 1 直前 7 期を転記します。 (⑥ 2 年 7 年 (② 1 株 (50 円) 当たりの年配当金額 (② 1 株 (50 円) 当たりの予想配当金額と源泉徴収されるの第 (② 1 株 3 た 9 の予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (① 1 株 3 た 9 の予想配当金額 2 原泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (① 1 株 3 た 9 の予想配当金額) (○ 1 株 3 た 9 の予報配当金額) (○ 1 株 3 た 9 の予報配当金額) (④ 1 株 3 た 9 の金額) (④ 1 ま 5 た 6 を 9 の金額) (④ 1 ま 5 た 5 を 9 の金額) (④ 1 ま 5 た 5 を 9 の金額) (④ 1 ま 5 た 5 を 9 の金額) (④ 1 ま 5 た 5 を 9 の金額) (④ 1 株 3 た 5 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を	1	⑫直前期末の発行済株式数			第4表②を転記します。				
	株				※第4表②がない場合第1表1の①から転記				
り (④1 株 50 円とした場合の発行済株式数 (⑥÷50 円 (⑥・1 株当たりの資本金等の額 (⑥・1 株当たりの資本金等の額 (⑥・1 株当たりの資本金等の額 (⑥・1 株 50 円と 1 株 50 円と 2 (②・1 の) 当たりの年配当金額 (②・1 の) シン (⑥・50 円)※2 (②・1 の) シン (⑥・50 円)※2 (②・1 の) を取る 2 株 50 円)※2 (②・1 の) を取る 2 株 50 円)※2 (②・1 の) を取る 2 株 50 円)※2 (②・2 を転記します。 (②・1 の) 2 株 50 円)※2 (②・2 を転記します。 (②・1 株 50 の) 予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (①・1 株 50 の) 予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (①・1 株 50 の) 予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (①・1 株 50 の) 予想配当金額 50 円・ (御・1 株 50 の) 1 (別・1 株 50 の) 1 (別・	当	③直前期末の自己株式数		第4表③を転記します。					
(⑥1 株当たりの資本金等の額 (①+ (②-③) ※2 (⑥年配当金額 第 4 表⑥直前期・直前々期を転記します。 (⑥ 年配当金額 第 4 表⑦直前期・直前々期を転記します。 (⑥ 差引経常的な年配当金額 (② + ⑥ (② + □ (③ + □ (② + □ (③ + □ (③ + □ (③ + □ (③ + □ (③ + □ (③ + □ (③ + □ (③ + □ (④ + □ (ڧ + □ () + □ (ڧ + □ (ڧ + □ () + □	た				※第4表③がない場合第1表1の自己株式数から転記				
直 億年配当金額 第4表⑥直前期・直前々期を転記します。 前 ①左のうち非経常的配当金額 第4表⑦直前期・直前々期を転記します。 期 億年平均配当金額 (④+⑥)÷2 年 ②1株(50円)当たりの年配当金額 (⑨÷④ ②配当還元価額 (②÷10%)×(⑤÷50円)※2 ②を転記します。 ※②が純資産価額方式の価額を超える場合は純資産価額方式の額 3株式に関する権利の価額 3株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ②配当期待権 1株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (①またりのお込金額を入力します。 (①または②の金額)ー(割当株式1株当たりの払込金額を入力します。 (①または②の金額)ー(割当株式1株当たりの払込金額)※1 ②株式本の割当を受ける権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (①または②の金額)ー(株主となる権利につき払い込む額)※1 ②株式無償交付期待権 1のまたは②の金額 4株式及び株式に関する権利の価額 「原則的評価方式にチェックがある場合は⑩、⑩がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は⑩、⑩がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ●配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・	り	141 株 50 円とした場合の針	発行済株 :	式数	数 ⑪÷50 円				
前		151 株当たりの資本金等の窓	頁		①÷ (②一③) ※2				
期 (8) 差引経常的な年配当金額 (4) 一街 (② 中 □) ÷ 2 (② 中 □) † 2 (② 中 □) 1 株 (50 円) 当たりの年配当金額 (③ 中 □) (② 中	直	16年配当金額		第4表6	84表⑥直前期・直前々期を転記します。				
2 (②+□) ÷2 (②+□) ÷2 (②+□) ※2 (③+□) ※2 (③+□) ************************************	前	⑪左のうち非経常的配当金額	頁	第4表⑦	4表⑦直前期・直前々期を転記します。				
年 ② 1 株 (50 円) 当たりの年配当金額 ③・④ ②配当還元価額 (②・10%) × (⑤・50 円) ※2 ② を転記します。 ※②が純資産価額方式の価額を超える場合は純資産価額方式の額 3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ②配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額) - (源泉徴収されるべき所得税相当額) ②株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (①または ②の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額)※1 ②株主となる権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (①または ②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額)※1 ③株式無償交付期待権 ①または ②の金額 - (株主となる権利につき払い込む額)※1 ④株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は①、①がない場合は②、②がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は②を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は②を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は②を表示します。		⑱差引経常的な年配当金額		14-15					
⑩1 株 (50 円) 当たりの年配当金額 ⑩÷⑪ ⑩配当還元価額 (⑩÷10%) × (⑯÷50 円) ※2 ⑫を転記します。 ※⑪が純資産価額方式の価額を超える場合は純資産価額方式の類 3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ⑩配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額) - (源泉徴収されるべき所得税相当額) ⑫株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑪または ②の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額) ※1 ⑫株主となる権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑪または ②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1 ⑫株式無償交付期待権 ⑩または ②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 原則的評価方式にチェックがある場合は⑩、⑩がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ・配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ・株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・⑩株式の割当を受ける権利・@株主となる権利・		⑲年平均配当金額		(0+0)	(⊘+⊕) ÷2				
 ⑩配当還元価額 (⑩÷10%) × (⑯÷50円) ※2 ⑩を転記します。 ※⑪が純資産価額方式の価額を超える場合は純資産価額方式の額 3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ⑩配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額) ー (源泉徴収されるべき所得税相当額) 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑪または ②の金額) ー (割当株式 1 株当たりの払込金額)※1 郷株主となる権利 郷株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑪または ②の金額) ー (株主となる権利につき払い込む額)※1 郷株式用償交付期待権 ④または ②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 原則的評価方式にチェックがある場合は⑩、⑪がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ●配当還元方式にチェックがある場合は ②株主となる権利・ 		 株 (50 円) 当たりの年配当会		(19)÷(14)					
② を転記します。 ※②が純資産価額方式の価額を超える場合は純資産価額方式の額 3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ②配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額) - (源泉徴収されるべき所得税相当額) ②株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑩または ②の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額)※1 郷株主となる権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑪または ②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額)※1 ②株式無償交付期待権 ⑪または ②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑪、⑪がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ・ 配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ・ 配当選元方式にチェックがある場合は ②を表示します。			ᄯᅜ	0 0)%) × (⑮÷50円) ※2				
※②が純資産価額方式の価額を超える場合は純資産価額方式の額 3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ②配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額)ー(源泉徴収されるべき所得税相当額) ②株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑩または ②の金額)ー(割当株式 1 株当たりの払込金額)※1 ④株主となる権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑪または ②の金額)ー(株主となる権利につき払い込む額)※1 ④株式無償交付期待権 ⑪または ②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑪、⑪がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ・●配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ・●配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ・●配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。		— ₹ 27 UIШ U⊼							
3.株式に関する権利の価額 有のラジオボタンにチェックを付けたときのみ計算します。 ②配当期待権 1 株当たりの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力します。 (1 株当たりの予想配当金額) - (源泉徴収されるべき所得税相当額) ②株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑪または ②の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額) ※1 郷株主となる権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑪または ②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1 郷株式無償交付期待権 ⑩または ②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑪、⑪がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・③株主となる権利・				1 - 1 - 1					
します。	3.株:	式に関する権利の価額 有の	のラジオ						
します。	8配	当期待権							
 ②株式の割当を受ける権利 割当株式 1 株当たりの払込金額を入力します。 (⑪または ②の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額) ※1 録株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑪または ②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1 ⑩または ②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑪、⑪がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・ 									
(⑩または ②の金額) - (割当株式 1 株当たりの払込金額) ※1 ⑤株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑪または ②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1 ⑥株式無償交付期待権 ①または ②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑩、⑪がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ・■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 ・●配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。				(1 株当)	たりの予想配当金額)- (源泉徴収されるべき所得税相当額)				
図株主となる権利 株主となる権利につき払い込む額を入力します。 (⑪または②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額)※1 砂株式無償交付期待権 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94	式の割当を受ける権利		割当株式	1 株当たりの払込金額を入力します。				
(⑩または ②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1 ②株式無償交付期待権				(⑪また)	は ❷の金額)−(割当株式 1 株当たりの払込金額)※1				
⑩株式無償交付期待権 ⑩または ②の金額 4.株式及び株式に関する権利の価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑩、⑪がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 株式に関する権利の評価額 ⑩配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・	図株主となる権利 ***		株主となる	る権利につき払い込む額を入力します。					
4.株式及び株式に関する権利の価額 株式の評価額									
株式の評価額 ■原則的評価方式にチェックがある場合は⑩、⑩がない場合は⑨、⑨がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・	図株式無償交付期待権			⑪または	② の金額				
がない場合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。 ■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・	4.株式及び株式に関する権利の価額								
■配当還元方式にチェックがある場合は ②を表示します。 株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・				■原則的	評価方式にチェックがある場合は⑩、⑩がない場合は⑨、⑨				
株式に関する権利の評価額 ②配当期待権・②株式の割当を受ける権利・②株主となる権利・				がない場	合⑥⑦⑧のうち値のある金額を表示します。				
				■配当還	元方式にチェックがある場合は ⑳を表示します。				
図株式無償交付期待権の額を表示します。	株式	に関する権利の評価額		◎配当期	待権・匈株式の割当を受ける権利・匈株主となる権利・				
				90株式無					

^{※1}表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「課税時期基準」で小数表示をする項目(④⑨⑩⑭⑮)

^{※2}表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「直前期末基準」で小数表示をする項目(⑮②)

第7表では株式保有特定会社の株式の価額の計算を行います。

						<編集		ED場I	編	Ę.	登録	終了
			第7表	株式等保有物	定会社の)株式(の価額	の計算明経	細書			
会社名No.	1					対象デ [、]	一夕国	税 太郎				
			1	S1の金額(類似業種	北準価	額の修	征計算)				
		事業年度	(1)	直前期	(2) 直	直前々期	1	合計((1)+(2))		9	受取配当金	等収受割合 ()+(口)))
		.=AHn∓⊐\/ △.bc#a		千円	千円		千円	(1)		111		()+(口)))
受取配当金 収受割合記	漢等 算	受取配当金等額								()))	
		営業利益の金額		千円	_		千円	(口)		千円		
					(L)/T. A #=			(e)	_(L\\rangle \chi +	7 5		
		1株(50円)当たり	Jの年配当金客	Ā	(B)の金額 (3)×(ハ)			(8)	ー(b)の金額 (3)ー(4)	·!!		
(B)−(b)の₃	主領	(3)		銭 (4)	円 銭			(5) 円 銭		1		
				90	(。)(小全類			(0)	ー(c)の金額	酒		
(0) ()(0)	△. • • •	1株(50円)当たり			(c)の金額 (6)×(ノ \)				(6) - (7)			
(c)-(a)のs	左谷共	(6)		円 (7)			円	(8)		E	3	
		* **/e>m\\! * 1	レルをおめ、立て/東京	直前期を	大の株式等の	D	**	5#B+-70.6000	: xtz / m 安西		(イ)の ≨	字客頁
	(1)	1株(50円)当たい			ドの株式等の 襟の合計額			前期末の総資			(イ)の金 (9)×((10)	÷(î 1))
	(1)	(9)		円 (10)		千円	(11)		1 P	1 (12)		н
		T11244#		1株50日	リ 円とした場合			(口)の金割	Ď.			
(D) — (d) Ø	(口)	利益積			円とした場合 庁済株式数			(13)÷(14))×	((1)			
金額	(H)	(13)	Ŧ	円 (14)		排	(15)		P	1		
		(d)の (12)-	金額	(D)-	(d)の金額)ー(16)							
		(12)-		円 (17)) —(16)	——————————————————————————————————————						
		(10)		H (17)		-						
1株(50円)当	たりの	 比準価額の計算	Ī.									
		業種目No.	No.									
				の属する月	月	(=)			H			
				属する月の前月	月	(赤)		<u> </u>	円			
				する月の前々月	月	(~)			— _円			
類似	業種	の株価										
				前年平均株価	w 251575 ;=	(F)						
				する月以前2年間		(チ)			H			
		R4		へ)、(ト)及び(チ)の		(18)	(EATW)	ナリクケギウ	円	n 1#/mon	T)\\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	をおけた abs/m pha
		区分 評価会社		9)当たりの年配当	金額		は出り当	たりの年利益	企金額		コルヨバこりの	純資産価額 円
比準割合		類似業種	(5)	円	鉄	(8)			— H	(17) D		H H
の計算	per-		B (6) /D	H	鉄							H
	安	表別比準割合 比準割合	(5)/B (19)			(8)/((17)/D		
		104-910		18)		(19)			(20)		円 銭
1株(50円)当た	りの比準価額	(円×		,	円×	((
1株(50円)当	たりの)比準価額の計算	Ī.									
類似業	種と	業種目No.	No.									
			課税時期	の属する月	月	(U)			円			
				属する月の前月	月	(ヌ)			H			
				する月の前々月	月	(JV)			一 円			
類似	業種	の株価		前年平均株価		(ヲ)			— _円			
					の平均株価	(5)			一 円			
)、(ヲ)及び(ワ)の		(21)			円			
		区分		/(、)/(、)/(、)/(、)/()/() 9)当たりの年配当			(50円)当	たりの年利益		1株(50F	円)当たりの	純資産価額
		評価会社	(5)	m H	鉄	(8)			円 円	(17)		円
比準割合の 計算		類似業種	В	円	鉄	C			H	D	Г	H
aT具	要	表別比準割合	(5)/B			(8)/(5			(17)/D		
		比準割合	(22)									
u 44-/	Mar.			21)		(22)			(23)		円 銭
1株(50円	当た	りの比準価額		円×			円×	<				
1株当たりの	比準	(西客頁										
比準1	西客頁(2	20)と(23)とのいず			第4表の(4)(П	_	(24)		H
LLV# /mm= c	円 銭 × 円 ÷ 円											
正準1曲額の 直前期末の	い いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっ	から課税時期まで	の間に配当金	交付の効力が発	生した場合							
		比	連行西容頁 (24)	1	株当たりの酢	己当金額	į				修正比準位	
			円	_			- -	銭	(25)		<u> </u>
直前期士の	93 C +	いら課税時期まで		割当等の効力が	※ 仕」 7-+9-4		1	300				
					光生した場合 1株当たりの			1 #4 44 7-1 1	山東 山本		修正比準備	西客頁
比準 ((25)があ	るとき	SIJ (25))	割当株式1株 の払込3	ネヨ/こり 全額	1株当/ごりの割当株式数			1株当たり 株式数・交付	排式数 (26)		円
(円 +	P.	銭×	#	#) ÷	(1株+		株)			

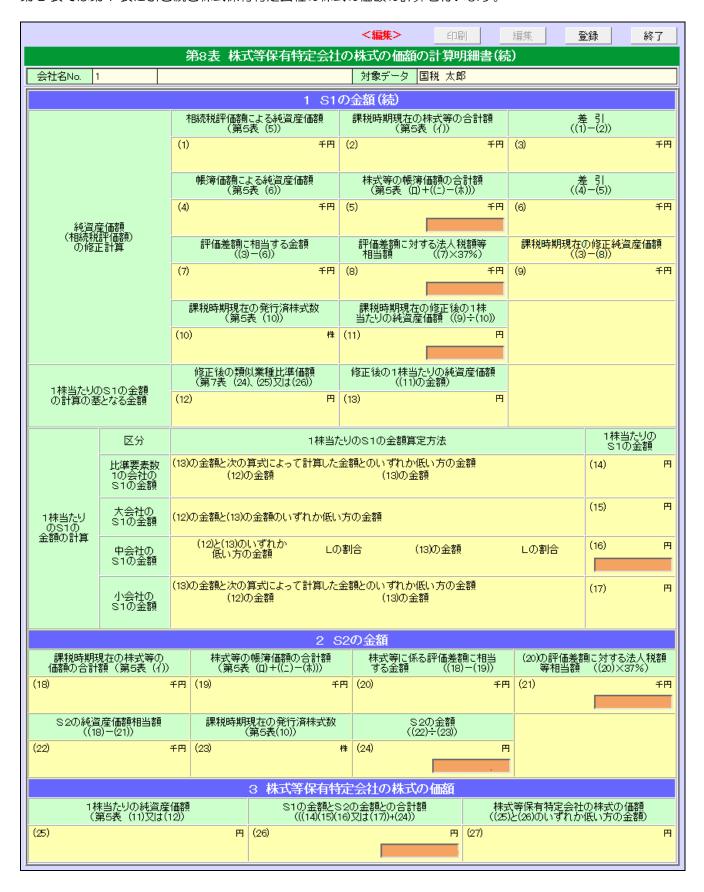
第7表	
1.S1 の金額(類似業種比準価額の修正計算)	
①②受取配当金額	直前期・直前々期の受取配当金額を入力します。
①②営業利益の金額	直前期・直前々期の営業利益金額を入力します。
❸◎含計	各①+②
○ 受取配当金収受割合	分÷(分+□) を表示します。※上限 1,000
③1 株(50円)当たりの年配当金額	第4表の 🕲 を表示します。
④b の金額	3× ()
⑤ 圆 -bの金額	3-4
⑥1 株(50円)当たりの年利益金額	第4表の ②を表示します。
⑦c の金額	⑥× ⑦
⑧○−c の金額	⑥ −⑦
⑨1 株(50円)当たりの純資産価額	第4表の ②を表示します。
⑩直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合 計額	第5表の ②を表示します。
⑪直前期末の純資産価額	第 1 表の「2 直前期末の総資産価額」を表示します。
⑫️⑦の金額	9× (10÷11)
⑬利益積立金額	第4表®の直前期末の総資産価額を表示します。
⑭1 株 50 円とした場合の発行済株式数	第4表⑤の株式数を表示します。
15 🔘 の金額	(⅓÷¼) × ()
¹⁶ d の金額	12+15
① 〇 一d の金額	9-16
1株(50円)当たりの比準価額の計算	
類 業種 No.	業種ナンバーを入力します。
似 類似業種	類似業種を入力します。
業課税時期の属する月	課税時期の属する月の株価を入力します。
種は親税時期の属する月の前月	課税時期の属する前月の株価を入力します。
の課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する前々月の株価を入力します。
株 前年平均株価	前年平均株価を入力します。
価 A	課税月~前年平均のうち低い額を表示します。
B類似業種の1株当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年配当金額を入力します。
C 類似業種の 1 株当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの年利益金額を入力します。
D類似業種の1株当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの純資産価額を入力します。
比準割合	(評価会社)÷(類似業種)を自動算出します。
1株(50円)当たりの比準価額	A×比準割合×割合(第1表会社規模とLの割合で判定)
図1株当たりの比準価額 の比較無限の格工(本学##本の2017年)を開発	比準価額⑩と ⑫とのいずれか低いほう×第4表の④の金額 ※2
図比準価額の修正(直前期末の翌日から課税 は期末での関係取出会会はの効力が発生し	比準価額 ❷-1 株当たりの配当金額 ※2
時期までの間に配当金交付の効力が発生し た場合)	
②比準価額の修正(直前期末の翌日から課税	(比準価額 ❷(❷があるときは ❷))+割当株式 1 株当たりの払
時期までの間に株式の割当等の効力が発生	込金額×1 株当たりの割当株式数)÷(1 株+1 株当たりの割当株
した場合)	式数•交付株式数)※1
ツィキ二単位士法の誤粉切換するになる担合に	

^{※1}表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「課税時期基準」で小数表示をする項目(18)

^{※2}表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「直前期末基準」で小数表示をする項目(2023)

第8表・株式保有特定会社の株式価額の計算明細書(続)

第8表では第7表に引き続き株式保有特定会社の株式の価額の計算を行います。



第8表	
1.S1 の金額(続)	
①相続税評価額による純資産価額	第5表⑤を転記します。
②課税時期現在の株式等の合計	第5表のを転記します。
③差引	1-2
④帳簿価額による純資産価額	第5表⑥を転記します。
⑤株式及び出資の帳簿価額合計額	第5表 ①+(〇一命)を転記します。
⑥差引	4-6
⑦評価差額に相当する金額	3-6
⑧評価差額に対する法人税額等	⑦×38%
⑨課税時期現在の修正純資産価額	3-8
⑩課税時期現在の発行済株式数	第5表⑩
⑪課税時期現在の修正後の1株当たりの純	(9÷⊕ ×1
資産額	
⑫修正後の類似業種比準価額	第7表 匈、匈または 匈
⑬修正後の 1 株当たりの純資産額	⑪を転記します。
⑭比準要素数 1 の会社の S1 の金額	③あるいは(⑫×0.25) + (⑬×0.75) のいずれか低い方の金額 ※1
⑤大会社のS1 の金額	⑫と⑬のいずれか低いほうの金額
⑯中会社のS1 の金額	(⑫と⑬の低い方の金額×Lの割合)+(⑬×(1-Lの割合)) ※Lの割合は第1表2から転記します。※1
⑪小会社のS1 の金額	⑬あるいは(⑫×0.50) + (⑬×0.50) のいずれか低い方の金額 ※1
2.S2 の金額	
18課税時期の株式数及び出資価額合計	第5表のを転記します。
19株式及び出資の帳簿価額の合計額	第5表♀+(♀ー命)を転記します。
⑩株式及び出資に係る評価差額に相当する 金額	(8-(9)
②②の評価差額に対する法人税額等相当額	@×45%
②S2 の純資産価額相当額	(8-2)
□ ②課税時期現在の発行済株式数	第5表⑪を転記します。
愛S2 の金額	②÷(3) ※1
3.株式保有特定会社の株式の価額	
図1株当たりの純資産価額	第5表⑫を転記します。※1
	※第5表⑫がない場合は第5表⑪を転記します。
@S1 の金額とS2 の金額との合計額	(4(5)(6(1)のいずれか該当する金額+2a)
②株式保有特定会社の株式の価額(図と 図	図と 図のいずれか低い方の金額
いずれか低い方の金額)	

^{※1}表示単位未満の端数切捨でOになる場合に「課税時期基準」で小数表示をする項目(①101016172928)

6-5. 上場株式の評価明細書

上場株式の評価計算を行います。

- ①相続税トップメニュー画面を開きます。
- ②「評価明細書」をクリックします。



③「上場株式の評価明細書」をクリックします。



④「追加」ボタンを押してデータを追加します。



⑤必要な箇所を入力します。



⑥入力が終了したら「保存終了」ボタンをクリックして終了します。



⑦株式の一覧画面に戻りますので、印刷または終了します。

上場株式の評価明細書

上場株式の評価計算をします。

		<編集>	中止
		上場株式の評価明細書	
銘 柄		第一商事	
取引所等の名	名称	東 P	
課税時期の最終価格	月日	1 岁月 ② V 日	
	(1) 価格	250	
	(2) 月	249	
 最終価格の月平均額 	(3) 月	248	
	(4) 月	247	
評価割	Ĭ.	247	
参考事項	Į		
持 株 数	t	10,000	
評価額×株式	式数 ————————————————————————————————————	2,470,000	

上場株式の評価	明細書						
銘柄		銘柄を入力します。					
取引所等の名称	7	取引所等の名称を入力します。					
課税時期の最	月日	最終価格の月日を入力します。					
終価格	①価格	1 株当たりの最終価格を入力します。					
最終価格の月	②月	課税月の1株当たりの最終価格を入力します。					
平均額	3月	課税月の前月の1株当たりの最終価格を入力します。					
	4月	課税月の前々月の1株当たりの最終価格を入力します。					
	()	増資による権利落等の修正計算前の最終価格の月平均額を入力します。					
評価額		①~④のもっとも低い金額を表示します。(0はのぞく)					
参考事項		増資による権利落等の修正計算その他の参考事項を入力します。					
持株数		持株数を入力します。(印刷には出ません)					
評価額×株式数	τ	評価額×株式数を入力します。(印刷には出ません)					

6-6. 店頭銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書

登録銘柄及び店頭管理銘柄の株式の評価計算をします。

			< 編 9	{ >	削除	保存終了	中止
登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書							
銘 柄		東西銀行(株)					
	月日	1 ∨ 月 1 ∨	В				
課税時期の取引価格	(1)高値	420					
a* 176 or 140 O/ 4X 31 IM 10	(2)安値	408					
	(3)平均額	41 4					
	(4) 月	424					
最終価格の月平均額	(5) 月	416					
	(6) 月	431					
評価額	評価額						
参考事項							
持 株 数		1,000					
評価額×株式数		408,00	0				

店頭銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書			
銘柄		銘柄を入力します。	
課税時期の	月日	最終価格の月日を入力します。	
取引価格	①高値	課税時期の高値を入力します。	
	②安値	課税時期の安値を入力します。	
	③平均額	①と②の平均を表示します。	
最終価格の	④課税月	課税月の1株当たりの最終価格を入力します。	
月平均額	⑤前月	課税月の前月の1株当たりの最終価格を入力します。	
	⑥前々月	課税月の前々月の1株当たりの最終価格を入力します。	
	()	増資による権利落等の修正計算前の最終価格の月平均額を入力します。	
評価額		③~⑥のもっとも低い金額を表示します。(O はのぞく)	
参考事項		増資による権利落等の修正計算その他の参考事項を入力します。	
持株数		持株数を入力します。(印刷には出ません)	
評価額×株式数		評価額×株式数を入力します。(印刷には出ません)	

6-7. 営業権の評価明細書

営業権の価額計算をします。

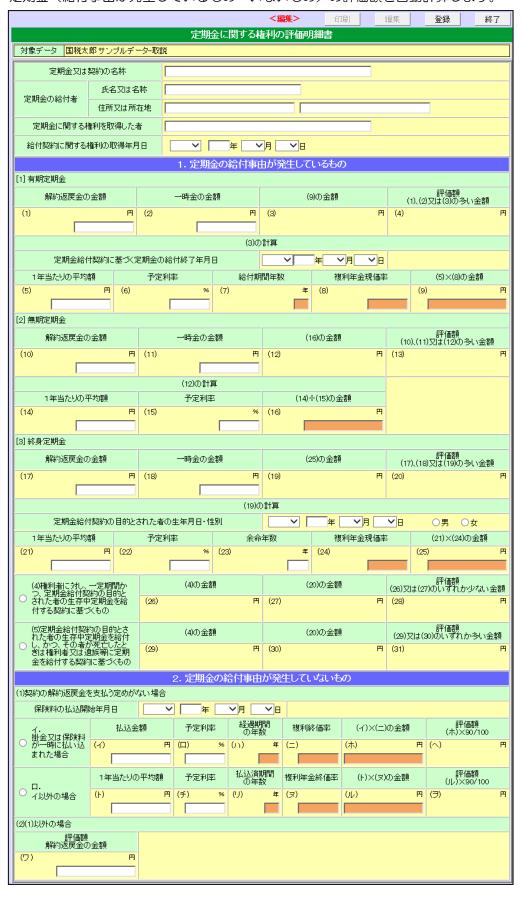




営業権の評価明細書	
相続開始等の年月日	相続開始等年月日を表示します。
事業所所在地または本店所在地	事業所所在地、または本店所在地を入力します。
氏名または法人名	氏名または法人名を入力します。
事業の内容	事業の内容を入力します。
商号または屋号	商号または屋号を入力します。
平均利益金額の計算	
年分または事業年度	年分または事業年度を入力します。
①事業所得または所得の金額	事業所得または所得の金額を入力します。
②非経常的な損益額	非経常的な損益の額を入力します。
③支払利子等の額	支払利子等の額を入力します。
④専従者給与または役員給与額	専従者給与または役員給与額を入力します。
5 1±2+3+4	①±2+3+4
⑥ (()+() +(()) ×1/3	(⊘ + □ + ⊘) ×1÷3
⑦ 〇と⑥のうち低い方の金額	○○と⑥のうちいずれか低い方の金額を表示します。
標準企業者報酬額の計算	
⑧標準企業者報酬額の計算	標準企業者報酬額の算式により自動計算します。
総資産価額の計算	
科目	科目を入力します。
相続税評価額	相続税評価額を入力します。
⑨合計	相続税評価額の合計を表示します。
営業権の価額	
⑩超過利益金額	⑦×0.5-®- (⑨×0.05) を自動計算して表示します。
基準年利率による複利年金現価率	基準年利率による複利年金現価率を入力します。
	※利率は国税庁通達によります。
営業権の価額	⑩×基準年利率による複利年金現価率

6-8. 定期金に関する権利の評価明細書

定期金(給付事由が発生しているもの・いないもの)の評価額を自動計算します。



*定期金給付事由が発生しているもの(相続税法第24条)~評価方法~

有期定期金:次の①~③のいずれか多い金額を自動計算します。

- ①解約返戻金の金額
- ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額
- ③(給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額)×(残存期間に応ずる予定利率による

複利年金現価率)

無期定期金:次の①~③のいずれか多い金額を自動計算します。

- ①解約返戻金の金額
- ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額
- ③給付を受けるべき金額の 1 年当たりの平均額÷予定利率

終身定期金:次の①~③のいずれか多い金額を自動計算します。

- ①解約返戻金の金額
- ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額
- ③(給付を受けるべき金額の 1 年当たりの平均額)×(終身定期金に係る定期金給付契約の目的 とされた者の平均余命に応ずる予定利率

による複利年金現価率)

権利者に対し一定期間かつ定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの: 有期定期金として算出した金額と終身定期金として算出した金額のいずれか少ない金額を自動計算します。

定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付しかつその者が死亡した時は権利者または遺族等に定期金 を給付する契約に基づくもの:

有期定期金として算出した金額と終身定期金として算出した金額のいずれか多い金額を自動計算します。

*定期金給付事由が発生していないもの(相続税法第25条) ~評価方法~

解約返戻金を支払う旨の定めのあるもの:解約返戻金の金額を入力します。

解約返戻金を支払う旨の定めのないもの:次の①または②を自動計算します。

①掛金(保険料)が一時払いの場合

(経過期間につき、掛金(保険料)の払込金額に対し、予定利率の複利による計算をして得た元利合計額)×0.9 ②掛金(保険料)が一時払い以外の場合

(経過期間に払い込まれた掛金(保険料)の金額の1年当たりの平均額)×(経過期間に応ずる予定利率 ×0.9 による複利年金終価率)

定期金に関する権利の評価明細書	
	ウ 中央の名称またけ初めの名称を3 カレキオ
定期金または契約の名称	定期金の名称または契約の名称を入力します。
定期金の給付者・氏名または名称	定期金の給付者の氏名または名称を入力します。
定期金の給付者・住所または所在地	定期金の給付者の住所または所在地を入力します。
定期金に関する権利を取得した者	定期金の権利を取得した者を入力します。
給付契約に関する権利の取得年月日	給付契約に関する権利の取得年月日を入力します。
1.定期金の給付事由が発生しているもの	D
(1)有期定期金	
①解約返戻金の金額	解約返戻金の金額を入力します。
②一時金の金額	一時金の金額を入力します。
③ 9の金額	⑨の金額を表示します。
④評価額	①、②または③のいずれか多い金額を表示します。
定期金の給付終了年月日	定期金給付契約に基づく給付終了年月日を入力します。
⑤1 年当たりの平均額	1 年当たりの平均額を入力します。
⑥予定利率	予定利率を入力します。
⑦給付期間年数	給付契約権利の取得年月日と定期金の給付終了年月日から年数を表示しま
	す。(1 年未満切り上げ)
	*給付契約権利の取得年月日の月日と定期金の給付終了年月日の月日が同
	日の場合、年数は表示しません。内容をご確認の上、手入力にて対応して
	ください。
 ⑧複利年金現価率	
◎	r=⑥予定利率 n=⑦給付期間年数
 9 5×8の金額	(5×8) (5×8) (7·1/1/11) 期间牛致
(2)無期定期金	9.40
	初めに言うのうがたしまします
⑩解約返戻金の金額	解約返戻金の金額を入力します。
⑪一時金の金額	一時金の金額を入力します。
① ⑥の金額	6の金額を表示します。
③ ⑩、⑪または⑫の多い金額	⑩、⑪または⑫のいずれか多い金額を表示します。
④1 年当たりの平均額	1 年当たりの平均額を入力します。
15予定利率	予定利率を入力します。
16 4÷5の金額	(1) ÷ (1)
(3)終身定期金	
⑪解約返戻金の金額	解約返戻金の金額を入力します。
18一時金の金額	一時金の金額を入力します。
⑲ 匈の金額	匈の金額を表示します。
② ①、⑱または⑲の多い金額	⑪、⑱または⑲のいずれか多い金額を表示します。
定期金給付契約の目的とされた者の	定期金給付契約の目的とされた者の生年月日、性別を入力します。
生年月日・性別	
②1 年当たりの平均額	1 年当たりの平均額を入力します。
②予定利率	予定利率を入力します。
②余命年数	余命年数を入力します。
○ 複利年金現価率	{1-(1÷(1+r)のn乗) ÷r (小数点以下3位未満四捨五入)
- 12 13 1 m200m 1	r=②予定利率 n=②余命年数
	0×0
	明金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約にも基づく
もの	し生ノヘー リピーション・ローシー・ローション・ローシー・ローシー・ローシー・ローシー・ローシー・ローション・ローシー・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローション・ローシー・ローシー・ローシー・ローシー・ローシー・ローシー・ローシー・ローシ
② ④の金額	④の金額を表示します。
② ②の金額	②の金額を表示します。
❷ ❷の金額 ❷ ❷または ❷のいずれか少ない金額	
	者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者または まずくたの
遺族等に定期金を給付する契約に基	
<u></u> ② ④ Ø ② ② Ø Ø Ø Ø Ø Ø Ø Ø Ø Ø	④の金額を表示します。 ※の金額を表示します。
⑩ ⑩の金額	⑩の金額を表示します。
❸ ❷または ❸のいずれか多い金額	◎または ⑩のいずれか多い方を表示します。

2.定期金の給付事由が発生していない。	ちの	
(1)契約の解約返戻金を支払う定めがない場合		
保険料の払込開始年月日	保険料の払込開始年月日を入力します。	
イ.掛金または保険料が一時に払い込	チェックして選択します。	
まれた場合		
(イ)払込金額	払込金額を入力します。	
(口)予定利率	予定利率を入力します。	
(ハ)経過期間の年数	経過期間の年数を表示します。保険料の払込開始年月日と給付契約権利の	
	取得年月日から年数を表示します。(1 年未満切捨て)	
(二)複利終価率	(1+r)のn乗 (小数点以下3位未満四捨五入)	
	r=(ロ)予定利率 n=(ハ)経過期間	
(木)(イ)×(二)の金額	(1) X (=)	
(へ)評価額	(木) ×0.9	
ロ.イ以外の場合	チェックして選択します。	
(ト)1 年当たりの平均額	1 年当たりの平均額を入力します。	
(チ)予定利率	予定利率を入力します。	
(リ)払込済期間	払込済期間を表示します。保険料の払込開始年月日と給付契約権利の取得	
	年月日から年数を表示します。(1 年未満切り上げ)	
(ヌ)複利年金終価率	{(1+r)のn乗−1}÷r (小数点以下3位未満四捨五入)	
	r=(チ)予定利率 n=(リ)払込済期間	
(ル)(ト)×(ヌ)の金額	(ト) X (ヌ)	
(ヲ)評価額	(ル) ×0.9	
(2) (1) 以外の場合		
(ワ)評価額	解約返戻金の金額を入力します。	

6-9. 定期預金等の評価明細書

定期預金・定期預金・通常預金・普通預金・当座預金等の評価額を自動計算します。



	〈編集〉		
定期預金等の評価明細書			
金融機関等名	三井住友銀行		
種 類	定期預金 検索		
記号·番号	12345678		
預入日	平成 🗸 🔘 年 10 🗸 月 1 🗸 日		
満 期 日	令和 ✔ ○○ 年 9 ✔ 月 30 ✔ 日		
(1)元本額	1,000,000 円		
(2)利 率	0.02 %		
(3)経過日数	5,700		
(4)既経過利子額 (1)×(2)×(3)/365	3,123 円		
(6)税 率	0.1 %		
(5)税金相当額 (4)×(6)	3円		
(7)評価額 (1)+(4)-(5)	1,003,120 円		

定期預金等の評価明細書	
金融機関等名	金融機関等名を入力します。
種類	預金の種類一覧から該当項目を選択します。
記号 • 番号	記号・番号を入力します。
預入日	預入年月日を入力します。
満期日	満期年月日を入力します。
①元本額	元本額を入力します。
②利率	利率を入力します。
③経過日数	(預入日)~(相続開始日)の日数を表示します。
④既経過利子額	①②③を元に既経過利子額を表示します。(①×②×③)÷365
⑥税率	税金相当額の利率を入力します。
⑤税金相当額	(④既経過利子額×⑥税金相当額の利率)÷365 を表示します。
⑦評価額	(①元本額+④既経過利子額一⑤税金相当額)を表示します。

6-10. 山林・森林の立木の評価明細書

山林・森林の立木の評価計算をします。





■立木の評価額=1 ヘクタールあたりの標準価額×地味級×立木度×地理級×地積 ← (A)

地味級の割合 上=1.3 中=1.0 下=0.6 立木度の割合 密=1.0 庸=0.8 疎=0.6 を入力します。

地利級の割合 小出し距離と小運搬距離から地利級(割合)判定表で求めて入力

総合指数 総合等級表から入力

*保安林控除がある場合は、[算出額] 欄の上段・[割合] の欄に控除割合を入力します。

上記評価額(A)×(1-保安林控除の割合)

控除割合 一部皆伐=0.3 択伐=0.5 単木選伐=0.7 禁伐=0.8

出力時、割合の前に保をつけてプリントします。

*造林者の分収割合がある場合は、[算出額]欄の中断に分収割合を入力します。

出力時、分をつけてプリントします。

(主): 地味級の割合・立木度の割合・保安林控除割合については、申告時期の評基通および判定表で必ず数値を ご確認下さい。

山林・森林の立木の評価明細書	
林地	
所在地	所在地を入力します。
用途区分及び現況	該当項目を選択します。
面積	評価対象地の地積(台帳・実測)を入力します。
固定資産税評価額	評価の基とした林地の固定資産税評価額を入力します。
修正	(固定資産税評価額)×(実測÷台帳)を表示します。
評価倍率	修正固定資産税評価額に乗ずる評価倍率を入力します。
評価額	(修正固定資産税評価額)×(評価倍率)を表示します。
立木	
樹種	該当項目を選択します。
樹鹼	樹齢年数を入力します。
森林の面積	森林の面積を入力します。*単位=ヘクタール
1 ヘクタール当たりの標準価額	1 ヘクタール当たりの価額を「立木の標準価額表」で求めて入力します。
小出し距離	小出し距離を入力します。*単位=m
小運搬距離	小運搬距離を入力します。*単位=km
地 級	「地利級判定表」から小出し距離・小運搬距離で求めて入力します。
利 指数 級	「地利級判定表」から求めた等級に応じた割合を入力します。
地 級	「地味級判定表」から樹種・樹齢に応じて選択します。
味 指数 級	地味級の割合を入力します。* <u>上</u> =1.3 中=1.0 下=0.6
立木度	「立木度の判定表」から求めた判定結果を選択します。
総合等級	「総合等級表」から地利級・地味級・立木度に応じて数値を求めて入力します。
割合	保安林控除割合などがある場合に控除割合を入力します。
算	*印刷時、保をつけてプリントします。
出 /	造林者の分収割合がある場合に入力します。
額	*印刷時、分をつけてプリントします。
評価額	立木の評価額を算出表示します。
備考	記載事項がある場合に入力します。

6-11. 財産一覧表

各評価明細書の評価内容を一覧で確認できます。「全部」「土地」「現金預貯金」「有価証券」「その他」の分類ごとの確認ができます。また、この財産一覧表から相続税への連動転記も可能です。

※「配偶者居住権等の評価明細書」からの転記はありません



財産一覧表から相続税への転記方法

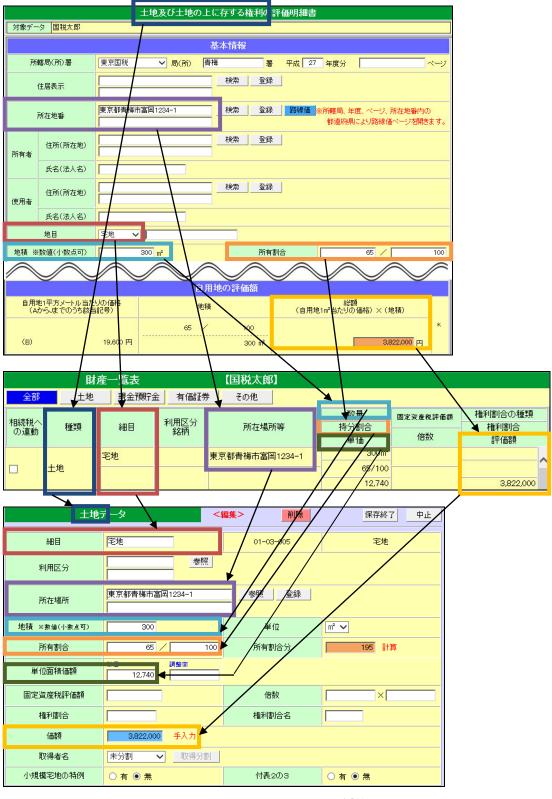
「相続税への連動」にチェックをつけ、「相続税へ連動」ボタンを押すと、相続税へ転記します。



財産一覧表	
相続税への連動	チェックを付け、「相続税へ連動」ボタンを押すと該当財産を相続税へ転記します。
種類	土地、現金預貯金、有価証券、その他
細目	細目を表示します。
利用区分銘柄	利用区分銘柄を表示します。
所在場所等	所在場所等を表示します。
数量	数量を表示します。
持分割合	持分割合を表示します。
単価	単価を表示します。
固定資産税評価額	固定資産税評価額を表示します。
倍数	倍数を表示します。
権利割合の種類	権利割合の種類を表示します。
権利割合	権利割合を表示します。
評価額	(数量)×(持分割合)×(単価)×(倍数)×(権利割合)を表示します。

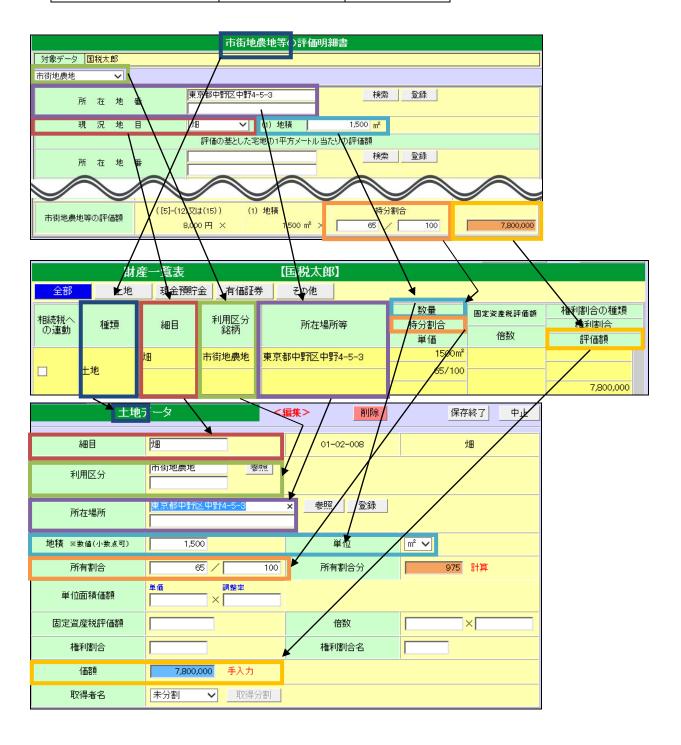
土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

土地等の評価明細書	財産一覧表	相続税
土地	財産の種類・土地	土地データ
地目	細目	細目
所在地番	所在場所等	所在場所
地積(㎡)	数量	地積(㎡)
所有割合	持分割合	所有割合
_	単価	単位面積価額
総額	評価額	価額

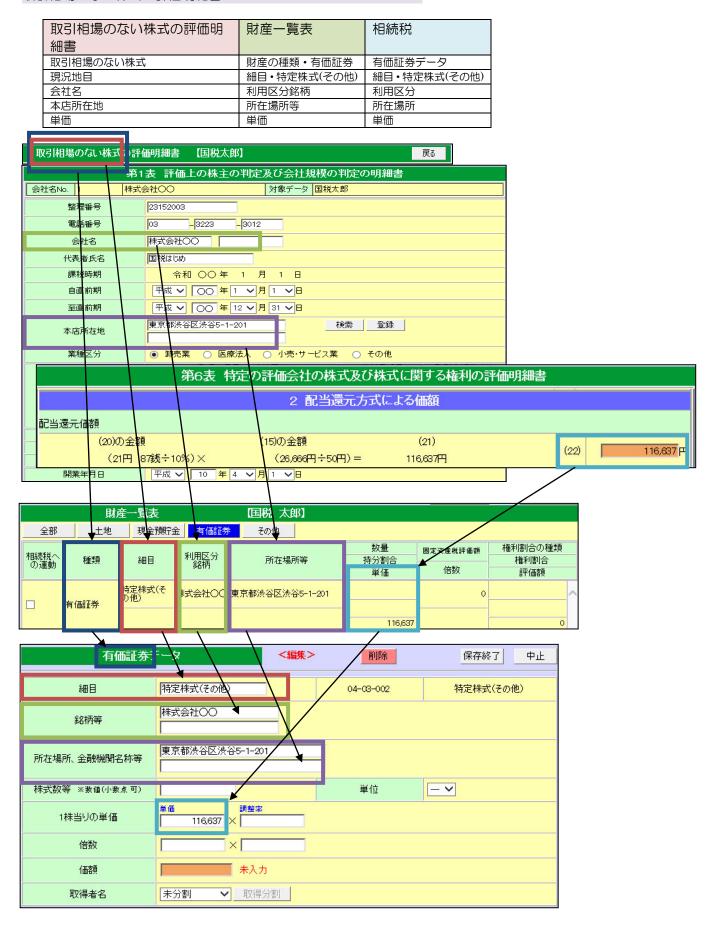


市街地農地等の評価明細書

市街地農地等評価明細書	財産一覧表	相続税
市街地農地等	財産の種類・土地	土地データ
現況地目	細目	細目
市街地農地等	利用区分銘柄	利用区分
所在地番	所在場所等	所在場所
地積(㎡)	数量	地積(m ^²)
持分割合	持分割合	所有割合
評価額	評価額	価額

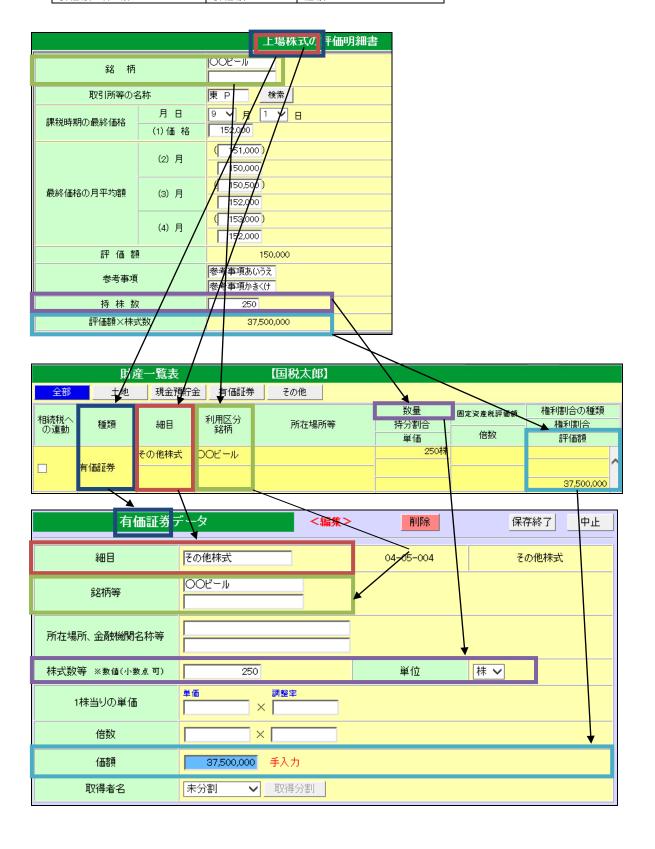


取引相場のない株式の評価明細書



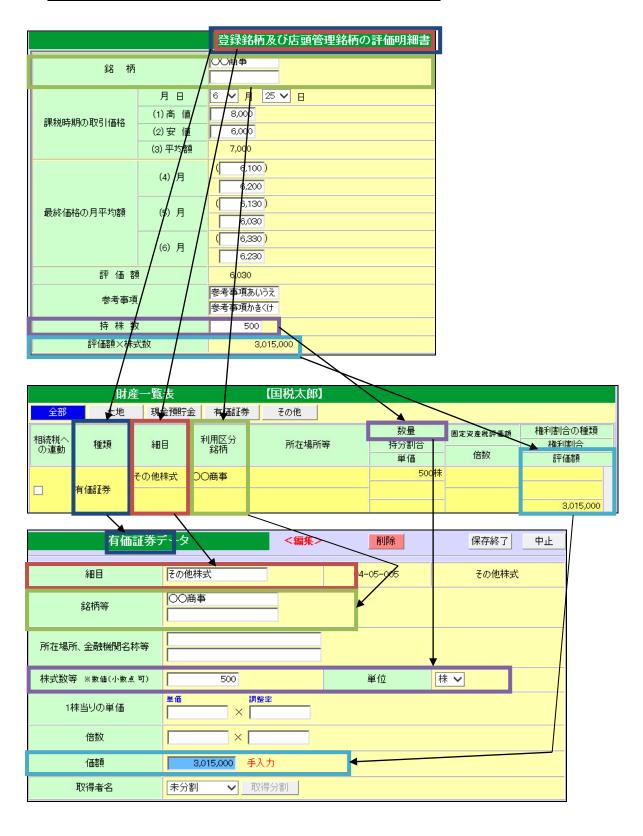
上場株式の評価明細書

上場株式の評価明細書	財産一覧表	相続税
上場株式	財産の種類	有価証券
上場株式	細目	細目(その他株式)
銘柄	利用区分銘柄	銘柄等
持株数	数量	株式数(株)
評価額×株式数	評価額	価額



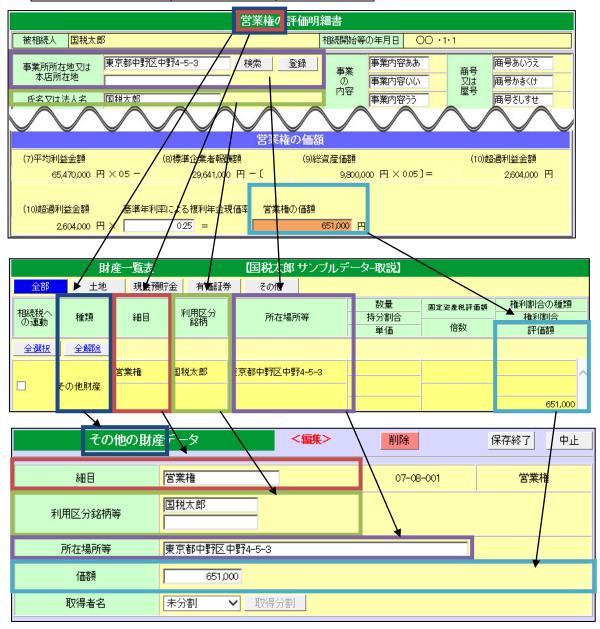
登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書

登録銘柄及び店頭管理銘柄 の評価明細書	財産一覧表	相続税
登録銘柄及び店頭管理銘柄	財産の種類	有価証券
登録銘柄及び店頭管理銘柄	細目	細目(その他株式)
銘柄	利用区分銘柄	銘柄等
持株数	数量	株式数(株)
評価額×株式数	評価額	価額



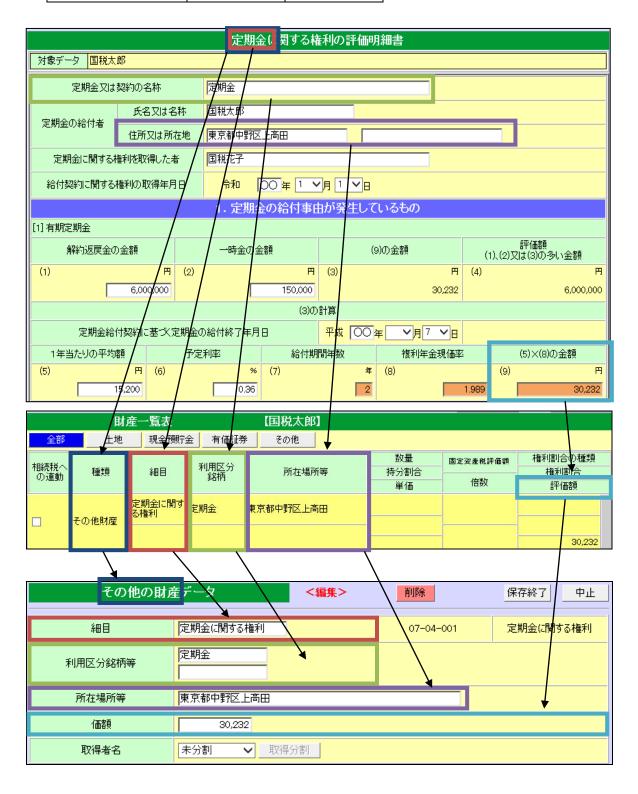
営業権の評価明細書

営業権の評価明細書	財産一覧表	相続税
営業権	財産の種類	その他財産
営業権	細目	細目(営業権)
氏名又は法人名	利用区分銘柄	利用区分銘柄等
事業所所在地又は本店所 在地	所在場所等	所在場所等
営業権の価額	評価額	価額



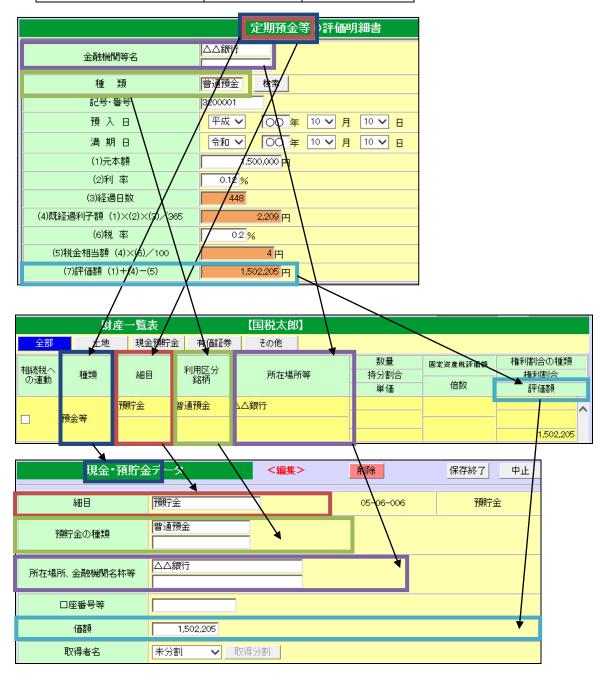
定期金の評価明細書

定期金の評価明細書	財産一覧表	相続税
定期金	財産の種類	その他財産
定期金	細目	細目(定期金)
定期金又は契約の名称	利用区分銘柄	利用区分銘柄等
住所又は所在地	所在場所等	所在場所等
最初に記載された評価額	評価額	価額
から転記		



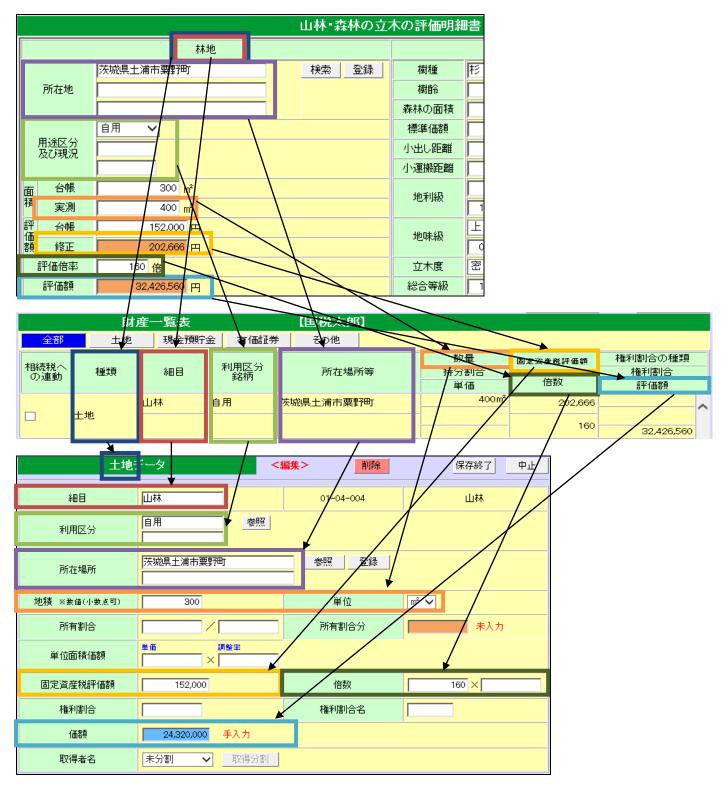
定期預金の評価明細書

定期預金等の評価明細書	財産一覧表	相続税
定期預金等	財産の種類	預貯金
定期預金等	細目(預貯金)	細目(預貯金)
預金の種類	利用区分銘柄	利用区分銘柄等
金融機関名	所在場所等	所在場所等
評価額	評価額	価額



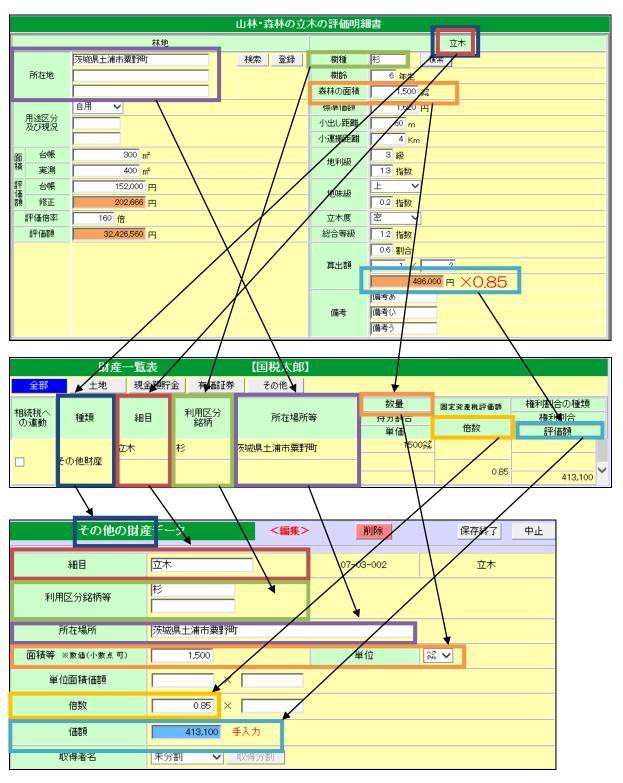
山林・森林立木の評価明細書(林地)

山林・森林立木の評価明細書 (林地)	財産一覧表	相続税
林地	土地	土地
林地	細目(山林)	細目(山林)
用途区分及び現況	利用区分銘柄	利用区分
所在地	所在場所等	所在場所
面積(台帳・実測両方入力がある場合は実測から転記)㎡	数量(㎡)	地積(㎡)
固定資産税評価額(台帳・修正両方 入力がある場合は修正から転記)	固定資産税評価額	固定資産税評価額
評価倍率	倍数	倍数
評価額	評価額	価額



山林・森林立木の評価明細書(立木)

山林・森林立木の評価明細書 (立木)	財産一覧表	相続税
立木	その他財産	その他財産
立木	細目(立木)	細目(立木)
樹種	利用区分銘柄	利用区分
所在地(林地の所在地を転記)	所在場所等	所在場所
森林の面積(ヘクタール)	数量(ヘクタール)	地積(ヘクタール)
_	倍数	倍率
評価額(算出額×0.85)	評価額	価額



7. その他

税務代理権限証書、遺産分割協議書の作成は「その他」で行います。





7-1. 税務代理権限証書

税務代理権限証書の作成を行います。

①相続人一覧から選択して「追加」ボタンをクリックします。



②入力が終わったら「登録」ボタンをクリックします。



③「印刷」ボタンで印刷画面を表示します。



④「終了」ボタンで終わります。





税務代理権限証書	
被相続人	被相続人氏名を表示します。
申告日	相続の申告日を表示します。
所轄税務署	所轄税務署名を表示します。
税理士または税理士法人	
氏名又は名称	税理士名または税理士法人名を表示します。
事務所名称	事務所名称を表示します。
所在地	住所、電話番号を表示します。
所属税理士会等	所属税理士会等を表示します。
その他	該当項目をクリックして選択します。
依頼者	
氏名又は名称	依頼者氏名を表示します。
住所又は事務所所在地	依頼者住所、電話番号を表示します。
1 税務代理の対象に関する	事項
税目	代理対象の税目にチェックを付けます。
年分等	何年分についてか入力します。もしくは必要事項を手入力します。
2 税務代理の対象となる書類	類の受領に関する事項
自由入力欄です。	
3 その他の事項	
自由入力欄です。	
委任状	
必要事項を入力します。	

7-2. 税理士法第33条の2第1項

税理士法第33条の2第1項の作成を行います。

①相続人一覧から選択して「追加」ボタンをクリックします。



②入力が終わったら「登録」をクリックします。



③他ページへの移動はボタンで行います。



④「印刷」ボタンで印刷画面を表示します。



⑤「終了」ボタンで終わります。



2頁目 3頁目 4頁目	<編集> 印刷 編集 登録 終了							
	税理士法第33条の2第1項(資)							
相続税 ✔ 申告書(年分 令和○年5月10日 相続開始分)								
被相続人	国税 太郎							
被相続人の住所	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号							
申告日	令和〇年2月5日							
所轄税務署	春日部 税務署長殿							
	税理士又は税理士法人							
氏名又は名称	千代田はじめ税理士事務所							
事務所の所在地	東京都千代田区千代田 ちよだ丸の内 32ビルヂング 1号棟 50 1号 電話番号 03 - 3333 - 0000							
	書面作成に係る税理士							
氏名	千代田 はじめ							
事務所の所在地	東京都千代田区千代田 ちよだ丸の内 32ビルヂング 1号棟 501号 電話番号 03 - 3333 - 0000							
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号等 第 号							
税務代理権限証書の提出	〇有() 〇無							
	依頼者							
氏名又は名称	国税 花子							
住所又は事務所の所在地	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号 電話番号 048 - 1234 - 5678							
	1 提示を受けた書類等に関する事項							
書類等(申告書の作成に関し、 整理するために用いたものに関	計算し、又は 表る。)の名称 左記の書類等以外の書類等							
書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等							
<u>'</u>								

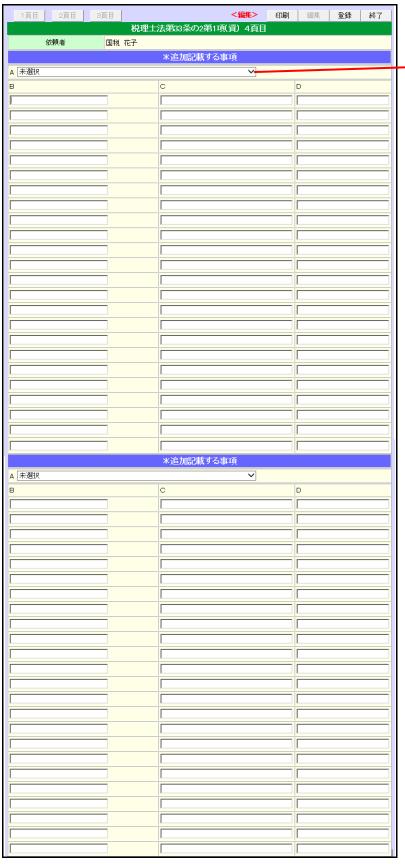
税理士法第33条の2第1項(資)	• 1 頁目
相続税もしくは贈与税	相続税を選択し、申告の種類を入力します。相続開始年月日を表示します。
被相続人	被相続人氏名を表示します。
申告日	相続の申告日を表示します。
所轄税務署	所轄税務署名を表示します。
税理士または税理士法人	
氏名又は名称	税理士名または税理士法人名を表示します。
事務所の所在地	事務所の住所、電話番号を表示します。
書面作成に係る税理士	
氏名	税理士名を表示します。
事務所の所在地	事務所の住所、電話番号を表示します。
所属税理士会等	所属税理士会等を表示します。
税務代理権限証書の提出	有・無から選択します。
依頼者	
氏名又は名称	依頼者氏名を表示します。
住所又は事務所所在地	依頼者住所、電話番号を表示します。
1 提示を受けた書類等に関する事項	Į
書類等の名称	書類等の名称を入力します。
左記の書類等以外の書類等	以外の書類等を入力します。
2 自ら作成記入した書類等に関する	3事項
書類等の名称	書類等の名称を入力します。
作成記入の基礎となった書類等	作成記入の基礎となった書類等を入力します。

1頁	目 3頁目	4頁目	<編集>		集 登録	終了
			法第33条の2第1項	(資) 2頁目		
	依頼者	国税 花子	=1 &&	Justin T		
	- A	3	計算し、整理した主	な事項	/# +v	
	区分		事 項		備考	_
	,					
(1)						
	(A) A) 3 ± 70	別的・特徴的な事	-A	_	#	
	(1)00)31	別いいり、44ほXロルぐ 争	7 <u>4</u>	備	考	
	L					
			-			
(2)						
(2)						
(2)						
(2)						

税理士法	税理士法第33条の2第1項(資)・2頁目					
依頼者		依頼者名を表示します。				
3 計算し	ノ、整理した主な事項					
	区分	区分を入力します。				
(1)	事項	事項を入力します。				
	備考	備考を入力します。				
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項	(1)のうち個別的・特徴的な事項を入力します。				
	備考	備考を入力します。				

1頁目	2頁目	4頁				編集>	印刷	編集	登録	終了
					33条の)2第1項	(資) 3頁	[8		
	依頼者		国税 花							
				4	相談に	応じた				
	事	項					相談の	要旨		
				1	5 総	合所見				
					6 ₹	の他				

税理士法第33条の2第1項(資)	• 3頁目				
依頼者	依頼者名を表示します。				
4 相談に応じた事項					
事項	事項を入力します。				
相談の要旨	相談の要旨を入力します。				
5 総合所見 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
総合所見を入力します。					
6 その他					
その他を入力します。					



税理士法第33条の	税理士法第33条の2第1項(資)・4頁目					
依頼者	依頼者名を表示します。					
※追加記載する事項	※追加記載する事項					
Α	1~6の中から選択します。(Aで選択した項目によってB~Dの項目名が変わります)					
В	追加記載する事項を入力します。					
С	追加記載する事項を入力します。					
D	追加記載する事項を入力します。					

7-3. 税理士法第33条の2第2項

税理士法第33条の2第2項の作成を行います。

①相続人一覧から選択して「追加」ボタンをクリックします。



②入力が終わったら「登録」をクリックします。



③他ページへの移動はボタンで行います。



④「印刷」ボタンで印刷画面を表示します。



⑤「終了」ボタンで終わります。



2頁目	3頁目	4頁目	<照会> □ 印				編集	登録	終了
税理士法第33条の2第2項(資)									
相続税	~	申告	書(年分 令	和〇年5月10日	相続開始分	ì)			
	被相続人		国税 太郎						
被	相続人の色	訥	埼玉県春日部	帰市 0003丁目5	番16号				
	申告日		令和〇年2月	5⊟					
	所轄税務署	7	春日部	税務署長殿					
				税理士又は	党理士法人				
Æ	名又は名称			税理士事務所					
事	務所の所在	地	東京都千代田 ちよだ丸の内 電話番号	3区千代田 32ビルヂング1号4 03 - 333					
				書面作成に	系る税理士				
	氏名		千代田 はじむ	か					
事	務所の所在	地	東京都千代田 ちよだ丸の内 電話番号	32ビルヂング1号 32ビルヂング1号 03 - 333					
所	属税理士会	等	税理士会	支部 登録番号等	第号				
税務代	理権限証書	の提出	○有(□)	Ę		
				依賴	者				
氏	名又は名称	尔	国税 花子						
住所又	ま事務所の	所在地	埼玉県春日部 〇〇〇3丁目 電話番号		ı4 – 5678				
				1 相談を受	がた事項				
	事	項			相談の要旨		-		
							_		
	2 審査に当たって提示を受けた書類等								
	書類等	等の名称			確認した内容				
							1		

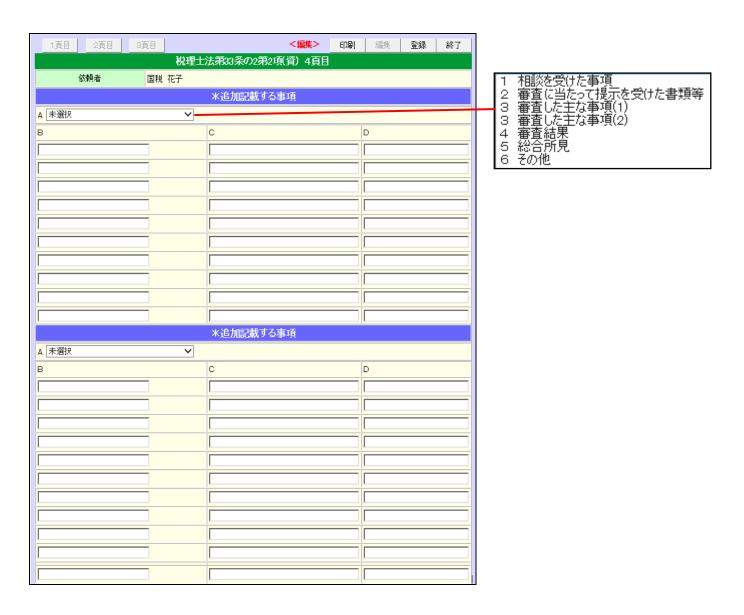
税理士法第33条の2第2項(資)	• 1 頁目
相続税もしくは贈与税	相続税を選択し、申告の種類を入力します。相続開始年月日を表示します。
被相続人	被相続人氏名を表示します。
申告日	相続の申告日を表示します。
所轄税務署	所轄税務署名を表示します。
税理士または税理士法人	
氏名又は名称	税理士名または税理士法人名を表示します。
事務所の所在地	事務所の住所、電話番号を表示します。
書面作成に係る税理士	
氏名	税理士名を表示します。
事務所の所在地	事務所の住所、電話番号を表示します。
所属税理士会等	所属税理士会等を表示します。
税務代理権限証書の提出	有・無から選択します。
依頼者	
氏名又は名称	依頼者氏名を表示します。
住所又は事務所所在地	依頼者住所、電話番号を表示します。
1 相談を受けた事項	
事項	事項を入力します。
相談の要旨	相談の要旨を入力します。
2 審査に当たって提示を受けた書業	頁等
書類等の名称	書類等の名称を入力します。
確認した内容	確認した内容を入力します。

1頁目	3頁目 4	項目 税理土法	<編集> 去第33条の2第2項		集 登録 終了
	依頼者	国税 花子			
			3 審査した主な事	过	
	区分		事 項		備考
(1)					
-					
H					
	/2\m2+/ED	 的・特徴的な事:	- -		77
	(ハクノう画が	in A. 44ほXロハヤ ⇒・	·H	備	考
l i					
Ė					
Ī					
Ī					
Ē					
Ī					
Ī					
Г					
(2)					

税理士法	党理士法第33条の2第2項(資)・2頁目					
依頼者		依頼者名を表示します。				
3審査	した主な事項					
	区分	区分を入力します。				
(1)	事項	事項を入力します。				
	備考	備考を入力します。				
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項	(1)のうち個別的・特徴的な事項を入力します。				
	備考	備考を入力します。				

1頁目 2頁目 4頁目	<編集>	印刷	編集	登録	終了
税理士法	第33条の2第2項(資)3頁	[]		
依頼者 国税 花子					
	4 審査結果				
I.					
	- 씨스로딘				
	5 総合所見				
	- 7 m //h				
	6 その他				

税理士法第33条の2第2項(資)	• 3頁目
依頼者	依頼者名を表示します。
4 審査結果	
審査結果を入力します。	
5 総合所見	
総合所見を入力します。	
6 その他	
その他を入力します。	



税理士法第33条の2第2項(資)・4頁目				
依頼者	依頼者名を表示します。			
※追加記載する事項				
А	1~6 の中から選択します。(Aで選択した項目によってB~Dの項目名が変わります)			
В	追加記載する事項を入力します。			
С	追加記載する事項を入力します。			
D	追加記載する事項を入力します。			

7-4. 遺産分割協議書

遺産分割協議書の作成を行います。

①「編集」ボタンをクリックします。



②協議書作成日を和暦で入力します。



③「登録」ボタンをクリックしてデータを保存します。

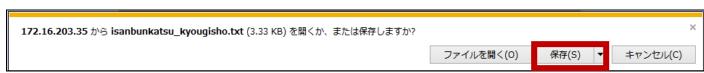


④「印刷」ボタンをクリックすると印刷画面を表示します。



⑤「出力」ボタンをクリックすると遺産分割協議書をテキスト形式(txt)で保存できます。





※テキスト形式で保存しますので、ワープロソフトやメモ帳で編集が可能です。

⑥「終了」ボタンで終わります。



		遺産分割	協議書		
56		< 照会 >	出力 印刷	編集	削除 登録 終了
			200	200	
	被相続人	望月太郎			
抽	議書作成日	令和 ✔ 00 年 11 ✔ 月 1	∀ ⊟		
		1 前	文		
	望月太郎の遺産につ(とに決定した。	いては、同人の相続人の全員におい	て分割協議を行った	結果、各相続人だ	0.それぞれ次の通り遺産分割
		2 1	文		
1000	望月花子が取得する				200000
(1)	宅地		埼玉県春日部市不動		
				50㎡ の持分1	
(2)	宅地		埼玉県春日部市不動		
			X	50㎡ の持分1	/ 2
(3)	家屋(鉄口10・居宅)		存日部市〇〇1丁目		
10000			7	2.5 m ²	
(4)	その他株式	〇〇電力㈱			
			5,0	00 株	
(5)	公债·社债	10年利付国债第×××回		111	
90000	0000 (no. 1000)	一般事業债第〇〇第×回		株	
(6)	社债	第×号			
				株	
(7)	証券投资信託	〇〇投資〇〇ファンド			
			2	00 🗆	
(8)	預貯金	定期預金	××銀行××支店		
			31,084,1	32 円	
(9)	生命保険金				
			20,000,0	00円	
(10)	生命保険金				
			10,768,1	25 円	
		3 12	紋		
上記のと	おり相続人全員による	遺産分割協議が成立したので、これ	を証するため本書を	作成し、以下に名	- 自署名押印する。
				令和○○	年11月1日
埼玉県	幕日部市不動院野3	丁目5番16号		相続人	望月花子
	(春日部市不動院野3	W-100-		相執人	望月一郎
千葉県	東市川市二俣6丁目3	番1号		相続人	望月幸子

7-5. 相続税の申告チェックシート

相続税申告手続きのチェックシートです。 チェックを付けたり、印刷もできます。

	添付(小)
相続人代表氏音 国税 花子 日報 花子 日報 花子 日報 花子 日本 18年8日部市○○○ 日日本 18年8日部市○○○ 日日本 18年8日 日本 18年8日	添付(//)
特別人代表住所 特別	添付(//)
報路条件	添付(//)
東京都千代田区千代田	添付(p)
大きが現在地 ちょだれの内32ビルチング1号様501号 1234 - 5678 1234 - 5	添付(レ)
検討項目 検討内容 検討の容 検討の容 検討の確認() ※指 検討資料 の確認() ※指 検討資料 の確認() ※指 ()	添付(b)
1)捜言者がありますか。	添付(b) 型山騒道中
日本語 日本	走山原棋日
相続財産の分割等	□ *
[3]戸籍の謄本等がありますか。	
[1]未登記不動産はありませんか。	
[2]共有不動産はありませんか。	□ *
(4)他市区町村に不動産はありませんか。	
(4)他市区町村に不動産はありませんか。	
Table 15 日本国外に不動産はありませんか。 15 日本国外に不動産はありませんか。 16 他人の土地の上に存する建物及び	
181日本国外に不動産はありませんか。	
他人の農地を小作しているものはありませんか。	
事業(農業)用財産	
## ありませんか。	
受益証券等の計上漏れはありませんか。	
有価証券 [3]増資等による株式の増加分や端株についての □ ○配当金支払通知書(保有株数表示) □ 相 [4]株式の割当を受ける権利、配当期待権は □ ○評価明細書等 □	
相 [4]株式の割当を受ける権利、配当期待権は □ ○評価明細書等 □	
財 「5]日本国外の有価証券はありませんか。 □	
[1]相続開始日現在の残高で計上していますか。 (現在の残高も確認しましたか。)	
[2]郵便貯金も計上していますか。 □ ○預貯金・金銭信託等の残高証明書 預貯金通帳等	
[3]名義は異なるが、被相続人に帰属するものは 現金・預行金 ありませんか。(無記名の預金も含む)	
[4]日本国外の預貯金はありませんか。	
[5]既経過利息の計算は行っていますか。 利息は、相続開始日に解約するとした場合の 利率で計算し、その額から源泉所得税相当額を 控除します。	
家庭用財産の計上漏れはありませんか。 □	
[1]生命保険金の計上漏れはありませんか。	
[2]生命保険契約に関する権利の計上漏れは 口 (保険証券、支払保験料計算書、所得税 ありませんか。 口 及び復興特別所得税の確定申告書(控)等	
生命保険金・ 退職手当金等 負担していた生命保険契約はありませんか。	
[4]退職手当金の計上漏れはありませんか。	
[5] 不慰金、花輪代、葬祭料等の支給を受けて いませんか。 (退職手当金等に該当するものはありませんか。)	

8. 連続印刷

相続税申告書を連続印刷する場合はこちらを使用します。

①トップメニューの「連続印刷」をクリックします。



②印刷する帳票にチェックを付けて「印刷」ボタンをクリックします。 「全選択」「全解除」「データ有」の3つのボタンもご活用ください。

「全選択」 …すべての帳票にチェックを付けます

「全解除」 …チェックをすべて解除します。

「データ有」…データのある帳票のみチェックを付けます。



③印刷プレビュー画面を表示します。 「印刷」ボタンをクリックしてプリンタを選択し、印刷します。

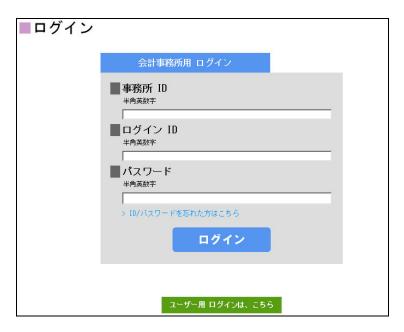
※チェックを付けた帳票分、プレビュー画面を順番に表示します。



9. オペレーター管理

事務員様など一つの事務所 ID を複数人で使用する場合、オペレーター管理から ID・パスワードの設定を行います。 ※この設定はオペレーター管理者権限のある ID でログインして行います。

①オペレーター管理者権限のある ID でログインします。



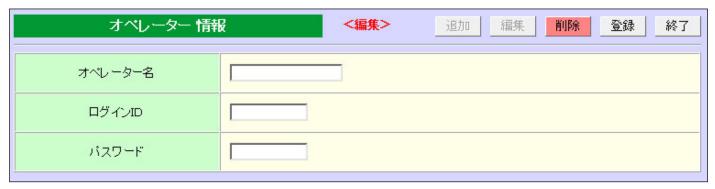
②「オペレーター管理」をクリックします。



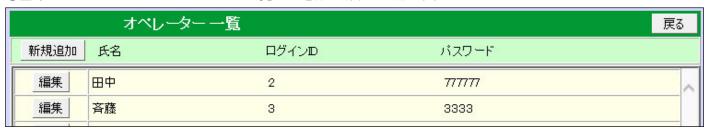
③「新規追加」ボタンをクリックします。

	オペレータ	一一覧		戻る
新規追加	氏名	ログインID	パスワード	
編集	田中	2	πππ	^
編集	斉藤	3	3333	

④氏名、ログイン ID、パスワードを入力して「登録」をクリックします。



⑤登録したオペレーターはオペレーター一覧から確認・編集が可能です。



10. お問い合わせ

「WEB 相続税申告書」の操作に関するご質問は、QuickBiz サポートメールまでお問い合わせください。

QuickBiz サポートメール: <u>customer_websouzoku@qbz.jp</u>

WEB 相続税申告書

https://qbz.jp/souzoku/



- ■17版 2025年02月
- ■株式会社タテムラ